

平成28年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

竹原 正貴

目次

第1	包括外部監査の概要	
	1. 監査の種類	1
	2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
	3. 事件を選定した理由	1
	4. 監査の視点	2
	5. 主な手続	3
	6. 監査の実施期間	3
	7. 包括外部監査人及び補助者	3
	8. 利害関係	4
	9. その他	4
第2	監査対象の概要	
	1. 補助金等とは	5
	2. 国庫補助金等について	5
	3. 補助金等を含む県の予算編成方針について	6
第3	補助金の抽出結果	9
第4	全庁的・共通的事項に関する指摘事項ないし意見	
	1. 交付要綱における暴力団排除規定と誓約書について（指摘事項）	11
	2. 起案文書の公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていたこと（指摘事項）	12
	3. 補助金支出の効果測定・評価について（意見）	13
	4. 補助対象経費とする旅費の妥当性の検討について（意見）	14
	5. 補助対象経費とする講師謝金の妥当性の検討基準（意見）	14
	6. 実績報告書の提出期限の定め（意見）	15
第5	総務部の補助金について	
	1. 総務部学事法制課の補助金	17
	（1）群馬県私立学校教育振興費補助金Ⅰ	17
	（2）群馬県私立学校教育振興費補助金Ⅱ	18
	（3）群馬県私学団体研修事業費等補助金	21
	（4）群馬県私立学校教職員退職金資金等補助金	22

(5) 日本私立学校振興・共済事業団補助金	23
(6) 群馬県私立学校等施設・設備資金利子補給事業補助金	25
(7) 群馬県私立高等学校等入学金減免事業補助金	27
(8) 群馬県施設型給付費等補助金	28
2. 総務部税務課の補助金	31
(1) 群馬県喫煙マナーアップ推進事業補助金	31
3. 総務部消防保安課の補助金	33
(1) 群馬県消防協会事業費補助金	33
(2) 群馬県防災ヘリコプター運航連絡協議会運営費補助金	35
4. 総務部総務事務センターの補助金	37
(1) 福祉関係団体運営費補助金（地方職員共済組合群馬県支部運営費補助金）	37
5. 総務部女子大学の補助金	40
(1) 群馬県立女子大学海外留学等奨励金	40
第6 企画部の補助金について	
1. 企画部企画課の補助金	43
(1) 一般社団法人理想の都市建設研究会活動費等補助金	43
2. 企画部国際戦略課の補助金	44
(1) 在外群馬県人会等活動費補助金	44
(2) 群馬県海外移住家族会事業費補助金	46
3. 企画部地域政策課の補助金	48
(1) 地域力向上事業補助金	48
4. 企画部世界遺産課の補助金	51
(1) ぐんま絹遺産保存活用総合支援事業補助金	51
第7 生活文化スポーツ部の補助金について	
1. 生活文化スポーツ部県民生活課の補助金	55
(1) 群馬県更生保護協会に対する県費補助金	55
2. 生活文化スポーツ部人権男女・多文化共生課の補助金	57
(1) 群馬県同和問題啓発・自立支援事業費補助金	57
(2) 群馬県隣保館連絡協議会県費補助金	59
(3) 群馬県人権擁護委員連合会活動促進費補助金	61
3. 生活文化スポーツ部文化振興課の補助金	62
(1) 群馬交響楽団運営費等補助金	63
(2) 教育文化事業団運営費等補助金	65

(3) 芸術文化団体等補助（みやま文庫）	66
(4) 芸術文化団体等補助（関信越音楽協会）	68
(5) 「群馬の文化」支援事業補助金	70
(6) 「群馬のふるさと伝統文化」支援事業補助金	73
4. 生活文化スポーツ部スポーツ振興課の補助金	75
(1) 群馬県スポーツ振興費補助金	75
(2) 全日本実業団対抗駅伝競走大会競技関係費補助金	80
第8 こども未来部の補助金について	
1. こども未来部子育て・青少年課の補助金	83
(1) ぐんま地域活動連絡協議会運営費補助金	83
(2) 群馬県認可外保育施設支援補助金	85
(3) 群馬県保育士養成所費補助金	87
(4) 青少年保護育成対策推進事業補助金	89
(5) 青少年育成総合推進事業補助金	91
(6) 群馬県青少年育成県民運動推進事業補助金	93
(7) 群馬県青少年団体補助金	96
2. こども未来部児童福祉課の補助金	100
(1) 群馬県児童養護施設連絡協議会事業費補助金	100
(2) 群馬県里親の会補助金	102
第9 健康福祉部の補助金について	
1. 健康福祉部健康福祉課の補助金	105
(1) 民生委員協議会運営費県費補助金	105
2. 健康福祉部医務課の補助金	107
(1) 群馬県医学会事業補助金	107
(2) 医師確保対策調査研究活動に対する補助金	110
(3) 群馬県高等歯科衛生士学院運営事業補助金	113
(4) はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業補助金	115
3. 健康福祉部介護高齢課の補助金	117
(1) 群馬県認知症高齢者介護家族等研修事業補助金	117
(2) 群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助金	121
(3) 群馬県ホームヘルパー協議会研修事業費補助金	123
4. 健康福祉部保健予防課の補助金	126
(1) 小児糖尿病夏季治療講習会（サマーキャンプ）補助金	126
(2) 群馬小児アレルギー親の会補助金	128

5. 健康福祉部障害政策課の補助金	130
(1) 群馬県精神障害者社会適応訓練事業補助金	130
(2) 群馬県心身障害児者関係団体補助金Ⅰ	132
(3) 群馬県心身障害児者関係団体補助金Ⅱ	135
(4) 群馬県心身障害児者関係団体補助金Ⅲ	137
(5) 群馬県精神障害者家族会連合会運営費補助金	140
(6) 日本てんかん協会群馬県支部運営費補助金	142
6. 健康福祉部薬務課の補助金	144
(1) 一般社団法人群馬県薬剤師会医薬品情報管理事業補助金	144
7. 健康福祉部国保援護課の補助金	145
(1) 群馬県遺族援護事業補助金	145
(2) 群馬満蒙拓魂之塔慰霊事業補助金	151
8. 健康福祉部食品・生活衛生課の補助金	153
(1) 一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金	153

第10 環境森林部の補助金について

1. 環境森林部環境保全課の補助金	157
(1) 群馬県産業環境保全連絡協議会補助金	157
2. 環境森林部林政課の補助金	159
(1) ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（沼田市）	159
(2) ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（高山市）	161
(3) ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（みなかみ町）	164
(4) 群馬県造林推進対策補助金	167
3. 環境森林部林業振興課の補助金	168
(1) 群馬県森林組合連合会事業補助金	168
(2) 群馬県間伐総合対策事業補助金「間伐材販売支援」	170
(3) 群馬県森林整備担い手対策事業補助金（退職金共済掛金助成事業）	172
(4) 群馬県林業近代化資金利子助成金	173
(5) ぐんまの木で家づくり支援事業補助金	175
(6) 群馬県間伐材総合対策事業補助金	177
(7) 公共施設等県産材活用推進事業補助金	178
(8) 群馬県林業普及指導事業関係団体補助金	181
4. 環境森林部緑化推進課の補助金	183
(1) 緑の少年団育成事業補助金	183

第11 農政部の補助金について

1. 農政部農業構造政策課の補助金	185
(1) はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業費補助金	185
(2) 農業近代化資金利子補給金	187
2. 農政部技術支援課の補助金	189
(1) 群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金	189
(2) 渡良瀬川鉍毒対策費補助金	192
3. 農政部蚕糸園芸課の補助金	193
(1) 群馬県蚕糸園芸振興事業補助金（「野菜王国・ぐんま」総合対策事業費補助）	193
(2) 群馬県蚕糸園芸振興事業補助金（園芸農産物振興対策事業費補助）	195
(3) 群馬県蚕糸園芸振興事業補助金（世界で戦えるこんにやく総合対策事業費補助）	198
4. 農政部ぐんまブランド推進課の補助金	200
(1) ぐんまブランド推進事業補助金（グッドぐんまの新鮮野菜PR事業補助）	200
(2) ぐんまブランド推進事業補助金（6次産業化チャレンジ支援事業費補助）	202
5. 農政部畜産課の補助金	204
(1) 群馬県畜産振興事業補助金（生産振興対策事業…優良繁殖雌牛増頭）	204
(2) 群馬県畜産振興事業補助金（生産振興対策事業…高能力純粋種豚安定供給体制確立）	206
(3) 群馬県畜産振興事業補助金（生産振興対策事業…乳牛等改良促進）	208
6. 農政部農村整備課の補助金	210
(1) 群馬県県営土地改良事業利子補給金	210
(2) 群馬県土地改良事業等補助金（小規模農村整備事業）	212

第12 産業経済部の補助金について

1. 産業経済部産業政策課の補助金	215
(1) 公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金	215
(2) 小規模事業経営支援事業費補助金	216
(3) 中小企業連携組織対策事業費補助金	218
(4) 群馬県商工会議所連合会補助金	220
(5) 企業誘致推進補助金	221

2. 産業経済部商政課の補助金	223
(1) 群馬県小口資金融資に係る信用保証料補助金	223
(2) 中小企業経営資源強化対策事業費補助金	225
(3) 群馬県商店街活性化支援事業費補助金	226
3. 産業経済部工業振興課の補助金	229
(1) 群馬県地場産業総合振興対策事業補助金	229
(2) 群馬県伝統的工芸品産業産地補助金	230
4. 産業経済部労働政策課の補助金	232
(1) 群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金	232
(2) 群馬県生産性本部補助金	234
5. 産業経済部産業人材育成課の補助金	235
(1) 一般社団法人群馬県技能士会連合会補助金	235
6. 産業経済部観光物産課の補助金	237
(1) 群馬県観光物産国際協会運営費補助金	237
第13 県土整備部の補助金について	
1. 県土整備部交通政策課の補助金	241
(1) 中小私鉄等振興対策事業補助金（上信電鉄沿線市町村連絡協議会）	241
(2) 交通指導員活動促進事業補助金	242
2. 県土整備部都市計画課の補助金	244
(1) 花と緑のクリーン作戦奨励金	244
3. 県土整備部下水環境課の補助金	245
(1) 群馬県公共下水道事業費補助（単独管渠整備促進費補助）	245
(2) 群馬県農業集落排水施設整備促進交付金（農業集落排水事業費補助：汚水処理施設整備交付金）	247
(3) 群馬県浄化槽整備事業費補助金（浄化槽整備費補助）	249
4. 県土整備部建築課の補助金	250
(1) 群馬県木造住宅耐震改修支援事業費補助金	250
5. 県土整備部住宅政策課の補助金	252
(1) 群馬県まちなか居住再生等支援事業補助金	252
第14 教育委員会の補助金について	
1. 教育委員会管理課の補助金	255
(1) 高等学校等奨学金貸与事業の運営費に係る補助金	255
2. 教育委員会福利課の補助金	256

(1) 公立学校共済組合群馬支部福祉事業補助金	256
3. 教育委員会義務教育課の補助金	258
(1) へき地教育センター運営費及びへき地学校巡回図書補助	258
4. 教育委員会高校学校教育課の補助金	260
(1) 地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会補助金	260
(2) 全国高等学校総合文化祭派遣事業補助金	261
5. 教育委員会特別支援教育課の補助金	263
(1) 群馬県市立特別支援学校費補助金	263
(2) 群馬県市立特別支援学校施設整備費補助金	265
6. 教育委員会生涯学習課の補助金	266
(1) 昆虫の森・天文台自然学習教室事業費補助金	266
(2) 社会教育関係団体補助金	268
(3) 社会教育（青少年教育）関係団体補助金	270
7. 教育委員会健康体育課の補助金	273
(1) へき地学校巡回検診事業補助金	273
(2) 群馬県体育大会等振興費補助金	275

第15 警察本部の補助金について

1. 県警本部生活安全部生活安全企画課の補助金	281
(1) 群馬県防犯協会活動補助金	281
2. 県警本部刑事部組織犯罪対策第一課の補助金	284
(1) 群馬県暴力追放運動推進センター活動補助金	284
3. 県警本部交通部交通企画課の補助金	287
(1) 群馬県交通安全協会補助金	287

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の3第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査テーマ

県単独補助金に関する事務の執行について

（2）監査の対象期間

原則として平成27年度（必要に応じて過年度及び平成28年度を対象とする。）

（3）監査対象の範囲

平成27年度の県単独補助金415件（予算額合計298億4693万円）について、担当部署にアンケート調査を行い、①金額的な重要性、②開始年度の古さ、③過去5年間の金額の変化の少なさ、④その他問題性のある蓋然性の観点から抽出した133件につき、関係資料の閲覧、照合と担当部署へのヒアリング等を行った。なお、一つの観点からは重要性が低いものであっても、他の観点から見て重要性が高ければ、総合的に判断して抽出したものも多数ある。

3. 事件を選定した理由

群馬県は、公益上必要があると認める事業を行う者に対して補助金を交付している。補助金の種類や交付先は多岐に渡り様々であるが、補助金のうち、県単独補助金が一般会計歳出予算に占める割合は、下記のとおり平成27年度当初予算において、4.2%であり、これだけを見ると、それほど高い割合とはいえないかもしれない。

しかしながら、一般会計歳出予算には、人件費2284億円、扶助費288億円、公債費1063億円が含まれている。これらは県の裁量によって動かすことの困難な義務的経費である。また、一般会計予算には、義務的経費3635億円のほか、投資的経費1136億円も含まれており、義務的経費や投資的経費を除けば、県の裁量で政策経費として使用可能な予算は限られている。この政策経費予算額に占める県単独補助金の割合は、下記のとおり平成27年度当初予算において、12.5%であり、これを見れば、県の政策の中で県単独補助金が金額的にも重要な位置を占めていることが分かる。

このため、補助金の支出が適正な手続の下に行われ、県民生活・福祉の維持・向上、企業・団体等の経済活動の停滞防止・活性化等のために有効に機能しているかどうかは重要な問題となる。また、他の地方公共団体の包括外部監査で指摘されているように、補助金は一度交付が始まると、毎年度、継続的に支出され続ける傾向にあり、見直しを怠ると、固定化、既得権益化しかねないという特性も持つので、その効果が十分に検証されているかどうか確かめる必要もある。

このように重要なテーマとなり得る補助金であるが、群馬県の包括外部監査では、平成14年度に「農政部の補助金に関する事務執行について」が監査テーマとなったことがあるのみで、農政部以外の補助金について外部監査の対象となったことがない状況にある。

そこで、補助金に関する事務の執行について外部監査を行うことは有用であると判断するとともに、初めて扱う監査対象について、範囲が過度に広範となるのを避けるため、県の裁量の幅が比較的狭いと考えられる国庫補助金を割愛し、県単独補助金に関する事務の執行を特定の事件として選定した。

(単位：百万円)

	県単独補助金 予算額	一般会計歳出 予算額	一般会計歳出予算 に占める割合
平成26年度	31,326	681,587	4.6%
平成27年度	29,847	715,966	4.2%
平成28年度	29,163	721,638	4.0%

(単位：百万円)

	県単独補助金 予算額	政策経費予算額	政策経費予算額に 占める割合
平成26年度	31,326	212,879	14.7%
平成27年度	29,847	238,890	12.5%
平成28年度	29,163	248,632	11.7%

4. 監査の視点

- ア) 補助金の目的や趣旨は何か。形式的な定めと実質的な目的に乖離はないか。
- イ) 補助金に関する事務の執行は法令・条例・規則・要綱・要領等に沿って適切に行われているか。また、そもそも要綱や要領の規定は適切か。
- ウ) 補助金の支出の決定過程で不適切な事務的な瑕疵はないか。
- エ) 補助金の支出先の選定は適正かつ公平に行われているか。また、要綱など入口の段階で交付先を不必要に限定していないか。
- オ) 補助金の金額は根拠資料に基づいて適切に算定されているか。また、その算定方法や金額は、事業の性質・規模に対して適切か。
- カ) 補助金の推移として、漫然と長期固定化していないかどうか。見直しの必要性はないか。

- キ) 補助金の区分・態様として、団体の運営費補助から事業費補助へ、定額補助から定率補助へ移行すべきものはないか。
- ク) 市町村に目的・趣旨の重なる補助金はないか。市町村との役割分担は適切か。
- ケ) 補助金に関する事務負担は過大でないか。事務の費用対効果の観点から無駄はないか。
- コ) 補助金の支出先から実績報告書の提出を受けているか。その正確性の検証がなされているか。補助金の支出先に対する指導監督は適切に行われているか。
- サ) 支出した補助金について、事後点検が十分になされているか。補助金により市民生活の向上等、公益性のある成果が得られているのか。また、補助金の対象事業の評価・効果の測定は適切に行われているか。

5. 主な監査手続

平成27年度に予算計上した県単独補助金を対象に、関係部署に対するアンケート調査を実施した。さらに、他の地方公共団体におけるものも含めた過去の包括外部監査結果報告書に記載されている指摘事項や意見と照らし合わせながら、群馬県補助金等に関する規則、各補助金の交付要綱等と補助金交付に係る関係書類の閲覧を行うとともに、担当部署に対するヒアリング調査を実施した。そこでの疑問点については追加資料の提示等を求め、逆に、担当部署からの追加説明を行いたい旨の要請にも応じ、個々の問題点を検討した。

6. 監査の実施期間

平成28年6月3日から同29年3月3日まで

7. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士・弁護士 竹原 正貴

(2) 補助者

公認会計士・税理士 小林 秀一

公認会計士・税理士 北原 陽子

公認会計士・税理士 武藤 善行

弁護士 村越 芳美

弁護士 中林 勇也

8. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

9. その他

この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果として報告」するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1. 補助金等とは

地方公共団体における補助金等とは、一般的に予算科目「第19節負担金、補助及び交付金」に区分して計上される、負担金、補助金及び交付金を指す。

法令等で補助金等の明確な定義は存在しないが、負担金とは、地方公共団体が特別の利益を受ける法令上の特定の事業等に対して、経費の全部又は一部を負担するものや各種団体への会費等である。補助金とは、特定の事業や研究等を育成、助長するため、地方公共団体が公益上必要があると認めた事業等に対して支出するものである。また、交付金とは、市町村や組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合等において、その経費を交付するものとされている。

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるが（法第232条の2）、財政面からの政教分離（憲法第89条前段）や公の支配に属さない慈善、教育、博愛の事業に対する支出の禁止（同条後段）に抵触しないよう配慮する必要がある。

また、群馬県補助金等に関する規則（以下「規則」という。）では定義規定を置いており（規則第2条）、その内容は次のとおりである。

「補助金等」とは、県が県以外の者（国、他の都道府県及びこれらの機関並びにこれらに類似する者を除く。）に交付する補助金、負担金、交付金、利子補給金等であって相当の反対給付を受けない給付金である。

「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業であり、「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者である。

今回の監査では、規則に定める補助金、負担金、交付金、利子補給金等のうち、特定の事業や研究等を育成、助長するため、県が公益上必要があると認めた事業等に対して支出する、いわゆる「補助金」を対象とした。

2. 国庫補助金等について

前項の「補助金等」は、県が単独で財源を負担して交付する県単独補助金等を指しているが、これとは別に、国が費用の一部又は全部を負担して県が交付する補助金等もある。

これは、①県が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と県の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要があるもの（地方財政法第10条）、②県が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律

又は政令で定める土木その他の建設事業（同条の２）、③県が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法又は地方交付税法によってはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なもの（同条の３）などに関して、県が国庫補助を受けて交付する補助金等である。

このような国庫補助事業に関する経費の種目、算定基準、国と県の負担割合は法律又は政令で定められることとなっているので（同法第１１条）、その取扱いについて、県の裁量の働く余地が県単独補助金に比して著しく狭まると考えられ、適法性の観点のみからの監査に監査時間の大半を取られる虞もあったため、農政部については１３年ぶり、その他については初めてとなり、適法性や正当性の観点に加え、有効性・効率性・経済性の観点からも、全庁的に点検することを志向した今回の外部監査の対象からは除外した。

３．補助金等を含む県の予算編成方針について

調査対象年度である平成２７年度の県の予算編成方針のうち今回の監査に係ると考えられる部分を、抜粋ではあるが、以下に掲載しておく。

監査対象期間である平成２７年度は、県総合計画「はばたけ群馬プラン」の最終年度であったことから、まず、各政策目標の達成に向けて重点プロジェクトを推進するとされた。また、それとともに、人口減少対策の観点からの総点検も踏まえ、新たな政策課題について、積極的に取り組むともされた。

その一方で、県財政の歳出面は、少子・高齢化の進展等に伴う社会保障関係経費の自然増や、公債費の増加など、義務的経費が年々増加し、歳入面では、県税収入の増加が見込まれるものの、地方交付税の減額や財政調整基金等の取り崩し可能残高の減少など懸念材料もあり、政策的経費に使える一般財源の増加は難しい状況にあった。

そうした中、既存事業の効果・必要性を検証した上で、事業の新設・改廃・優先順位について検討を行い、限られた財源を県民にとって真に必要な施策に重点的・効率的に配分していく必要性が認識された。

そのような方向性の下、今回の監査対象に係る方針としては、以下の諸点が挙げられている。

① 事業見直しの徹底

限られた財源で最大の効果を発揮するために、不要不急の事業は、積極的に廃止・縮小を行うこと。また、新規・拡充事業は、既存事業の見直しによって財源を捻出した上で予算要求すること。

② 現場主義の徹底

県内経済の動向、医療・福祉・環境・教育等の各分野における課題や県民ニーズを的確に把握すると共に、予算執行の現場に近い市町村や各種団体、関係者等からの意見を踏まえ、効果的・効率的な予算計上となるよう検討す

ること。

③ 事業評価の見直しの結果等の反映

事業評価の見直し結果をはじめ、政策プレゼンや「事務・事業見直し委員会」での議論、監査・決算審査における意見等について、関係者からの意見等も踏まえながら、事業の見直しに繋げ、予算要求に反映させること。

④ 一般事業

義務的な経費等及び公共事業を除く一般事業については、既存事業の見直し、内部管理経費の削減を徹底して財源を捻出し、政策の優先順位を付けた上で予算要求すること。

⑤ 重点事業

県総合計画「はばたけ群馬プラン」や人口減少対策に係る事業など、重点的に実施すべき事業についても、別途の留保財源は存在しないため、スクラップアンドビルドを徹底して予算要求すること。

⑥ イベント等の各種PR事業

各種イベントについては、その目的、効果、代替手段等を十分に検討し、思い切った見直しを行うこと。

⑦ 県単独補助金

県民にとって事業効果があるかどうか、市町村との役割分担はどうか等を必ず検討し、その経過を明確にすること。

⑧ 外郭団体等への運営費補助金の見直しの徹底について

極めて厳しい財政状況を踏まえ、外郭団体等への運営費補助金については、県に準じた経費削減の取組や自主財源を確保する取組の有無、繰越金、活動状況を十分に検討し、見直しの徹底を図ること。

第3 補助金の抽出結果

平成27年度の県単独補助金415件（当初予算額合計298億4693万円、その性格上国庫補助金に近いものなどを除き、補正予算などを反映させると、208億166万円）について、まず、担当部署にアンケート調査を行った。

アンケートの質問項目は、交付先（間接補助事業者があればその旨）、県有施設の貸与の有無、補助開始年度、直近5年間の予算額、直近5年間の決算額、補助金の性格・態様、事務に従事する人員、交付先への県職員の派遣の有無である。アンケートの回答結果を検討し、①金額的な重要性、②開始年度の古さ、③過去5年間の金額の変化の少なさ、④その他問題性のある蓋然性の観点から133件を抽出した。

担当部署ごとの抽出結果は以下のとおりである。

件数

	全件数	抽出件数	抽出率
総務部	16件	13件	81.25%
企画部	12件	5件	41.67%
生活文化スポーツ部	21件	15件	71.43%
こども未来部	16件	9件	56.25%
健康福祉部	73件	20件	27.40%
環境森林部	107件	14件	13.08%
農政部	75件	14件	18.67%
産業経済部	22件	14件	63.64%
県土整備部	21件	8件	38.10%
教育委員会	49件	18件	36.73%
警察本部	3件	3件	100%
合計	415件	133件	32.05%

予算額

（単位：千円）

	全体予算額	抽出予算額	抽出率
総務部	1,210,152	1,207,242	99.76%
企画部	65,614	31,487	47.99%
生活文化スポーツ部	775,968	768,317	99.01%
こども未来部	62,512	26,511	42.41%
健康福祉部	11,712,500	202,416	1.73%
環境森林部	1,295,469	519,541	40.10%
農政部	1,478,509	1,044,701	70.66%
産業経済部	3,191,582	3,170,589	99.34%
県土整備部	636,372	475,328	74.69%
教育委員会	360,884	242,903	67.31%

警察本部	12,100	12,100	100%
合計	20,801,662	7,701,135	37.02%

決算額

	全体決算額	抽出決算額	抽出率
総務部	1,143,097	1,140,579	99.78%
企画部	54,371	22,950	42.21%
生活文化スポーツ部	746,485	739,387	99.05%
こども未来部	50,849	21,436	42.16%
健康福祉部	10,807,185	200,735	1.86%
環境森林部	866,844	465,056	53.65%
農政部	1,259,498	963,598	76.51%
産業経済部	3,106,366	3,092,998	99.57%
県土整備部	395,325	295,057	74.64%
教育委員会	337,120	221,177	65.61%
警察本部	11,600	11,600	100%
合計	18,778,740	7,174,573	38.21%

健康福祉部は金額ベースの抽出率が極端に低くなっているが、これは全体予算額・全体決算額の多くを占める群馬県福祉医療費補助金（予算81億6505万円、決算78億9161万円）を抽出しなかったことによる。群馬県では、子ども、重度心身障害者、または母子家庭等の一定の要件を満たす者の医療保険自己負担額を無料化しており、同補助金は、制度実施に係る費用の一部を市町村に補助するものであるが、今回の監査の視点から検討した結果、抽出対象から外れた。

第4 全庁的・共通的事項に関する指摘事項ないし意見

1. 交付要綱における暴力団排除規定と誓約書について（指摘事項）

結論：交付要綱における暴力団排除規定の整備の徹底及び交付先団体ないし交付先団体の役員から暴力団等でない旨の誓約書の提出を求める事務の徹底を図るべきである。

意見：暴力団排除について、「群馬県暴力団排除条例」（平成23年4月1日施行）第7条は、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業（以下「県の事務事業」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等を県が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする」旨規定する。

これを受け、県では、すべての執行機関で統一的な対応を図るため、県警察本部長との間で「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意」（平成23年3月28日締結）を締結しており、その第4条は、「補助金等の交付」に関する事務事業について、排除措置を講ずるものと規定している。

さらに、同日付で制定された「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱」（平成23年3月28日制定、以下「排除要綱」という。）第4条は、「合意書第4条に定める事務事業を分掌する所属は、当該事務事業について排除措置を講ずるための規定を設けるものとする。」旨規定しており、各所属において規定を設けることを明確に義務付けている。また、同日付で、「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書及び要綱の運用等について」を各所属長に通知しており、同条例、合意書及び排除要綱につき周知するほか、規定の見直しを促すなどしている。

しかし、各所属の補助金事務を見てみると、交付要綱に暴力団排除規定を設け、交付先または交付先団体の役員（以下「交付先等」という。）から暴力団等でないことの誓約書（以下「誓約書」という。）を取っていたものが多数あった一方で、上記の全庁的な取り決めにもかかわらず、①そもそも交付要綱に暴力団排除規定を設けていないもの、②交付要綱に暴力団排除規定を設けたものの、交付先等から誓約書を取っていないもの、③交付先等から誓約書を取っていたものの、交付要綱に暴力団排除規定を設けていないものなど、その形態もまちまちであるが、不備を指摘せざるを得ないものも多数検出された。また、④直接補助事業者からは誓約書を取っていたものの、間接補助事業者については暴力団排除規定を設けておらず、県も直接補助事業者においても間接補助事業者から誓約書の提出を受けていないケースもあった。

上記のとおり、各所属において暴力団排除規定を設けることが排除要綱上求められるところであり、条例、ひいては法令上の要求であって、その法目的達成の重要性に照らせば、交付要綱に暴力団排除規定を改めて整備し、誓約書を求めるなど、徹底を図るべきである（①②③）。また、間接補助事業者が存在する補助金に関しては、直接補助事業者に対するチェックのみでは制度目的達成が困難で

あるため、間接補助事業者についても確認を行える体制を整えるべきである(④)。

なお、各所属の補助金について論じた箇所で、指摘事項の欄に「第4の第1項参照。」と記載したのは、本項の指摘事項に関する事実が検出された補助金であることを示している。

また、警察本部については、知事部局及び教育委員会と異なり、排除要綱第6条の身分照会を行う義務もないので、警察本部の補助金については、指摘事項の対象とはしない。警察本部に対して行う「意見聴取」は、警察本部内で行われるので、除外されているのではあるが、内部的には団体組織の構成員に対しての照会は行われているとのことであった。

2. 起案文書の公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていたこと（指摘事項）

結論：起案文書の公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けているものが多数検出された。これらの記載は全庁的な文書事務のルール上必要とされており、全庁的な取組として、記載を徹底するべきである。

説明：群馬県文書管理規程（昭和61年3月31日訓令甲第一号）は、文書の収受、処理、保存その他文書の取扱いに関し規定しており、県（警察本部を除く。）では、同規程に基づき、文書事務の統一のため「文書事務の手引」（平成28年9月最終改訂）を設けている。

同手引では、第2編第2章第6節において、起案文書の作成につき、施行文書に公印の押印をしたときにその年月日を、起案に基づく施行文書を施行した場合にはその年月日をそれぞれ記載するものとされている。また、公印を押印した場合には、普通、印影印刷、事前押印の中から公印区分を、施行した場合には、普通、ファクシミリ、電子メール、電子掲示板、その他のの中から施行区分を選択して、それぞれ記載するものとされている。

また、警察本部においては、群馬県警察の文書管理に関する訓令（平成14年3月19日本部訓令甲第6号）で同じく文書の取扱いに関し規定しており、併せて「群馬県警察の文書管理に関する訓令の制定について（例規通達）」（平成14年3月19日群本例規第10号（広）警察本部長）により、その解釈及び運用上の留意事項を定めている。

同例規通達では、第2（文書の取扱い）の4（起案用紙の記入について）において、起案用紙の施行日付欄の記載及び送達区分欄の表示をするものとされている。

しかるに、各所属で取り扱いがまちまちで、各補助金における起案文書をみると、きちんと記載がなされていた所属もあった一方で、その一部又は全ての記載が欠けているものがほとんどの所属もあり、全庁的に補助金事務を通覧した今回の監査を通じて、記載漏れの起案文書が多数検出された。文書事務の正確性確保のため、改めて各部において文書を見直し、記載漏れがないよう徹底すべきであ

る。

なお、補助金に関する交付決定や通知等の文書の原本の写しについては、文書量が膨大となり、保管に少なからぬコストがかかることや事務の効率化の観点から、必ずしもその保管を求められていない。ゆえに、いかなる文書が、いかなる方式で、いつどのように処理されたのかに関し、起案文書における各区分の記載、年月日の正確な記載がより一層重要となるのであって、これらの記載があるからこそ文書の原本の写しを保管しないという取り扱いが許容されるともいえる。

かかる観点からも、各記載は重要であり、今後は記載漏れがないよう徹底されたい。

なお、各所属の補助金について論じた箇所、指摘事項の欄に「第4の第2項参照。」と記載したのは、本項の指摘事項に関する事実が検出された補助金であることを示している。

3. 補助金支出の効果測定・評価について（意見）

結論：可能な限り具体的な成果指標を設定した上で、補助金の効果測定・評価を行うべきである。

説明：補助金事務の中で、補助金支出の効果を測定し、補助金の要件、額、存否などの検討のための資料とするための評価を行うことは重要なプロセスであり、その有効な手段として、補助金ごとに客観性のある成果目標を立て、その達成度を測るということがある。

しかしながら、全庁的に補助金事務を通覧した今回の監査で判ったのは、多くの補助金について、成果指標は設定されておらず、何を効果とするか想定するのが困難、効果は想定できても客観的な指標と結び付けるのが困難といった理由で効果測定・評価という手順そのものが欠けているということであった。

補助金は、政策、施策、事業といった個々のレベルの取組のうち、事業を進めるための一つの手段であり、事業の方向性に基づき個々の補助金の目的等を設定した上で、交付を行うものであるから、補助金によっては、評価を行う上で適切な成果指標の設定が難しいこともあり得る。

そこで、客観的な成果指標によることができる場合には、それにより、それが難しい場合も、アンケートの集計など主観的な要素が含まれても工夫次第で客観化し得る方法を模索すべきである。

また、補助金によっては、具体的な成果指標の設定と効果測定・評価がうまくできているものもあったので、それらを参考にすることも考えられる。

なお、各所属の補助金について論じた箇所、意見の欄に「第4の第3項参照。」と記載したのは、本項の意見に関する事実が検出された補助金であることを示している。また、当該補助金固有の検討課題があるものは本意見とは別意見として扱っている。

4. 補助対象経費とする旅費の妥当性の検討について（意見）

結論：補助対象経費された旅費の妥当性を検討する際には、交付先団体の算定基準や領収書などの根拠資料に基づいてチェックするとともに、県の旅費に関する支給基準を参考にするなどして、客観的に妥当であるかどうかのチェックも行うべきである。

説明：補助事業者が団体の構成員などに旅費を支払ったことを証する資料は実績報告書に添付されていたが、その旅費をどのように算定したかに関する根拠資料が存在しないケースが散見された。旅費については、公共交通機関の料金やタクシー等の領収書、自家用車の移動距離に応じた標準的な燃料代、高速料金など客観的な算定の根拠となるものが多く存在するにもかかわらず、担当課において、当該団体の算定基準で検算することもなく、領収書などの提示も求めておらず、チェックが不十分と言わざるをえないケースが見られた。まずは、これら補助金交付先の団体内部の旅費の算定基準や領収書など根拠資料に基づくチェックが求められる。その上で、それらが客観的に妥当性を持つのか否かもチェックしなければならないが、そのためには各団体の基準とは別の客観的な基準が必要となる。その際に、県の旅費に関する支給基準を参考にすることが考えられる。

なお、各部・各課の補助金について論じた箇所で、意見の欄に「第4の第4項参照。」と記載したのは、本項の意見に関する事実が検出された補助金であることを示している。

5. 補助対象経費とする講師謝金の妥当性の検討基準（意見）

結論：補助対象経費とする講師謝金の金額の妥当性をよりよく検討するために、講師謝金の妥当性を検討するための体系的な基準を設定することが望ましい。

説明：研修事業に対する補助金で補助対象経費とされる講師謝金の妥当性を検討する際、基準もなく、何故妥当と判断されたのか判らないケースが多数見受けられた。

そこで、監査人において、研修事業に対する補助金数件につき、補助対象経費とされた講師謝金の時間当たり単価を計算したところ、県の予算要求の標準単価の一つである1時間当たり8000円という基準と比べ、十数倍に及ぶものもあった。

確かに、この予算標準単価は、予算編成時に講師や謝金の額が定まっていない研修等の予算要求を行う際の目安とするためのものであり、予算標準単価に沿った支出を求められてはいない。

また、講師謝金は、事業内容に基づき、どのような講師がふさわしいかを踏まえて、講師の知名度や専門性、事前準備を含めた研修等の内容等によって決定されるのであるから、時間当たりの講師謝金が上記標準単価の十数倍に及んだとしても、必ずしも不当というわけではない。

しかし、何の基準もなく、その都度、講師の知名度や専門性、事前準備を含めた研修等の内容等で判断するということでは、結局は交付先の判断に引きずられることとなり、担当課において適切な妥当性の判断がなされない虞がある。チェックしたと言っても、基準もなしにどのようにチェックしたというのかを問われてしまうのである。

県の予算要求の標準単価のように単純で統一的な基準は、補助金の対象となる研修事業の多様性からして好ましくないというのであれば、それらの多様性も加味した補助金支出の基準を設定して、講師謝金の妥当性を検討する仕組みを作ることが望ましい。

なお、主に健康福祉部の補助金について論じた箇所、意見の欄に「第4の第5項参照。」と記載したのは、本項の意見に関する事実が検出された補助金であることを示している。

6. 実績報告書の提出期限の定め（意見）

結論：事業実績報告書の提出期限に関する定めについて、無用な解釈の余地のない、より明確な規定とすることが望ましい。

説明：群馬県補助金等に関する規則（昭和31年12月27日規則第68号、以下「規則」という。）第11条第1項に「補助事業者等は、当該年度の次の年度の5月31日までに補助事業等の成果を記載した補助事業等の実績報告書を知事に提出しなければならない。」、同第2項に「補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から2月以内に前項の報告書を提出しなければならない。」と定められている。この二つの規定の趣旨としては、第1項で、実績報告書を県の事業年度（4月1日乃至3月31日）を基準にして補助事業を実施した年度の翌年度の5月31日までに提出することを義務付けた上で、仮に、事業年度中に補助事業が完了した場合、完了した日から2か月以内に前倒しで実績報告書の提出を義務付けているものと考えられる。

しかし、これらも読み方によると、補助事業者の事業年度（3月決算とは限らない。）の翌年度の5月31日まで実績報告書を出さなくてよい、補助事業者において補助事業が完了しなければ、実績報告書を提出しなくてよいといった解釈の余地が生じてしまう虞がある。そうすると、全庁的に補助金事務を通覧した今回の監査で、実績報告書が期限内に提出されていないケースが散見されていたところ、交付先に期限内の提出を求める場合に、上記のような解釈で反論される虞もある。

このことは、規則の特則として交付要綱で実績報告書の提出期限を「事業完了後●か月以内又は翌年度●月●日のいずれか早い日まで」と規定されている多くの場合でも、基本的に同様である。

これに対しては、補助事業の期間は県の事業年度を基準とするのは自明であり、實際上、補助事業が当該事業年度内に完了しないことはないので、実績報告書の

提出期限の定めを変更する必要はないという意見もあったが、県庁内では共有されているかもしれないが、突き詰めていくと、立証困難な事由を持ち出さなければ説明が付かず、かかる規定の仕方を維持する意義を見出すことはできなかった。やはり、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましいといえる。

なお、各部・各課の補助金について論じた箇所、意見の欄に「第4の第6項参照。」と記載したのは、本項の意見に関する事実が検出された補助金であることを示している。

<参考>指摘事項ないし意見の分布

	指摘事項							意見								
	暴力団排除措置	文書事務	交付要綱の内容	実績報告書の確認	補助対象経費の内容・積算	事務手続	計	補助金のあり方・見直し	交付対象・補助制度の周知	交付要綱の内容	効果測定の実施・成果指標の設定	実績報告書の確認	補助対象経費の内容・積算	調査の必要性	事務手続	計
総務部		7					7	3	1	6	3			1		14
企画部		2		1			3	2	1	1	1	1				6
生活文化スポーツ部	1	10					11	1	2	1	1	3		2		10
こども未来部	5	5		1			11	1	2	10	3	4				20
健康福祉部	10	17		5	3	1	36	3	5	13	3	3	14	2	4	47
環境森林部	3	4					7	3	1	3	3	1		4		15
農政部		2	1				3	1	1		5		1	4	1	13
産業経済部	2	7					9	5			4	4	1	2	1	17
県土整備部	1	4					5		2		5	1			1	9
教育委員会	1	1					2	2	2	5	10		1	2		22
警察本部		3					3			3	2			2		7
計	23	62	1	7	3	1	97	21	17	42	40	17	17	19	7	180

第5 総務部の補助金について

1. 総務部学事法制課の補助金

(1) 群馬県私立学校教育振興費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項1)

第4の第2項参照。

(イ) 本件補助金交付先団体の運営と経営状況の確認(意見1)

結論：補助金額の相当性の検討の際には、補助金交付先団体の運営と経営状況の確認を十分に行うべきである。

説明：本件補助金は、私立学校を設置する学校法人A(仮称)に対する運営費補助金である。法人の収入は大半が寄附金、国庫補助金、県補助金で構成されており、県も5240万円の補助金を支出している。本件補助金は、人件費等の経常的経費を補助対象としているが、学校法人Aの運営状況は厳しいとみられ、実質的に県から概算払いを受けた3668万円で短期借入金を返済し、資金繰りができている状況である。この運営状況につき、学校法人Aに経営改善に関する報告書を提出させたことはあるとのことだが、補助金額の相当性を検討するためにも、報告書に示されたことが実行されているか等、経営改善状況の確認を十分に行う必要がある。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、私立学校教育の振興を図るため、県内に所在する一定の要件を満たす私立学校を設置する法人に対し、予算の範囲内において、その経常的経費を対象として私立学校教育振興費補助金を交付するものとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県私立学校教育振興費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の算定方法、経費等は以下のとおりである。

i 下表左欄に掲げる経費の合計額とする。ただし、それぞれの支出科目に応じ、右欄に掲げる経費については補助対象から除く。

補助対象経費	補助対象から除く経費
人件費支出	給与規程に定めがなく、かつ理事会の議決も経ていない手当等の支出に係る経費
経費支出	
設備関係支出	車輛支出
借入金等利息支出	学校設置に伴い借り入れられた長期借入金で、県が認めていないものに係る利息

ii 補助金額は、法人の設置する学校ごとに、予算の範囲内において知事の定める額に生徒

実員数（生徒実員数が学則上の収容定員を上回る場合においては、収容定員）を乗じて得た額と、上記 i で得た補助対象経費総額とのいずれか少ない額を限度とし算定するものとする。

(エ) 本件補助金の支出先

学校法人 A である。補助事業者における補助事業の遂行能力については、実績報告書、現地調査等により確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

具体的な交付金額は、当該年度の収支予算状況等を考慮して算出されている。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成 6 年度に開始され、21 年継続している。これまで、単価減額の見直しがされたことはない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成 23 年度	46,060	42,112
平成 24 年度	48,692	39,480
平成 25 年度	43,428	47,376
平成 26 年度	47,442	48,797
平成 27 年度	55,243	52,409

(キ) 本件補助金の区分・態様

運営費補助であり、算定の方式は、単価×生徒数である。

(ク) 本件補助金の負担関係

県補助の他に国の運営費補助がある。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ 0.1 人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年度の 5 月 10 日までに実績報告書が提出され、実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証は、毎年 6、7 月頃に行う現地調査のときに行う。検証の結果、誤りが発見されたことはない。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認がなされている。

本件補助金の交付により期待される効果は、教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び学校経営の健全化が図られ、建学の精神に基づく適正な運営が行われることである。

具体的な成果指標は定められておらず、補助金の効果について、特段の評価は実施されていない。

(2) 群馬県私立学校教育振興費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項2）

第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、私立学校教育の振興を図るため、県内に所在する私立高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校若しくは幼稚園又は私立各種学校若しくは私立専修学校を設置する法人に対し、予算の範囲内において、その経常的経費を対象として私立学校教育振興費補助金を交付するものとされている。

本件補助金の補助対象事業は専修学校、各種学校の運営であり、補助対象事業者は各学校法人である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県私立学校教育振興費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

各種学校を設置する法人に対する補助金の算定は、法人の設置する学校ごとに均等割による。

専修学校を設置する法人に対する補助金の算定方法、経費等は以下のとおりである。

I 補助対象経費

i 人件費（役員報酬を除く。）

ii 教育研究経費

iii 管理経費

iv 借入金等利息

v 設備関係支出（車輛支出を除く。）

上記にかかわらず他の補助事業等の対象となる経費は、補助対象から除かれる。

II 卒業者に大学入学資格が与えられる私立専修学校の高等課程分の算定

i 各学校の補助金額は、生徒定員数割とし、生徒1人当たりの額は、予算に定める額とする。ただし、1校当たりの補助金額は、III i に定める額を下らないものとする。

ii 生徒定員数は、当該年度の5月1日の定員（生徒が定員に満たない場合は、実員）とする。

III 卒業者に専門士、高度専門士の称号が付与される私立専修学校の専門課程分の算定

各学校の補助金額は、次によって算出した均等割及び生徒定員数割の合計額とする。

i 均等割

法人の設置する学校ごとに定額とし、その額は、各種学校との均衡を考慮して定めるものとする。

ii 生徒定員数割

$(\text{予算執行額} - \text{均等割総額}) / \text{補助対象校の生徒総定員数} \times \text{当該学校の生徒定員数}$

※ 生徒定員数割は、当該年度の5月1日の実員40人を超える学校とする。生徒定員数は、当該年度の5月1日の生徒が定員（生徒が定員に満たない場合は、実員）から40人を除いた人数とし、生徒総定員数は、生徒定員数の合計とする。

IV II・III以外の私立専修学校分の算定

各学校の補助金額は、Ⅲ i の均等割及びⅢ ii によって算出した生徒定員数割の合計額とする。ただし、進学又は補習を目的とした教育を行う学校（予備校）については、均等割のみとする。

(エ) 本件補助金の支出先

県内の専修学校・各種学校を運営する23学校法人である。支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金に関する情報は、辞退している学校を除き、県内に所在する専修学校・各種学校に対して周知されている。交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

当該年度の収支予算状況等から算出している。財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和49年度に開始され、41年継続している。これまで、大きな見直しが行われたことはない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	232,406	212,514
平成24年度	246,017	227,255
平成25年度	251,286	245,801
平成26年度	272,695	246,949
平成27年度	264,551	213,583

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は運営費補助であり、専修学校の高等課程は、単価×生徒数、専門課程は、1校あたり均等割+単価×生徒数、各種学校の一般は、1校あたり均等割、外国人学校は、単価×生徒数である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.15人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年度の5月10日までに実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めるほか、現地調査を行っている。

(サ) 本件補助金の事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が実施されている。現地調査は、一校につき3、4年に一回の頻度である。本件補助金により期待される効果は、教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び学校経営の健全化が図られ、建学の精神に基づく適正な運営が行われることである。具体的な成果指標は定めておらず、特段の事後的評価は実施してい

ないが、交付先に経営改善に関する報告書を提出させたことはある。

(3) 群馬県私学団体研修事業費等補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項3）
第4の第2項参照。

(イ) 交付対象団体を再考すべきであること（意見2）

結論：公益社団法人群馬県珠算連盟を対象団体とすることにつき再考すべきである。

説明：本件補助金は、私立学校教育の振興を図るという点に目的があり、各教育課程に対応した私学団体（連盟、協会、連合会等）を対象として補助金を交付するものである。しかるに、要綱上、公益社団法人群馬県珠算連盟が補助対象事業者として挙げられているが、他の私学団体と比較して私学の振興という点からは補助金交付目的との関連性が希薄である。珠算学校の多くが各種学校として認可され、同連盟の会員であった時期もあったが、当時とは状況も異なり、珠算に限定して交付していることから、平等性、公平性という点からも問題がある。

厳しい財政状況の中、他の私学団体同様、これまで縮減してきたとのことであるが、上記観点からは、同連盟に対する補助金交付の廃止も含めて再検討すべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県知事は、私立学校（私立専修学校及び私立各種学校を含む。以下同じ。）教育の振興を図るため、公益財団法人群馬県私学振興会、群馬県私立中学高等学校協会、一般社団法人群馬県私立幼稚園・認定こども園協会、一般社団法人群馬県専修学校各種学校連合会、群馬県私立大学協会及び公益社団法人群馬県珠算連盟（以下「私学団体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業は、①私立学校教職員の資質向上のために行う研修会、研究会、講演会及び講習会等の事業、②教育環境の情報提供や児童、生徒の修学機会拡大のために行う各学校の教育に関する情報を広報する事業である（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県私学団体研修事業費等補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

算定方法、上限額は要綱上定められておらず、補助対象経費は、要綱第2条に掲げる事業に要する講師謝金、講師旅費、会場費、印刷代、需用費及び役務費（広告料に限る。）である（要綱第3条）。補助割合については要綱上定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

公益財団法人群馬県私学振興会ほか5団体であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱に記載する6団体に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

当該年度の収支予算状況等から算出される。財源は一般財源である。支出前に、支出の効

果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和45年度に開始され、45年継続している。これまで、減額の検討を継続しているが、廃止の検討は行われていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	3,120	3,120
平成24年度	2,780	2,595
平成25年度	2,321	2,320
平成26年度	1,962	1,962
平成27年度	1,859	1,859

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、平成27年度事業においては、12万3000円から6万3000円の範囲内における定額補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年度の4月末日までに実績報告書を提出するものとされている(要綱第8条)。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。現地調査は行っていない。本件補助金により期待される効果は、私学全体の振興という点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(4) 群馬県私立学校教職員退職金資金等補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項4)
第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、私立学校(私立専修学校及び私立各種学校を含む。以下同じ。)教育の振興を図るため公益財団法人群馬県私学振興会(以下「振興会」という。)が行う事業に対し予算の範囲内において補助金を交付するとされている(要綱第1条)。

補助対象事業は、振興会が行う私立学校教職員退職金資金等給付事業である(要綱第2条)。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県私立学校教職員退職金資金等補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

算定方法、上限額は要綱上定められていない。補助対象経費は、振興会が行う私立学校教職員退職金資金等給付事業である。補助割合については要綱上定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

振興会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により振興会に限定している。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

標準給与年額に対して1000分の22（地方交付税単価は36）を乗じることにより算出される。財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成19年度に開始され、8年継続している。これまで、減額の検討が継続され、平成26年度にも補助割合の見直しが行われているが、廃止の検討は行われていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	220,459	215,887
平成24年度	217,312	217,312
平成25年度	195,807	195,807
平成26年度	180,700	180,070
平成27年度	181,266	181,266

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、振興会が行う私立学校教職員退職金資金等の給付に要する経費の一部に充当するものであり、前年度の10月現在の標準給与年額の1000分の22を基準とする定率補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

年度終了後2月以内に知事に実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 本件補助金の事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、私学全体の振興という点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(5) 日本私立学校振興・共済事業団補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助額についての検討を続けるべきであること（意見3）

結論：補助額について検討を続けるべきである。

説明：本件補助金は、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号、以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の共済業務に係る経費の一部を負担するものである。しかるに、同項は「補助することができる」として許容するに過ぎないこと、同法に基づき事業団に対する補助金が国庫から支出されていること、その他共済金収入等が存在すること等に鑑み、補助金額の相当性につき、引き続き検討を重ねるべきである。その際には、他の地方公共団体等との比較も行い、補助割合についても、状況に応じて逐一見直しを行うべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本件補助金は、法第35条第4項の規定により、事業団が行う業務に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものである（要綱第1）。

補助対象事業は、私立学校及び事業団の施設に勤務する教職員で、かつ、事業団に加入している者に対する長期給付業務である（要綱第2）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額は、法第22条の規定に基づき計算した加入者の標準給与の月額を当該年度における全加入者の年間合計額に1000分の8を乗じて得た額の範囲内とされている（要綱第3）。

補助対象経費は、私立学校及び事業団の施設に勤務する教職員で、かつ、事業団に加入している者に対する長期給付の業務に要する経費の一部である。

(エ) 本件補助金の支出先

事業団であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により事業団に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

標準給与月額の当該年度の年間合計額に1000分の8を乗じることにより算出される。財源は、一般財源。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和53年度に開始され、37年継続している。これまで、大きな見直しが行われたことはなく、廃止の検討はされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	87,876	85,522
平成24年度	89,887	85,240
平成25年度	89,370	84,365

平成26年度	88,276	84,233
平成27年度	89,789	84,991

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、私立学校及び事業団の施設に勤務する教職員で、かつ、事業団に加入している者に対する長期給付業務に対する補助金であり、標準給与月額の前年度の年間合計額に1000分の8を基準とする定率補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了の日から50日以内に知事の実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、私学全体の振興という点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(6) 群馬県私立学校等施設・設備資金利子補給事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項5）

第4の第2項参照。

(イ) 本件補助金の廃止を検討すべきであること（意見4）

結論：本件補助金の廃止を検討すべきである。

説明：私立学校等の施設・設備の整備を促進し、もって私学振興を図るという本件補助金の目的は、私立学校等の設備等充実が早急な課題であった、本件補助金制度開始当初、昭和58年度時点においては相当程度重要な意義を有していた。しかし、現在では私学においてももはや基本的施設・設備の整備は整っており、当初の補助金制度設置目的は果たしていると言える。

また、私学振興に関する補助金が多岐にわたっていること、本件補助金の利用件数が減少していることから、本件補助金が存する意義はもはや乏しい。

平成25年度以降の新規融資に関しては補助金を支出しない旨の判断をしているが、より早い段階で当該判断を検討すべきであったとも言える。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、私立学校等の施設・設備の整備を促進し、私学教育の振興に資するため、公益財団法人群馬県私学振興会（以下「振興会」という。）の金融機関への利子補給事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとしている（要綱第1条）。

補助対象事業は、振興会が行う金融機関の私立学校等の施設・設備の整備に要する資金の融資に対する利子補給事業である（要綱第3条第1項）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県私立学校等施設・設備資金利子補給事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

算定方法・上限額は要綱上定められていない。

補助対象経費は、補助対象事業に要する利子補給の経費である。ただし、利子補給の割合が年0.60%を超える部分に係る経費及び融資の返還を延滞した期間の利子補給に係る経費は除くものとされている（要綱第3条第2項）。

補助割合は要綱上定められていない。

補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに実績報告書を知事に提出する（要綱第7条）。

(エ) 本件補助金の支出先

振興会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により振興会に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

平成22年度融資、23年度融資、24年度融資分に関して利子補給率を乗じて算出。平成22年度及び23年度については0.65%、24年度については0.6%。財源は、一般財源。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和58年度に開始され、32年継続している。

平成25年度以降の新規融資に関しては補助金を支出しないこととなった。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	2,288	1,995
平成24年度	1,926	1,732
平成25年度	1,307	1,078
平成26年度	556	529
平成27年度	391	235

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、利子補助であり、0.6%の利子補給率を基準とする定率補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、私立学校の施設・設備の充実という点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(7) 群馬県私立高等学校等入学金減免事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項6）

第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

この補助金は、群馬県内に私立高等学校等を設置する者（以下「学校設置者」という。）が経済的理由により就学が困難である者に対して行う入学金減免事業に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することにより、教育費の負担軽減及び私立学校教育の振興を図ることを目的とするものである（要綱第2条）。

補助対象事業は、学校設置者の行う入学金減免事業であり、次の各号のすべてに該当する者に対する事業である（要綱第4条）。

一 第一学年に入学した者（編入学又は転入学した者を含む。）

二 入学金の納付を要する者

三 法第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして特に経済的負担を軽減する必要があると認められる者

四 過去にこの補助金の対象事業として入学金を減免されたことのない者

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県私立高等学校等入学金減免事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

算定方法・上限額は要綱上定められていない。

補助対象経費は、学校設置者が要綱第4条の入学金減免事業により免除または軽減した額である（要綱第5条）。補助割合は要綱上定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

学校法人共愛学園ほか12学校法人、1一般社団法人であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の交付申請書の提出については、各学校設置者に文書により通知している。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

保護者等の市町村民税所得割が非課税の場合、上限6万円、100円以上5万1300円未満の場合、上限3万円として算出される。財源は、一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成22年度に開始され、5年継続している。これまで大きな見直しがされたことはなく、廃止の検討もされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	32,580	31,893
平成24年度	33,600	33,712
平成25年度	40,920	28,735
平成26年度	33,540	40,735
平成27年度	42,177	39,508

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、①保護者等の市町村民税所得割が非課税の場合には6万円、②保護者等の市町村民税所得割が100円以上5万1300円未満には3万円の、定額補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後1月以内、又は翌年度の4月5日までに実績報告書を提出するものとされている。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めるほか、現地調査を行っている。

(サ) 本件補助金の事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、教育費の負担軽減及び私立学校教育の振興を図るという点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(8) 群馬県施設型給付費等補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項7)第4の第2項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限に関する要綱の文言を見直すべきこと(意見5)

結論：実績報告の提出期限に係る要綱第10条の文言を見直すべきである。

説明：群馬県施設型給付費等補助金交付要綱第10条は、実績報告書の提出時期に関し、

「この補助金の交付決定を受けた市町村長は、補助事業が完了した日から起算して30日

以内の日又は交付決定の日の属する翌年度の4月30日（第5条（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日から30日以内）までに、様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。」と規定されている。

しかるに、期限に関する文言については、30日以内…に提出、とするか、30日を経過した日…までに提出、とするのが正確である。30日以内の日…までに提出、との文言は不正確であり、これらについては、要綱上統一すべきである。

また、「交付決定の日の属する翌年度」との文言も不正確であり、「交付決定のあった日の属する年度の翌年度」と改めるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

本件補助金は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第9条第4項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を補助することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とするものである（要綱第2条）。

補助対象事業は、市町村が行う給付費支給事業である。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県施設型給付費等補助金交付要綱

（ウ）本件補助金支出の決定過程の概要

事業実施主体は市町村、補助率は2分の1であり、補助対象経費ごとの補助基準を基礎として算出される（要綱第4条）。

補助対象経費及び補助基準は以下のとおりである。

補助対象経費	補助基準
1号認定子どもに係る費用のうち、法第27条第1項に係る施設型給付費	法附則第9条第1項第1号ロの規定により市町村が定めた額。ただし、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号。以下「基準」という。）第2条の規定による額（公定価格）から法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除した額を上限とする。
1号認定子どもに係る費用のうち、法第28条第1項第1号に係る特例施設型給付費（特定教育・保育）	法附則第9条第1項第2号イ（2）の規定により市町村が定めた額。ただし、基準第2条の規定による額（公定価格）から法附則第9条第1項第2号イ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除した額を上限とする。
1号認定子どもに係る費用のうち、法第28条第1項第2号に係る特	法附則第9条第1項第2号ロ（2）の規定により市町村が定めた額。ただし、基準第3条の規定による額（公定価格）から法附則第9条第1項第2号ロ（1）に規定する内閣総

例施設型給付費〈特別利用保育〉	理大臣が定める基準により算定した額を控除した額を上限とする。
1号認定子どもに係る費用のうち、法第30条第1項第2号に係る特別地域型保育給付費〈特別利用地域型保育〉	法附則第9条第1項第3号イ(2)の規定により市町村が定めた額。ただし、基準第6条の規定による額(公定価格)から法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除した額を上限とする。
1号認定子どもに係る費用のうち、法第30条第1項第4号に係る特別地域型保育給付費〈特別保育〉	法附則第9条第1項第3号ロ(2)の規定により市町村が定めた額。ただし、基準第8条の規定による額(公定価格)から法附則第9条第1項第3号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除した額を上限とする。

(エ) 本件補助金の支出先

前橋市ほか23市町村である。本件補助金は1号認定子どもに係る費用に関する補助金であり、県内35市町村の内、11市町村は域内に1号認定子どもが所在しないことから申請が無く、残り24市町村に対して補助している。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

1号認定子どもに関しての費用負担構造は以下のとおりである。

<p>(地方単独費用部分)</p> <p>「公定価格」と「国庫負担対象額」の差額、地域の実情等を参酌して市町村が定める額</p> <p>市町村負担+都道府県補助</p> <p>【市町村：都道府県＝1：1】</p>
<p>(全国統一費用部分)</p> <p>【国：都道府県：市町村＝2：1：1】</p>
<p>利用者負担(応能負担)</p> <p>国の基準を限度として、保護者世帯の所得等を勘案して市町村が定める額</p>

1号認定子どもの公定価格(上記合計額)は、72.5%が利用者負担と施設型給付費(全国統一費用部分)、27.5%が施設型給付費(地方単独費用部分)とされており、このうち、施設型給付費(地方単独費用部分)の2分の1を市町村に補助する。すなわち、公定価格の13.75%が補助対象額となる。

財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は監査対象年度に始まった新設の補助金である。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—

平成25年度	—	—
平成26年度	—	—
平成27年度	515,000	510,090

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、1号認定子どもに係る費用の一部を補助する施設型給付費であり、補助対象経費の2分の1以内で補助する定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業が完了した日から起算して30日以内、または翌年度の4月30日までに提出するものとされている（要綱第10条）。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は法目的である、子ども・子育て支援制度を確立し、子どもの教育環境の充実を図るという点にあるとされるが、特段の評価は実施していない。

2. 総務部税務課の補助金

(1) 群馬県喫煙マナーアップ推進事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金の目的と補助事業の関係（意見6）

結論：本件補助金の目的について、何故群馬県喫煙マナーアップ推進協議会に補助金を支出することが地方財政の経済的向上になるのか明確になるよう交付要領を改定すべきである。

説明：本件補助金の目的は地方財政の経済的向上であるが、本件補助金の対象となる補助事業には①喫煙マナーアップ推進に関する事業と②たばこ税の税込確保に関する事業がある。②が本件補助金の目的に適うのは分かるが、①は本件補助金の目的とどのように関係するのか、一見すると、分かりづらい。ましてや、本件補助金の交付先である群馬県喫煙マナーアップ推進協議会の活動状況は専ら①であり、群馬県喫煙マナーアップ推進協議会への補助金支出が、何故、地方財政の経済的向上に資するのか、交付要領の補助金の目的に示す必要がある。

群馬県のたばこ税の税込は年間24億円程度であり、貴重な県税収入となっている。例えば、定価440円の一般の紙巻たばこが販売されると、うち約33円が消費税及び地方消費税となる他、約106円が国たばこ税、約16円がたばこ特別税（国税）、約17円が県たばこ税、約105円が市町村たばこ税となり、たばこが販売されればされるほど、国だけで

なく地方自治体にとっても税収増となり、地方財政の経済的向上に資することになる。

しかし、他方で、県民の健康志向の高まりなどで喫煙場所が減り続け、喫煙者が非喫煙者から忌避される傾向があり、たばこの消費量が減少してしまう虞がある。そこで、喫煙者のマナーの向上を図る活動に補助金を支給し、非喫煙者に迷惑を掛けないで喫煙がなされるよう環境を整えていくことを奨励することで、たばこの消費量の維持向上に繋がり、たばこ税の税収増を通じて地方財政の経済的地位向上が図られるとのことである。

そうであるならば、本件補助金が喫煙マナーの向上を通じてたばこの消費量の維持向上を図り、たばこ税の税収増を企図していることを交付要領に明示すべきである。

(イ) 本件補助金の効果について（意見7）

結論：本件補助金の効果には一見すると疑問があり、効果測定を具体的に行うよう努める必要がある。

説明：本件補助金は、毎年、50万円ずつ群馬県喫煙マナーアップ推進協議会（以下「協議会」という。）に対して交付されており、協議会では会員からの会費と合わせて自らの事業費に充てている。協議会の事業費をみると、1本356円ののぼり旗1326本を購入するのに47万2056円（消費税別）、1枚3.7円のカートンポリ袋13万2600枚を購入するのに49万620円（消費税別）が使われている。

のぼり旗は零細なたばこ販売店などの店頭になげられ、遠くから見ても目立ち、それを見た喫煙者の購買意欲をそそる効果もないとはいえず、たばこの消費量の維持向上を通じた税収確保に資するといえないこともない。しかし、「喫煙マナーを守りましょう。」と印刷されたポリ袋を大量に配布することにはいかなる効果が認められるのか判然とせず、それによって、配布地域のたばこのポイ捨てが減少した、たばこの売上が増加した、などの何らかの数値が示されないと、効果があったと判断することはできないのではないかと思われる。本件補助金の存続を志向するのであれば、支出の効果を具体的に測定することは必要である。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

日本たばこ産業株式会社上信越支社及び上信越たばこ販売協同組合連合会群馬県支部によって構成される群馬県喫煙マナーアップ推進協議会（以下「協議会」という。）に対し、協議会の行う事業について支援し、もって地方財政の経済的向上を目的とするものである。

交付対象事業は①喫煙マナーアップ推進に関する事業と②たばこ税の税収確保に関する事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県喫煙マナーアップ推進事業補助金交付要領

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額については、「予算の範囲内において、協議会の年間の事業計画実施に要する経費のうち知事が定めた金額」と要領上定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

群馬県喫煙マナーアップ推進協議会であり、支出先への県有施設の貸与はない。交付条件を満たす者は同協議会のみであり、県内に支出の対象となる他の相手先は存在し得ない。

交付先における補助事業の遂行能力について、特段の検討は行っていない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

本年度については、収入110万円（群馬県の補助金50万円＋各組合の会費60万円）－事業費103万9690円（のぼり旗47万2056円＋カートンポリ袋49万620円＋消費税7万7014円）であり、収入で支出を賄っている。

財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成23年度に開始され、4年継続している。これまで大きな見直しがされたことはなく、廃止の検討もされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	500	500
平成24年度	500	500
平成25年度	500	500
平成26年度	500	500
平成27年度	500	500

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員
の派遣はない。

(コ) 実績報告書

協議会は、年度終了後2か月以内の実績報告書を提出するものとされている（要領第9条）。

実績報告書については、支出内容や金額の正確性等が検証されている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われていたが、特段の事後的評価はな
されていなかった。

「喫煙マナーを守りましょう。」と印刷されたポリ袋を大量に配布することの効果測定が
不十分と考えられる。これにより配布地域のたばこのポイ捨てが減少した、たばこの売上が
増加した、などの何らかの数値を示すことが必要である。

3. 総務部消防保安課の補助金

(1) 群馬県消防協会事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 本件補助金の算定方法・上限額・補助対象経費の範囲が定められていないこと（意見8）

結論：本件補助金の算定方法・上限額・補助対象経費の範囲を交付要綱に定めておくべき

である。

説明：本件補助金の交付要綱には、補助事業の範囲と補助率（「10／10以内」）の定めはあるものの、補助金の算定方法・上限額・補助対象経費の範囲が定められていない。

各補助金の予算は、予算編成過程や議会の議決を経て決定されるので、事業費補助の建前と合わない、恣意的な補助金額の決定がなされる虞はないとはいえようが、補助金交付の基準となるべき交付要綱が簡素過ぎることは問題である。毎年の予算獲得状況によって交付要綱を改定しなくてよいように概括的に定めているのかもしれないが、予算変動によって交付要綱を改定していく方が補助金執行の実務としては、あるべき姿に近いといえる。

（イ）補助金額固定化の懸念（意見9）

結論：予算編成過程の事業評価とは別に本件補助金自体の見直し作業も行うべきである。

説明：本件補助金は、前述のように、算定方法・上限額・補助対象経費の範囲が交付要綱上は明確に定められていない上、直近5年間において予算額と執行額も同額で一定となっている。そのような状況で、見直しの経緯はないとのことであり、予算編成通知において、予算要求に当たって担当部局において本件補助金を含む事業自体の効果の検討はなされているであろうことを勘案したとしても、当該事業の一部である補助金が固定化され、所与のものとされる虞がないとはいえない。限られた財源の中で、結果として毎年度予算額が同額となることもあり得るが、それも補助金の必要性・相当性を見直しがあってはじめて分かることである。本件補助金の意義・目的の高度の公益性を考慮しても、尚、本件補助金自体の見直し作業は省くべきでないといえる。

（ウ）実績報告書に関する要綱の文言の不正確性（意見10）

結論：実績報告の提出期限に係る要綱第7条の文言を見直すべきである。

説明：要綱第7条は、「知事は、規則第11条の規定により、補助事業の実績を報告する場合は、実績報告書（様式4）に決算書を添えて、当該年度の次の年度の5月15日までに知事に提出しなければならない。」旨規定する。しかし、実績報告を行うのは知事ではなく補助事業者であるから、「知事は」を「補助事業者は」に改めるべきである。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

知事は、公益財団法人群馬県消防協会（以下、「消防協会」という。）が、行う消防行政についての啓発、周知並びに振興等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとされている。

補助事業の範囲は、以下のとおりである。

- ①消防職団員の教育訓練等を行うこと
- ②消防に係る調査研究に関すること
- ③消防職団員及び消防功労者等の表彰に関すること
- ④消防の活性化に関すること
- ⑤消防思想の普及を図ること
- ⑥消防関係団体の育成及び協力に関すること
- ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県消防協会事業に対する補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本件補助金の算定方法・上限額・補助対象経費の範囲は定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は消防協会であり、県が執務室を貸与している。交付条件を満たす者は消防協会のみであり、県内に支出の対象となる他の相手先は存在しない。

交付先における補助事業の遂行能力について、特段の検討は行っていない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

前年度の消防協会の収支状況等に鑑み、決定される。

財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成元年度に開始され、26年継続している。過去5年間において、大きな見直しがされたことはなく、廃止の検討もされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	4,300	4,300
平成24年度	4,300	4,300
平成25年度	4,300	4,300
平成26年度	4,300	4,300
平成27年度	4,300	4,300

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助年度の次年度の5月15日までに実績報告書を提出するものとされている(要綱第7条)。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等の検証がなされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行われていたが、事後的な評価はなされていない。

(2) 群馬県防災ヘリコプター運航連絡協議会運営費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 本件補助金の特質の交付要綱への反映について(意見11)

結論：本件補助金については、その特質を反映させた要綱を作成すべきである。

説明：本件補助金については、①補助金額の算定方法・上限額・補助対象経費の範囲が

交付要綱で定められておらず、補助金支出の効果の検討が不十分であり、事後的評価もなされていない。ただ、これは、これら一般的に補助金事務に必要とされる手順が本件補助金の特質にそぐわないという事情による。ヘリコプターの運航連絡協議会の設置については、消防庁から都道府県に通知され、運行調整交付金も地方交付税で手当されており、裁量の余地がほとんどない。したがって、本件補助金について、県の一般財源で支出する他の多くの補助金と同様の取扱をすることの方が無理があるといえる。ただ、そうであるならば、他の補助金と本質的に異なる交付要綱の定めによるのではなく、本件補助金の特質を反映した交付要綱を作成し、それに則って事務を行うことが望ましい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、群馬県防災ヘリコプター運航連絡協議会（以下、「協議会」という。）が、群馬県防災ヘリコプターの円滑な連絡管理を図り、本件の消防防災体制の充実・強化に資することを目的に行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県防災ヘリコプター運航連絡協議会に対する補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

交付要綱には、補助対象となる事業の範囲と補助率（「10/10以内」）しか定められておらず、補助金額の算定方法・上限額・補助対象経費の範囲に関する定めがない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は協議会であり、支出先への県有施設の貸与はない。交付条件を満たす者は協議会のみであり、県内に支出の対象となる他の相手先は存在しない。

なお、本件補助金は防災航空隊員を派遣している消防本部に助成金を交付するものであり、その後各消防局へ同額で分配されている。

交付先における補助事業の遂行能力について、特段の検討は行っていない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱に基づき決定される。

財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成8年度に開始され、19年継続している。これまで大きな見直しがされたことはなく、廃止の検討もされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	7,726	7,726
平成24年度	7,726	7,724
平成25年度	7,726	7,724
平成26年度	7,726	7,725
平成27年度	7,726	7,723

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は協議会の運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

補助金としては、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助年度の次年度の5月末日までに実績報告書を提出するものとされている（要綱第6条）。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等、検証をしている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金は、県民の生命、身体及び財産を火災その他災害から保護するために有効な事業を行うことにより、地域社会の安心及び安全の確保に寄与するものであり、期待される効果は発揮できているとのことであるが、特段の評価は実施されていない。

4. 総務部総務事務センターの補助金

(1) 福祉関係団体運営費補助金（地方職員共済組合群馬県支部運営費補助金）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助対象事業の内容・補助金交付の目的の定めがないことについて（意見12）

結論：本件補助金の交付要綱に、補助対象事業の内容・補助金交付の目的の定めを置くべきである。

説明：本件補助金の交付要綱には、補助対象事業の内容・補助金交付の目的に関する定めが見当たらず、かろうじて「趣旨」として「県は、地方職員共済組合群馬県支部（以下「共済組合」という。）が実施する各種の福祉事業に」「補助金を交付する」との記載があるのみである。

確かに、本件補助金は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する計画を樹立し、実施することを地方公共団体に義務付けた地方公務員法第42条が根拠となると考えられ、地方公務員等共済組合法第112条第1項第1号の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業に対する補助金であるから、上記のような趣旨規定が置かれたのかもしれない。

しかし、実際は、上記の事業を、健康保持・疾病予防のための人間ドック受診費助成と元気回復のためのスポーツ大会開催費助成というように補助対象事業と補助金が具体化されており、これらが、上記の法令等に基づく事業を実施し、職員の健康保持・疾病予防・元気回復等を図る目的でなすものであることは、法令が存在していても、補助事業実施の目的となり得る事柄である。

本件補助金の位置づけを明確にする意味でも、法令等から導かれる本件補助金の目的を交付要綱上も明らかにしておくことが望ましい。

(イ) 交付決定前に支出の効果を検討していないことについて（意見13）

結論：本件補助金の交付決定の前段階で支出の効果の検討を行うべきである。

説明：本件補助金については、補助金の交付決定を行うか否かの判断の際には、その支出の効果を検討しなくてはならないが、かかる検討がなされていない。

補助金の目的や内容によっては具体的な支出の効果を検討することが困難なこともあり得るのは確かであるが、未だ目的が明確に定められていない本件補助金がそのような補助金であるということは早計である。

まずは、本件補助金の交付決定の前段階で、必ず支出の効果を検討することを試みるべきである。

補助対象事業は、労働安全衛生法第66条の健康診断の代わりになるものであるから、例えば、人間ドックを含めた職員の健康診断の受診状況にどれだけ反映されているか、一律に健康診断を実施した場合と相違ないか、単価1万～1万2千円は妥当であるかといった観点から、補助金支出の効果を事前に検討することも考えられる。

(ウ) 成果指標が設定されていないことについて（意見14）

結論：可能な限り具体的な成果指標を設定した上で、評価を行うべきである。

説明：本件補助金については、補助金支出の効果を測定するための具体的な成果指標が設定されていない。例えば、共済組合の交付申請書には、事業の目的として「組合員の保健、保養、及び教養のための各種事業を実施し、組合員の福祉増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資する。」との記載がある。とすると、例えば、組合員の福祉増進については、組合員の受診率や病欠の日数や割合を指標とすることも考えられ、また、公務の能率の向上については、組合員の残業時間や時間当たり業務処理量などに関連する事項を指標とすることも考えられる。補助金の目的と具体的な成果指標の欠如が事前・事後の効果の検証の欠如を招いているともいえるので、他の意見に対して措置を行うために重要となる点でもある。

もっとも、県行政全般に係る政策及び施策の方向性を総合的かつ体系的に定めた県総合計画や個別計画においては、成果指標を設定しての評価が行われており、上記の点に全く配慮がなかったわけではない。また、補助金については、政策、施策、事業といった個々のレベルの取組みのうち、事業を進めるための一つの手段であり、事業の方向性に基づき個々の補助金の目的等を設定した上で、交付を行うものであることから、補助金によっては評価を行う上での適切な成果指標の設定が難しいものがあることも確かである。

そこで、本件補助金の目的や性質がよく検討されることを前提として、可能な限り具体的な成果指標を設定した上で、評価を行うべきであると考えます。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱には「県は、地方職員共済組合群馬県支部（以下「共済組合」という。）が実施する各種の福祉事業に」「補助金を交付する」としか記載されていない。

共済組合の主な事業は、人間ドック助成、職員診療所助成、職員球技大会補助等であり（所要経費＝共済等財源＋県補助金確定額定額）、共済組合の交付申請書には、事業の目的として「組合員の保健、保養、及び教養のための各種事業を実施し、組合員の福祉増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資する」との記載がある。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、地方職員共済組合群馬県支部福祉事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

上限額は2440万円であり、以下の金額を知事部局、企業局、病院局の人数で案分する方法で算定されている。

- ・人間ドック：40歳以上×1万1千円→2984万3千円
- ・職員診療所助成：補助率1/2→305万9千円
- ・職員球技大会補助：補助率10/10→40万円
- ・地方公務員法第42条補助：21万5千円

補助事業完了後、実績報告書の内容が精査され、補助金額が確定される。

(エ) 本件補助金の支出先

地方職員共済組合群馬県支部であり、支出先への県有施設の貸与はない。交付条件を満たす者は同組合のみであり、県内に支出の対象となる他の相手先は存在し得ない。交付先における補助事業の遂行能力について、特段の検討は行っていない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱に基づき決定される。

財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和40年度に開始され、50年継続している。これまで大きな見直しが見られたことはないが、計算式の見直しをするなど補助金額の固定化には至っていないと認められる。廃止の検討はされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	28,286	28,286
平成24年度	27,133	27,133
平成25年度	24,480	24,480
平成26年度	24,480	24,480
平成27年度	24,440	24,440

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額及び定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助年度の次年度の5月31日までに実績報告書を提出するものとされている(要綱第7条)。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等、検証をしている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われているが、特段の評価は実施されて

いない。

5. 総務部女子大学の補助金

(1) 群馬県立女子大学海外留学等奨励金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、群馬県立女子大学の設置理念の一つである「国際化社会に対応し得る幅広い教養と豊かな情操を備えた人材を育成すること」を実現するため、学生が行う海外留学及び海外研修（以下「海外留学事業等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県立女子大学海外留学等奨励金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

研修機関との間の往復渡航費及び研修機関に納付する授業料等の合計額の2分の1以内とし、毎年度定める額を上限としている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は県立女子大に在学する学生であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金につき県立女子大内に掲示するなどして情報を発信している。

申請のあった学生については、県立女子大内での単位取得状況などから、当該学生が留学にふさわしいかどうかを検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

算定方法は要綱に基づく。財源は一般財源等であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。しかし、県立女子大では、補助金申請者に、作文、留学先機関の概要・授業内容、学習計画書を提出させ、適切に留学が行われるかを事前に確認している。特に、長期留学に関しては、学部の教員に留学内容を相談させることによって、より有意義なものになるよう指導しているとのことである。また、学生は国際的な環境の中での語学能力の向上や芸術作品の実地調査等の学修に行くのであって、補助金の交付を受けた学生が国際的な仕事に就くかどうか等本人の進路に関わることをもって効果とすることはできないと考えられる。従って、支出の効果そのものの検討がなくても、留学の適否の検討が県立女子大においてなされているのであれば、問題ないものと判断する。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成15年度に開始され、12年継続している。過去において支出額を見直した経緯はないとのことだが、補助金の性格上、毎年の留学希望者の数などに左右されるので、一定額で固定化するというよりは、補助の要件・算定方法の見直しがされていないという趣旨と受け取ることができる。

廃止の検討はされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	22,000	21,810
平成24年度	21,240	20,885
平成25年度	20,000	19,543
平成26年度	20,000	17,578
平成27年度	20,000	19,675

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

海外留学を行う学生にあつては、当該事業完了後1か月以内又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、海外研修を行う学生にあつては、当該事業完了後1か月以内に提出するものとされている（要綱第7）。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等、検証をしている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

成果指標については具体的に定められていないが、留学先での学修が適切であったかを測るため、県立女子大が本件補助金の交付を受けた学生には単位認定申請をさせており、そこでの厳格な手続で代替されていると考えられる。また、本件補助金の効果の事後評価としては特に実施されていないが、本件補助金の交付を受ける学生には、県立女子大が事前・事後に作文及びTOEICのスコアを提出させ、どのような変容があつたのかを確認しているので、代替手段は採られていると認められる。

第6 企画部の補助金について

1. 企画部企画課の補助金

(1) 一般社団法人理想の都市建設研究会活動費等補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 本件補助金の必要性についての検討が不十分であること（意見15）

結論：補助金の必要性が十分に吟味されていない。

説明：本件補助金は、一般社団法人理想の都市建設研究会（以下「研究会」という。）の事業費に対する補助金であるところ、補助額自体は減少傾向にあるものの、廃止の検討はされていない。

そもそも、研究会は、県央地域における市町村の結束により政令指定都市の実現を目指すという点にあり、現在においてもこの点は変わっていない。もっとも、設立から40年以上が経過しているものの、具体的に研究の成果として政令指定都市の実現に関しての効果が明確に表れているとは言い難い。

あくまで政令指定都市の実現を目指すというのであればより抜本的な計画の見直しを行うべきであるし、実現可能性も含めて再検討が必要である。

対して、県央地域の活性化という目的に終始するのであれば、当初補助金の趣旨とは変容しているのであるから廃止を含めた見直しをすべきであるし、そもそも県央地域に絞った民間団体に対する補助の必要性、相当性の検討も必要となる。

平成25年度前橋市包括外部監査結果報告書103頁乃至104頁においても、研究会に対する補助金につき、「研究内容の深化に至らず、前年踏襲を繰り返しているのが現状」、「補助金の廃止を含めた見直しを検討すべき」、との意見が出されている。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、研究会に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業は、研究会の研究活動及びその広報啓発事業である（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、一般社団法人理想の都市建設研究会活動費等補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の算定方法・上限額は定められておらず、補助金の額については知事が定めるものとしており、補助対象経費については、研究会の研究活動及びその広報啓発に要する経費とされる（要綱第2条）。

対象経費に対する補助割合につき、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

研究会であり、補助金の目的・性質上、交付対象は研究会に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

かつては運営費も補助しており 200 万円程度の補助であったが、現在は事業費のみになったほか、額も年々減少傾向にある。財源は一般財源である。交付決定以前に、支出の効果について、特段の検討はしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和 47 年度に開始され、43 年継続しており、減額の傾向にある。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成 23 年度	600	600
平成 24 年度	540	540
平成 25 年度	486	486
平成 26 年度	456	456
平成 27 年度	377	377

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費補助であり、37 万 7000 円の定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担関係

県 100% 負担であるが、前橋、高崎、伊勢崎、藤岡、玉村の 5 市町からそれぞれ補助金が支出されている。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ 0.1 人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業年度 9 月末日までの執行状況を事業執行状況報告書により 10 月末日までに提出しなければならない (要綱第 5 条) ほか、次年度の 4 月 30 日までに、実績報告書を提出しなければならない (要綱第 6 条)。

実績報告書の正確性の検証は、裏付け資料の提出を求めるほか、現地調査により行っており、検証の結果、大きな誤りが発見されたことはない。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認がなされている。具体的な成果指標は定められていないが、本件補助事業のような民間の取組自体に意義があるとされている。補助金の効果について、特段の評価は実施されていない。

2. 企画部国際戦略課の補助金

(1) 在外群馬県人会等活動費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 実績報告書の提出期限について（意見 16）

結論：実績報告書の提出期限について、交付要綱上「事業年度終了後すみやかに」と規定されており、「次の年度の5月31日まで」とする規則との適用関係が不明確となるから、交付要綱でいつまでとするのか明確に定めるべきである。

説明：実績報告書の提出時期については、「事業年度終了後すみやかに」との記載があるのみで（要綱第8条）、具体的提出時期については規定されていない。他方、県単補助金に関する一般規定とも言える規則第11条第1項には実績報告書は次の年度の5月31日までに提出すべき旨の規定がある。

各県人会の実績報告の提出時期をみると、ブラジルが平成28年5月16日、パラグアイが5月22日、南加が5月23日、ハワイが5月28日、フィリピンが5月20日、シンガポール（サポーターズ）が5月18日であることからすると、規則第11条第1項に則っているように見受けられるが、そうすると、交付要綱第8条の「すみやかに」とする定めが何故置かれているか、趣旨不明となる。

このような解釈上の疑義が生じないようにするためにも、交付要綱で「すみやかに」ではなく、提出時期をいつとするのか明確に定めるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県は、海外に移住した群馬県人の発展及び、群馬県と海外との交流促進のため、在外群馬県人会及び海外ぐんまサポーターズの活動に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業は、①県人会の主催事業、②県人移住者の発展に係る事業、③その他県人会の円滑な運営に必要な事業、④海外ぐんまサポーターズ会員相互の連絡調整に係る事業、⑤海外ぐんまサポーターズ組織の基盤形成に係る事業、⑥その他海外ぐんまサポーターズ業務に必要な事業とされている（要綱第3条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、在外群馬県人会等活動費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の算定方法については要綱上明記が無く、予算の範囲内において交付すると規定されているのみである（要綱第1条）。

補助対象経費については、在外群馬県人会及び海外ぐんまサポーターズの活動に要する経費とされる（要綱第1条）。対象経費に対する補助割合につき、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

在伯群馬県人文化協会ほか9団体（ブラジル・サンパウロ他）であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により県人会等に限定されるところ、申請がある団体すべてに対応しており、申請が無い団体に対

しても内示は出している。

補助事業者における補助事業の遂行能力については、実績報告等により確認。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

具体的な交付金額は、前年度の収支状況等を考慮して算出されている。財源は一般財源である。交付決定以前に、支出の効果について、特段の検討はしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和36年度に開始され、54年継続している。平成21年度以降大きな見直しはしていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	1,510	1,510
平成24年度	1,710	1,610
平成25年度	1,810	1,610
平成26年度	1,910	1,710
平成27年度	2,010	1,710

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担関係

県100%負担であり、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業年度終了後、すみやかに実績報告書を提出しなければならない(要綱第8条)。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等、検証をしている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認がなされている。本件補助金の交付により期待される効果は、現地での活動が活発化し、本県との交流が促進されることにあるとされるが、具体的な成果指標は定められておらず、補助金の効果について、特段の事後的評価は実施されていない。

(2) 群馬県海外移住家族会事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項8)

第4の第2項参照。

(イ) 実績報告書が提出期限を徒過していること(指摘事項9)

結論：実績報告書の提出が期限を徒過している。

説明：実績報告書の提出時期は、補助事業が完了したとき…から20日以内

と規定されているところ（要綱第12）、本件では平成28年4月25日と期限を徒過しており、特段の合理的理由もない。期限の徒過がわずかとはいえ、提出期限の遵守が団体の補助金運用に対する信頼に繋がることからすれば、遵守を求め、さらに遅滞する場合には減額や廃止も検討すべきである。

（ウ）補助金の必要性の検討について（意見17）

結論：補助金の必要性の検討を更に進めるべきである。

説明：本件補助金は、海外移住者及び在外群馬県人会との連絡・情報交換等を通して、国際交流・国際協力の展開を図ることを目的としている（要綱第1）。

群馬県海外移住家族会（以下「家族会」という。）の収支状況をみると、補助金が10万円であるのに対して、前期繰越金が61万4920円、次期繰越金が65万9430円となっており、繰越金が維持、増加している傾向が見られる。そして、過去には本件補助金の額の見直しはされたものの、平成23年度以降は毎年10万円が交付されており、家族会の事業執行に当たって本件補助金が必要かどうかの検討を更に進めるべきである。現地調査も行っていないとのことであり、県としても家族会の運営全体について把握し、補助金の支出を見直す必要があると考えられる。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

知事は、海外移住者及び在外群馬県人会との連絡・情報交換等を通して、国際交流・国際協力の展開を図るため、家族会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとされている（要綱第1）。

補助対象事業は、家族会が行う海外移住者及び在外群馬県人会との連絡・情報交換等に係る事業とされている（要綱第2）。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県海外移住家族会事業費補助金交付要綱

（ウ）本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の算定方法については要綱上明記が無く、予算の範囲内において（要綱第1）、知事が定める額（要綱第3）とされている。

補助対象経費については、家族会が行う海外移住者及び在外群馬県人会との連絡・情報交換等に係る事業に要する経費とされている（要綱第2第2項）。対象経費に対する補助割合につき、要綱上規定はない。

（エ）本件補助金の支出先

家族会であり、補助金の目的・性質上同会に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認。

（オ）本件補助金の算定方法・財源等

具体的な交付金額は、前年度の収支状況等を考慮して算出されている。財源は一般財源である。交付決定以前に、支出の効果について、特段の検討はしていない。

（カ）本件補助金の推移

本件補助金は昭和36年度に開始され、54年継続している。平成23年度以降、見直しはされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	100	100
平成24年度	100	100
平成25年度	100	100
平成26年度	100	100
平成27年度	100	100

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担関係

本件補助金は県100%負担であり、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業が完了したとき、若しくは廃止の承認を受けたときは補助事業の完了、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日以内に提出するものとされている(要綱第12)。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証は、裏付け資料等の確認により行う。検証の結果、誤りが発見されたことはない。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認がなされている。本件補助金の交付により期待される効果は、家族会と海外移住者との連携維持及び海外移住者と群馬県の交流の進展という点にある。具体的な成果指標は特に定められておらず、補助金の効果について、特段の評価は実施されていない。

3. 企画部地域政策課の補助金

(1) 地域力向上事業補助金(吾妻行政県税事務所)(利根沼田行政県税事務所)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項10)

第4の第2項参照。

(イ) 吾妻行政県税事務所分の中に、イベントの周知が不十分なものがあること(意見18)

結論：吾妻行政県税事務所分のうち、村のがっこうはたけ組事業(高山村)の周知が不十分である。

説明：村のがっこうはたけ組事業の目的は、村内外の交流を図り高山村の魅

力を伝えていく点にある。しかるに、その参加人数をみると、全13回を開催して参加者は延べ89名であり、第7回、第8回では参加者1名、または関係者のみであるなど、目的に照らして良い数字とはいえない。実績報告によると、新聞への掲載が不十分であるために参加者数が激減したと反省点をあげているが、補助金交付目的達成のため、事業者、市町村とも十分に協議の上、周知方法について再検討すべきである。

(ウ) 利根沼田行政県税事務所分の効果測定が不十分であること (意見19)

結論：利根沼田行政県税事務所分の効果測定を十分に行うべきである。

説明：猿ヶ京地区地域力向上事業では、猿ヶ京地域の活性化の一環として、猿ヶ京温泉を主体とした自然観察会、ウォーキングイベントなどのメンタルヘルスツーリズムを実施している。

そのようなイベントが補助金交付目的である地域力の向上に繋がっているかを判断するためには、当該イベントにつき、どのような年齢、性別の参加者がいるのか、収支はどうなっているのか、どのような情報から、どの地域から参加しているのか、それらが年度ごとにどのように推移しているか、などの情報を把握することが重要であると考えられる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、地域が主体的に取り組む地域力の向上に資する事業（地域課題の解決、コミュニティ機能の強化、魅力ある地域づくりの推進等を図る事業をいう（以下同じ。）。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業は、①地域づくり・振興事業、②住民センター等整備事業、の2つである。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、地域力向上事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の算定方法、経費等は以下のとおりである。

補助対象事業		補助率 及び 補助限度額
事業	経費	
地域づくり・振興事業	補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めるもの（ソフト事業）	1) 補助率 2分の1 2) 補助限度額 1000千円
住民センター等整備事業	住民センター（集会所・公民館等）の新設、または全面改築に要する経費で知事が必要と認めるもの	1) 補助率 2分の1 2) 補助限度額 3000千円
	住民センター（集会所・公民館	1) 補助率 2分の1

	等) のバリアフリー化または長寿命化を目的とする改修に要する経費で知事が必要と認めるもの	2) 補助限度額 1500千円
--	--	-----------------

(エ) 本件補助金の支出先

市町村、NPO法人、地域づくり団体等19団体（うち吾妻行政県税事務所分は2団体、利根沼田行政県税事務所分は3団体）であり、申請のあった者を審査の上、決定している。支出先への県有施設の貸与はない。補助事業者における補助事業の遂行能力については、事前の審査のほか、遂行状況報告や実績報告等により確認している。

本件補助金については、県のホームページに掲載するほか、行政県税事務所から市町村に書面を送付し、周知を促している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

具体的な交付金額は、要綱に基づき算出されている。財源は特定財源のうち、地域振興基金の利子収入を充てている。交付決定以前に提出された事業計画の内容を、地域が主体的に取り組む地域力の向上に資する事業に該当するか審査を実施することにより、支出の効果を事前にも検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成20年度に開始され、7年継続している。

平成25年度事務・事業見直し委員会において、地域力向上事業（地域づくり・振興事業）に対して受けた判定を踏まえ、申請段階での目標設定や事後の達成状況を把握するよう見直したほか、毎年度、事業評価による部内評価、財政課評価を通じて、検討している。また、平成25年度には住民センター等整備事業においては補助対象事業者の要件や対象経費などの見直しを行っている。

過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	13,000	11,322
平成24年度	39,000	7,129
平成25年度	24,000	10,242
平成26年度	24,000	10,181
平成27年度	24,000	16,904

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担関係

県100%負担であり、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ2.3人（うち吾妻行政県税事務所分と利根沼田県税事務所分はそれぞれ0.2人）程度であり、交付先へ

の県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで実績報告書を提出するものとされている（要綱第11条）。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証は、裏付け資料等により行う。検証の結果、誤りがある場合は実績報告書を訂正させた上で、補助額を確定している。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認がなされている。期待される効果は地域力の向上という点にあり、事業計画書には目標及び期待される事業効果等の目標設定の項目、実績報告書には計画段階で設定した目標の達成状況、自己評価等の達成状況の項目を規定しており、各事業者が設定した目標がどのように達成されたか確認されているが、具体的な数値での成果指標は定められていないものもある。

補助金の効果については、補助事業者等から実績報告書の提出を受けて、各事業者が設定した目標がどのように達成されたかを確認することで把握している。

4. 企画部世界遺産課の補助金

(1) ぐんま絹遺産保存活用総合支援事業補助金（伊勢崎市・沼田市・藤岡市）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 裏付け資料が不十分であること（意見20）

結論：実績報告における裏付け資料が不十分である。

説明：本件補助金は各事業に対する事業費補助であるから、補助対象事業の経費がいくらであったのかは最大関心事項となる。しかるに、実績報告書上は数字があがっており、請求書が添付されているものの、領収証の写しが添付されていないものがあつた。

実際の支出の裏付け資料としては領収証がより正確であり、補助金支出に当たって当然に必要な資料であるから、裏付け資料として領収証の写しの提出を求めるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事が登録した「ぐんま絹遺産」の所在市町村が実施する「ぐんま絹遺産」の保存、活用、そのネットワーク化の推進等に直接資する事業等に対し、知事は予算の範囲内で補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業は、「ぐんま絹遺産」の保存、活用及びそのネットワーク化の推進等に直接資する事業、とされている。具体的には以下のとおりである。

- 1 推進事業 (1)調査研究 (2)広報活動の実施 (3)現地ガイドの育成 (4)保存管理計画、整備活用計画等の策定
 - 2 整備事業 (5)保存修理 (6)案内板、現地解説板の設置 (7)解説施設の整備 (8)周辺環境の簡易整備
 - 3 その他事業 (9)その他、特に知事が認めた事業
- (イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等
規則、ぐんま絹遺産保存活用総合支援事業補助金交付要綱
- (ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要
補助対象経費の範囲については、事業実施に直接必要な経費、とされている(要綱別紙)。対象経費に対する補助割合については、補助対象経費の2分の1以内、但し100万円を上限とされている(要綱別紙)。
- (エ) 本件補助金の支出先
調査対象とした伊勢崎市、沼田市、藤岡市を含む市町村であり、申請があった市町村については審査を行っている。補助事業者における補助事業の遂行能力については、実績報告等により確認している。本件補助金制度について、市町村に周知している。
- (オ) 本件補助金の算定方法・財源等
伊勢崎市の場合、事業としては、①調査研究事業(田島弥平旧宅史資料調査を委託し、整理を進めるもの)、②広報活動の実施(田島弥平旧宅パンフレットの増刷(5万部)を行うもの)、同じく③広報活動の実施(田島弥平旧宅子供用パンフレットの作成を行うもの)である。補助金交付申請額は、①50万6250円、②24万3000円、③22万6800円となっている。補助金確定額は、①50万6250円、②22万1400円、③20万6280円となっている。
沼田市の場合、①薄根の大クワ樹木診断事業、②薄根の大クワ保護養生事業、③薄根の大クワパンフレット作成事業に関し、申請段階で見積書が提出され、これに基づき交付決定が行われている。事業終了後、具体的に発生し、業者から請求された費用に基づき額が確定されている。
藤岡市の場合、申請段階で見積書が提出され、これに基づき交付決定が行われている。事業終了後、具体的に発生し、業者から請求された費用に基づき額が確定している。
- (カ) 本件補助金の推移
本件補助金は平成23年度に開始され、5年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	12,000	11,336
平成24年度	12,000	11,180
平成25年度	6,000	4,234
平成26年度	3,000	2,273

平成27年度	5,000	3,859
--------	-------	-------

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費補助であり、100万円を上限として補助対象経費の2分の1以内を補助するものである。

(ク) 本件補助金の負担関係

県100%負担であり、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過した日又は本件補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならないとされている（要綱第6条）。

伊勢崎市は、平成28年4月19日付で、事業実績集計表（別紙3）、個別事業報告書（別紙4）を提出している。

①調査事業については伊勢崎市歴史的建造物調査委員会の役務委託契約書が添付されている。また、調査委員会内における支出についても、事務費用に関する各領収証が添付されているほか、調査内容を記載した調査日誌が添付されており、契約に基づいた適正な履行が担保されている。

②広報活動の実施費用については、印刷業者との契約書及び請求書、領収証、増刷されたパンフレットが添付されている。

③広報活動の実施費用については、請求書及びパンフレットが添付されているが、契約書は添付されていない。また、領収証は最終決裁を受けたものではないと考えられる。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認がなされている。本件補助金の交付により期待される効果は、ぐんま絹遺産の保存という点にあり、性質上数値化は困難である。具体的な成果指標は定められておらず、補助金の効果について、特段の評価は実施されていない。

第7 生活文化スポーツ部の補助金について

1. 生活文化スポーツ部県民生活課の補助金

(1) 群馬県更生保護協会に対する県費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 領収証の宛名の誤り（意見21）

結論：事業に関する領収証の宛名に誤りがあり、事業主体に対応した形で発行された領収証が入手されているか継続的に確認・指導を行うべきである。

説明：本年度の本件補助金は、①社会を明るくする運動啓発事業と②保護司活動助成事業の2事業を対象としている。しかるに、実績報告書と共に提出された事業に関する領収証をみると、①において補助対象とされた支出の領収証の名宛人が保護司会連合会である事態が見られた。

これは、①の事業自体に対して保護司会が支出していることが影響しているものと考えられるが、②のとおり更生保護法人群馬県更生保護協会（以下「協会」という。）が直接保護司会にも補助金を支出していることを考えれば、実質的に見て二重の補助ともなり得る可能性が潜在している。

これについては、補助金の確定検査の際、県担当者が現地で帳簿類により、連合会からの二重の補助はなく、単なる領収証の宛名誤りであることを確認し、事業主体を名宛人としたものを受領するよう指導したとのことであるが、同様の誤りが再発すると、二重の補助への疑義が生じかねないことから、継続的に確認・指導を行うべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、協会が行う事業に対し、規則に定めるもののほか、この要綱により予算の範囲内において補助金を交付するものとされている（要綱第1）。

補助対象事業の内容は、①連絡助成事業、②“社会を明るくする運動”啓発事業、③その他知事が認めた事業、からなる更生保護事業である。①連絡助成事業は、継続保護事業（仏教保護会活動助成）、保護司活動助成事業（保護司会連合会活動助成）、BBS活動助成事業、更生保護事業主会連盟活動助成事業から構成される（要綱第2）。

交付目的・趣旨は、更生保護事業法の目的達成に依拠するものであり、同法によれば、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与すること、である（法1条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県更生保護協会に対する県費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

算定方法・上限額については、「予算の範囲内において知事が定める額」（要綱第3）と規定されている。補助対象経費及び補助割合については、要綱上定めはない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は協会であり、同協会から、群馬県仏教保護会、群馬県保護司会連合会、群馬県BBS連盟、群馬県更生保護事業主会連盟に交付される。

支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により協会に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

平成13年度には100万円であったものが、見直しを繰り返し、平成25年度から40万円となっている。財源は一般財源である。交付決定に先立ち、更生保護の普及・啓発に有効な事業を補助金受領団体からヒアリングし、決定している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和40年度に開始され、50年継続している。過去5年間は大きな見直しはされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	430	430
平成24年度	430	430
平成25年度	400	400
平成26年度	400	400
平成27年度	400	400

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業終了後20日以内の実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求め、現地調査を行っている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。本件補助金によ

り期待される効果は、性質上数値化は困難であるが、更生保護事業法による犯罪防止及び更生保護事業の発展にある。

2. 生活文化スポーツ部人権男女・多文化共生課の補助金

(1) 群馬県同和問題啓発・自立支援事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項11）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団排除条項に関する資料が添付されていないこと（指摘事項12）

群馬県同和問題啓発・自立支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）

第2条第2項及び別紙に誓約書の提出が必要であることや書式は定められているものの、誓約書が徴求されていなかったことにつき、第4の第1項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付対象団体は同和団体であり、①関係者500名以上により組織されていること、②5市町村以上に支部等を置き、関係者の自立及び人権擁護の取り組みの活動実績が10年以上あること、を要件とする（要綱第2条）。交付対象事業は、①啓発・相談員設置事業、②同和問題啓発事業、③自立支援・生活相談・人権相談事業、④活動推進事業、⑤その他知事が特に必要と認めた事業、である（要綱第3条）。

交付の目的・趣旨は、同和問題の早期解決に向け、同和団体が行う同和地区（旧地域改善対策特別措置法第1条に規定する地域）に居住する同和関係者の自立及び人権擁護の取り組み、並びに人権が尊重される社会づくりの活動の促進である（要綱第1条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県同和問題啓発・自立支援事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

算定方法につき、対象経費の実支出額と補助基準額の少ない方の額の7割と定められている（要綱第4条）。区分、対象経費及び補助基準額は以下のとおりである。

1. 区分	2. 対象経費	3. 補助基準額
啓発・相談員設置事業	啓発・相談員の設置に必要な報酬、給料、諸手当、共済費、賃金、報償費等	別表1に掲げる単価表により算出した額及び法定福利費に基づいて知事が承認した額
同和問題啓発事業	同和問題の啓発に必要な報酬、給料、諸手当、	知事が承認した額

	共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、備品費及び負担金等	
自立支援・生活相談・人権相談事業	自立支援、生活相談及び人権相談に必要な報酬、給料、諸手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料及び負担金等	知事が承認した額
活動推進事業	知事が同和問題の解決のために必要と認めた経費	啓発・相談員設置事業、同和問題啓発事業及び自立支援・生活相談・人権相談事業の各事業費を合算した額の3分の1以内で、知事が承認した額
知事が特に必要と認めた事業	知事が同和問題の解決のために必要と認めた経費	知事が承認した額

なお、対象経費からは、「役務費のうち保険料、使用料・賃借料のうち不動産の恒常的な使用料・賃借料、備品費のうち資産計上されるもの」が除外されている。

(エ) 本件補助金の支出先

部落解放同盟群馬県連合会及び群馬県地域人権運動連合会であり、支出先への県有施設の貸与はない。同規模の団体は他に存在しない。性質上公に募集するものではなく、これらの団体は本件補助金の存在を把握しているため、公平性に問題はないと考えられる。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

3年ごとに見直しを行っており、減額の傾向にある。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成14年度に開始され、13年継続している。

部落解放同盟群馬県連合会

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	15,990	15,990

平成24年度	15,990	15,990
平成25年度	15,990	15,990
平成26年度	11,549	11,321
平成27年度	11,321	11,321

群馬県地域人権運動連合会 (単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	3,402	3,402
平成24年度	3,402	3,402
平成25年度	3,402	3,402
平成26年度	2,980	2,980
平成27年度	2,980	2,980

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了の日から起算して1か月を経過した日または翌年度の4月10日までの早い日までに提出する(要綱第11条)。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めているほか、現地調査を行っている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

具体的な成果指標を設定することは困難であり、相談実績があがっていること、資料集の完成等が具体的効果とされているものの、特段の評価は実施されていない。

(2) 群馬県隣保館連絡協議会県費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項13)

第4の第2項参照。

(イ) 補助金額の見直しが不十分であること(意見22)

結論：補助金額の必要性・相当性の検討が不十分である。

説明：本件補助金は、県内隣保館における研修会費として25万5000円を長期間に渡り交付してきたものである。しかるに、154万円に及ぶ市町村

の負担金をはじめ、その他隣保館関係機関からの負担金として一定程度の収入がみられること、県の補助金が毎年度定額で続いており、実情に即した変動が見られないこと等から、補助金の必要性・相当性に関する検討が不十分と見ざるをえない。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本件補助金は、県内の隣保館で組織する協議会（以下「県隣協」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付するものである。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県隣保館連絡協議会県費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本件補助金につき算定方法・上限額は定められておらず、予算の範囲内において毎年度知事が別に定めるものとされている（要綱第3）。対象経費は、県隣協が実施する職員の資質向上を目的とする研修等に要する経費とされている（要綱第3）。補助割合は定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は県隣協であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により県隣協に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

長期間にわたり25万5000円の補助金額となっているが、平成28年度に21万円に減額した。

財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和56年度に開始され、34年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	255	255
平成24年度	255	255
平成25年度	255	255
平成26年度	255	255
平成27年度	255	255

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業年度終了後1か月以内に提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めているほか、現地調査を行っている。

(サ) 事後点検

本件補助金により期待される効果は、職員の資質向上という点にあり、具体的な成果指標の設定は難しく、特段の評価は実施されていない。

(3) 群馬県人権擁護委員連合会活動促進費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項14）

第4の第2項参照。

(イ) 実績報告の裏付け確認が不十分であること（意見23）

結論：実績報告について裏付け資料の提出を求めるべきである。

説明：補助金の交付に当たって実績報告書の提出が求められるのは、補助金が事業執行に当たって適正に運用されたことを確認するためであるから、その収支に関し裏付けの確認が必要となる。群馬県人権擁護委員連合会（以下「連合会」という。）が法務省の管轄であり現地調査を行えないという現状があるのであれば、相応して実績報告書の提出にあたって一定程度の収支に関する裏付け資料の提出を求めるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は国民に保障されている基本的人権を守り、また、それを守るような思想を広めるために、連合会が行う人権思想の啓蒙宣伝活動事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる、とされている（要綱第1）。

補助対象事業の内容は、①人権思想の啓蒙宣伝事業、②人権擁護に関する情報収集及び調査事業、③人権擁護思想についての研修事業、である。（要綱第2）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県人権擁護委員連合会活動促進費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額は予算の範囲内において毎年度知事が定める（要綱第3）。補助対象経費については、人権思想の啓蒙宣伝に要する経費、人権擁護に関する情報収集及び調査に要する経費、人権擁護思想についての研修に要する経費であ

る（要綱第2）。

対象経費に対する補助割合については、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は連合会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により連合会に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

定額20万円であり、財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和50年度に開始され、40年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	200	200
平成24年度	200	200
平成25年度	200	200
平成26年度	200	200
平成27年度	200	200

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業年度の翌年度4月末日までに事業報告書の提出するものとされている（要綱第7）。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、各人権活動により市民に人権意識を持たせることにあるとされているが、性質上数値化は困難であり、特段の評価は実施していない。

3. 生活文化スポーツ部文化振興課の補助金

(1) 群馬交響楽団運営費等補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項15）

第4の第2項参照。

(イ) 補助対象団体の経営状況の改善に努める必要があること（意見24）

結論：経営状況の改善に努める必要がある。

説明：本件補助金は、公益財団法人群馬交響楽団（以下「群馬交響楽団」という。）の運営費補助金として多額の資金を交付するものであり、過去5年間を見ても毎年度2億3000万円をくだらない額を計上している。群馬交響楽団の運営状況は極めて厳しいもので、1億8500万円の短期借入を銀行から受けている状況である。

この経営状況につき、群馬交響楽団と協議を行ったり、群馬交響楽団のあり方に関する懇談会で検討している経緯もあるようだが、さらなる努力を重ねて改善を試みる必要がある。この種の楽団の経営状況については他の自治体の監査でも指摘されており、逆に、繰越金や基金が多額に積みあがっているのに補助することを問題視されているところもある。後者の事例は経営の仕方や努力次第では楽団が独自に資金的な基盤を形成することも不可能ではなく、経営状況の厳しい楽団に経営改善を要求することが無理を強いるものではないことをうかがわせてもいる。早急な改善策の検討が望まれる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、オーケストラの生演奏を体験することにより子どもたちが豊かな心を育むこと、また、優れた音楽芸術の鑑賞により県民が感動を享受することは、本県文化の発展と明るく潤いと活力に満ちた県民生活の実現に大きく寄与するものであることから、県民のオーケストラとして広く県民に親しまれ、本県の文化を象徴する存在である群馬交響楽団の活動を支援するため、群馬交響楽団に補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業の内容は、①県内の子どもたちにオーケストラの生演奏を届けるための音楽鑑賞会等の事業、②県民その他に優れた音楽鑑賞の機会を提供するための各種演奏会等の事業、③広く本県の音楽文化を県内外に発信するための県外演奏会等の事業、④その他この法人の目的を達成するのに必要な事業、である（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬交響楽団運営費等補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

要綱第4条は、補助金の額につき、補助対象経費の合計額から当該事業等に係る収入を控除した額の内、予算の範囲内において知事が定める、旨規定する。

要綱第3条は、補助対象経費につき、群馬交響楽団の管理運営費及び補助対象事業に係る経費、とする旨規定する。

対象経費に対する補助割合については、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

群馬交響楽団であり、支出先への県有施設の貸与はない。

本件補助金の性質上、要綱により群馬交響楽団に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

前年度の決算報告及び次年度の事業計画案をもとに、協議により決定している。

財源は、一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和25年度に開始され、65年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	232,545	232,545
平成24年度	238,295	238,295
平成25年度	238,295	238,295
平成26年度	238,295	238,295
平成27年度	237,517	237,517

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであるが、同趣旨の補助金として国及び市町村から交付されているものがある。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ1.0人程度であり、3人の職員を派遣している。給料は県負担、通勤手当等は財団負担となっている。

(コ) 実績報告書

補助年度の翌年4月末日までに事業報告書を提出するものとされている（要綱第8条）。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、オーケストラを聞く機会を確保することである。移動音楽教室等で、小中高で全4回聞くことができるようになっており、他県にはない仕組みである。特段の評価は実施されていない。

(2) 教育文化事業団運営費等補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項 16）

第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、優れた芸術を鑑賞する機会の提供と個性豊かな群馬の文化づくり及び生涯学習の風土づくりをとおして、県民の創造的な文化活動及び生涯にわたる自主的な学習活動を支援するとともに、もって、群馬県の文化の発展と明るく潤いと活力に満ちた県民生活の実現に寄与するため、公益財団法人群馬県教育文化事業団（以下「事業団」という。）に補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業は、①伝統文化の保存継承と新しい文化の創造事業、②音楽、演劇、舞踊、美術、文芸、公演等芸術文化の振興事業、③学習・文化情報の提供と生涯学習の推進事業、④生涯学習及び文化に関する調査研究、資料の展示並びに広報・普及事業、⑤学習・文化団体の支援と学習・文化活動の促進事業、⑥高等学校等奨学金の貸与事業、⑦その他この法人の目的を達成するのに必要な事業、である

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県教育文化事業団運営費等補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

要綱第4条は、補助金の額につき、補助対象経費の合計額から当該事業等に係る収入を控除した額とし、予算の範囲内で県知事が定める、旨規定する。

要綱第3条は、補助対象経費につき、事業団の管理運営費、とする旨規定する。

対象経費に対する補助割合については、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は事業団であり、県有施設を貸与している。本件補助金の性質上、要綱により事業団に限定されている。事業団の補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

前年度の10月頃から事業団と協議が行われている。財源は、一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和60年度に開始され、30年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	82,407	76,579
平成24年度	84,886	79,786

平成 2 5 年度	85, 239	80, 528
平成 2 6 年度	87, 825	73, 282
平成 2 7 年度	78, 096	73, 497

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が 1 0 0 % 負担するものであるが、同趣旨の補助金として国から交付されているものがある。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ 0 . 5 人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助年度の翌年 4 月末日までに事業報告書を提出するものとされている（要綱第 8 条）。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われている。本件補助金により期待される効果は、群馬の芸術文化、県民文化の振興発展という点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(3) 芸術文化団体等補助（みやま文庫）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項 1 7）

第 4 の第 2 項参照。

(イ) 交付先の規定に関する要綱の見直しの必要性（意見 2 5）

結論：補助金交付対象事業者との関係で、要綱を見直す必要がある。

説明：本件補助金は、交付要件を満たす事業を行う団体を広く対象とする形となっているところ（要綱第 2 条、第 3 条）、補助金開始当初とは状況が変化し、現在では 2 団体のみを対象とし、他の事業者に交付する趣旨ではないとのことである。それ故に、本件補助金について広く周知を行うといった活動は行っていない。

しかし、要綱上は 2 団体に限定するものではなく、広く一般的に要件を充足する事業を対象としている以上は、補助金交付の公平性、平等性の観点から広く周知活動を行う必要がある。そうではなく、今後 2 団体に限定し、他の事業者の応募があっても交付対象としないことが明確なのであれば、要綱を見直す必要がある。そうでなければ、上記公平性、平等性の観点から疑義が生じ、また補助金の交付を期待した団体が現れる可能性もある。

したがって、今後も 2 団体に限定するのであれば、要綱を改正して 2 団体のみを名宛人とするか、本件補助金を廃止して別途新たに補助金を創設すること

が望ましいと考えられる。群馬交響楽団に対する補助金についても当初は本件補助金で対応していたところ、独立した補助金とした経緯があり、要綱を状況の変化に対応させて見直す必要があると考える。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、群馬県文化基本条例及び文化振興指針に基づき、県民による主体的かつ多様な文化活動を尊重し、文化の振興、文化を通じた人づくり、文化資産の保存及び活用等を推進するため、芸術文化団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。補助対象事業は、①全県又は広域にわたる活動・参加が見込まれ、かつ、②県民への芸術文化普及振興が期待できる事業であって、③知事が適当と認める事業、である（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県芸術文化団体補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

要綱第4条は、補助対象経費につき、事業の実施に要する経費で、知事が必要と認める経費とする旨規定する。ただし、④事業実施者以外の者が支出した経費、⑤事務機器（備品）等の購入費、⑥飲食に係る経費、は補助対象外とされている。

対象経費に対する補助割合については、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先はみやま文庫であり、県有施設が貸与されている。要綱の規定上、交付対象となりうる団体は、みやま文庫及び関信越音楽協会以外にも存在しうると考えられるが、周知等を行っていない。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

事業費を補助対象とし、要綱に従い算出される。財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和36年度に開始され、54年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,900	1,900
平成24年度	1,900	1,900
平成25年度	1,900	1,900
平成26年度	1,900	1,900
平成27年度	2,178	2,178

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後10日以内、又は、翌年度の4月10日までに実績報告書を提出するものとされている（要綱第8条）。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われている。

本件補助金により期待される効果は、群馬の郷土に関する書籍の発刊事業を補助することにより、郷土文化を形あるものとして残していくという点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(4) 芸術文化団体等補助（関信越音楽協会）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項18）

第4の第2項参照。

(イ) 要綱見直しの必要性があること（意見26）

結論：補助金交付対象事業者との関係で、要綱を見直す必要がある。

説明：本件補助金は、要綱上交付要件を満たす事業を行う団体を広く対象とする形となっているところ（要綱第2条、第3条）、補助金開始当初とは状況が変化し、現在では2団体のみを対象とし、他の事業者に交付する趣旨ではないとのことである。それ故に、本件補助金について広く周知を行うといった活動は行っていない。

しかし、要綱上は2団体に限定するものではなく、広く一般的に要件を充足する事業を対象としている以上は、補助金交付の公平性、平等性の観点から広く周知活動を行う必要がある。そうではなく、今後2団体に限定し、他の事業者の応募があっても交付対象としないことが明確なのであれば、要綱を見直す必要がある。そうでなければ、上記公平性、平等性の観点から疑義が生じ、また補助金の交付を期待した団体が現れる可能性もある。

したがって、今後も2団体に限定するのであれば、要綱を改正して2団体のみを名宛人とするか、本件補助金を廃止して別途新たに補助金を創設することが望ましいと考えられる。群馬交響楽団に対する補助金についても当初は本件補助金で対応していたところ、独立した補助金とした経緯があり、要綱を状況の変化に対応させて見直す必要があると考える。

(ウ) 資金計画に問題があること（意見 27）

結論：概算払いの際に提出された資金計画表が、資金繰りが立ち行かないものとなっている。

説明：本件補助金では、2280万円全額について、8月段階で概算払いがなされている。その際、協会から資金計画表が提出されているところ、同計画表によると年度末段階における収支合計が210万円の赤字で計上されており、このままでは資金繰りが破綻する恐れがあることを示している。支出を減らすことで対応する予定であったとのことであるが、どのように支出を減らすのかも不明確なまま、資金繰りが破綻する虞を示す計画をもとに概算払いを実行することには問題がある。

資金計画について問題がある場合には、改善の方策を問うとともに、改善策が反映された計画を再提出させるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、群馬県文化基本条例及び文化振興指針に基づき、県民による主体的かつ多様な文化活動を尊重し、文化の振興、文化を通じた人づくり、文化資産の保存及び活用等を推進するため、芸術文化団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。補助対象事業は、①全県又は広域にわたる活動・参加が見込まれ、かつ、②県民への芸術文化普及振興が期待できる事業であって、③知事が適当と認める事業、である（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県芸術文化団体等補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

要綱第4条は、補助対象経費につき、事業の実施に要する経費で、知事が必要と認める経費とする旨規定する。ただし、④事業実施者以外の者が支出した経費、⑤事務機器（備品）等の購入費、⑥飲食に係る経費、は補助対象外とされている。

対象経費に対する補助割合については、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

（公財）関信越音楽協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。要綱の規定上、交付対象となりうる団体は、同協会及びみやま文庫以外にも存在しうると考えられるが、周知等を行っていない。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

事業費を補助対象とし、要綱に従い算出される。財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和55年度に開始され、37年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	24,000	24,000
平成24年度	24,000	24,000
平成25年度	22,800	22,800
平成26年度	22,800	22,800
平成27年度	22,800	22,800

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであるが、同趣旨の補助金として国及び市町村から交付されているものがある。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後10日以内、又は、翌年度の4月10日までに実績報告書を提出するものとされている(要綱第8条)。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、本県の芸術文化の振興と国際交流に大きく寄与している点にある。また、直接的効果として、アカデミーの生徒が講師に声を掛けられてヨーロッパ留学に至った例もある。補助金支出に関して特段の評価は実施されていない。

(5) 「群馬の文化」支援事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項19)

第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県文化振興指針に規定する基本的な文化振興施策である、文化力の向上、次世代を担う子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実、地域の文化資産を活かした観光・地域振興を、長期的な展望をもって総合的かつ効果的に推進するため、「群馬の文化」の形成につながる、地域での多様で創造性豊かな文化活動や事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている(要綱第

1条)。

補助対象事業は、文化振興指針の基本理念である、心豊かな文化にあふれた活力ある「文化県群馬」の実現と、先人から受け継いできた「群馬の限りない可能性」の躍進に資する、地域の特色ある文化や資源等を活用し、文化の継承・発展を推進する事業で、知事が適当と認めた事業とされている（要綱第2条第1項）。同事業の具体的内容、対象団体等については、以下のように明記されている（要綱第2条第2項）。

文化力向上事業	内容	群馬の文化を元気にする新たな取り組みや、これまでの取り組みを拡大発展させる事業
	対象団体	市町村及び市町村が構成員となっている団体（以下「市町村等」という。）、特定非営利活動法人、民間団体
	補助対象期間	単年度
	補助率	補助対象経費の2分の1以内
	補助上限額	500千円
次世代育成事業	内容	次世代を担う子供たちが歴史文化遺産や伝統芸能、芸術に触れる機会を提供する事業
	対象団体	市町村等、特定非営利活動法人、民間団体
	補助対象期間	単年度
	補助率	補助対象経費の2分の1以内
	補助上限額	200千円
文化資産発掘・活用事業	内容	地域の文化資産（伝統文化、歴史文化遺産、食文化、景観等）を活かした観光や地域振興につながる事業
	対象団体	市町村等
	補助対象期間	単年度
	補助率	補助対象経費の2分の1以内
	補助上限額	2500千円

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等
規則、「群馬の文化」支援事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

①文化力向上事業は500千円、②次世代育成事業は200千円、③文化資産発掘・活用事業は2500千円を上限とする（要綱第2条）。補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めた経費である（要綱第3条）。但し、④施設設備費及び備品購入費（備品購入費の内、案内板、看板等の事業実施に直接関係する経費を除く）、⑤人件費その他団体等の恒常的な運

営費は補助対象外とされている（要綱第3条）。

対象経費に対する補助割合については、一律補助対象経費の2分の1以内とされている（要綱第2条）。

(エ) 本件補助金の支出先

民間文化団体、NPO法人、市町村であり、支出先への県有施設の貸与はない。申請のある者につき、評価委員会で事前評価を行い、審査の上、交付している。本件補助金については、ホームページに掲載しているほか、公民館や各文化団体に案内を配布するなど周知している。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

財源は特定財源（文化振興基金）である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成25年度に開始され、3年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	10,000	7,488
平成26年度	10,000	6,539
平成27年度	10,000	8,952

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、2分の1以内の定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第7号の実績報告書を提出するものとされている（要綱第9条）。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めているほか、現地調査を行っている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われている。実績報告や現地調査のほか、評価委員会による事後評価が行われ、事業の結果について評価

検討している。評価委員会は7名で構成され、文化審議会から3名、その他文化人から4名で構成される。

(6) 「群馬のふるさと伝統文化」支援事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、地域の伝統・文化・風習を復活させ、人と人との絆を深め、安心な地域社会を再生するため、県内各地域で伝統文化を守り、伝え、育てていこうとする継承活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている(要綱第1条)。

補助対象事業は、地域の伝統文化を継承するために必要な事業で、知事が適当と認めた事業とされている(要綱第4条)。具体的な事業内容等は以下のとおりである。

伝統文化映像記録事業	内容	地域の伝統文化を映像に記録・公開する事業
	補助対象期間	単年度
	補助率	3分の2以内
	補助上限額	30万円
伝承者養成事業	内容	伝統文化の伝承者(後継者)を要請する事業
	補助対象期間	単年度
	補助率	3分の2以内
	補助上限額	20万円
伝統文化継承活動事業	内容	地域の伝統文化の継承に資する事業
	補助対象期間	単年度
	補助率	3分の2以内
	補助上限額	20万円
こども伝統文化継承事業	内容	こどもたちに伝統文化を体験・習得させる事業
	補助対象期間	単年度
	補助率	3分の2以内
	補助上限額	20万円
地域伝統文化サポーター事業	内容	伝統文化の継承活動を支える活動を行う事業
	補助対象期間	単年度
	補助率	3分の2以内
	補助上限額	20万円

また、補助事業につき、各補助事業者は、地域伝統文化サポーター事業を除き、事業（各団体が実施する個々の補助事業をいう。以下この項において同じ。）を実施する年度にかかわらず、各補助メニューにつき、1事業まで補助を受けることができる、とされている（要綱第4条第2項）。各補助メニューのうち、割合としては伝統文化継承活動事業が半分以上を占めている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、「群馬のふるさと伝統文化」支援事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

①伝統文化映像・記録事業は30万円、②伝承者養成事業は20万円、③伝統文化継承活動費用は20万円、④こども伝統文化継承事業は20万円、⑤地域伝統文化サポーター事業は20万円を上限とする（要綱第4条）。

補助対象経費については、補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めた経費とされ、人件費その他団体等の恒常的な運営費は補助対象外経費とされている（要綱第5条）。

対象経費に対する補助割合については、一律補助対象経費の3分の2以内とされている（要綱第4条）。

(エ) 本件補助金の支出先

民間文化団体、NPO法人であり、支出先への県有施設の貸与はない。申請のある者に対しては審査の上交付している。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

補助金交付要綱に定める各メニューの算定方法に基づき算出される。財源は特定財源（文化振興基金）である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成21年度に開始され、7年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	8,000	3,769
平成24年度	8,000	7,386
平成25年度	8,000	7,525
平成26年度	8,000	7,675
平成27年度	8,000	7,830

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、様式第7号の実績報告書を提出するものとされている(要綱第11条)。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われている。効果測定について、伝統文化継承活動事業における文化財修繕では、修繕前後の写真、修繕や修繕後の祭りに関する新聞切り抜きなどのチェックはされているが、特段の評価は実施されていない。

4. 生活文化スポーツ部スポーツ振興課の補助金

- (1) 群馬県スポーツ振興費補助金(①群馬県スポーツ協会運営費補助金、②競技力向上に関する事業補助金、スポーツ大会開催・派遣に関する事業：③国民体育大会派遣費補助金と④体育大会等開催費補助金)

ア. 指摘事項ないし意見

- (ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項20)

①につき、第4の第2項参照。②、③につき、前者の指摘のみ第4の第2項参照。

- (イ) 要綱の文言の不備(意見28)

結論：要綱の文言が不正確であるため、改正すべきである。

説明：本件補助金の要綱第5条では、「知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査のうえ、補助金の交付を決定し、交付決定通知書を補助事業対象者に通知するものとする。」と規定しているところ、「通知書を…通知する」との点について、「通知書を…交付する」か「決定を…通知する」と改めるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

- (ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、スポーツ基本法に基づき、スポーツの振興等を図るための事業に対して、補助金を交付するものとされている(要綱第1条)。本件補助金の補助対象事業は、(1)スポーツの振興に関する事業、(2)競技力向上に関する事業、(3)スポーツ団体運営費助成に関する事業、(4)スポーツ大会開催・派遣に関する事業、(5)その他、知事が特に必要と認める事業(要綱第2条)である。

群馬県スポーツ協会運営費補助金、競技力向上に関する事業補助金は、この

うち、(3)の一環として群馬県スポーツ協会の運営事業を補助対象とするものである。

競技力向上に関する事業補助金は、このうち、(2)の一環として、群馬県スポーツ協会が行う競技力向上対策事業を補助対象とするものである。

国民体育大会派遣費補助金は、このうち、(1)の一環として、㉔国民体育大会関東ブロック大会開催事業、㉕国民体育大会輸送事業、㉖国民体育大会入場行進飾花作成事業、(4)の一環として、㉗国民体育大会派遣事業、㉘国民体育大会関東ブロック派遣事業を補助対象とするものである。

体育大会等開催費補助金は、このうち、(4)の一環として、㉙体育大会開催事業、㉚全国大会派遣事業を補助対象とするものである。㉙体育大会は、要領上、関東大会以上の規模のものに限定され、㉚派遣事業は要綱上、海外派遣に限定されている。

※㉚全国大会派遣事業は平成19年度から廃止

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等
規則、群馬県スポーツ振興費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の算定方法・上限額は定められておらず、補助金の額については別に定めるものとし、予算の範囲内とする旨規定されている（要綱第3条）。補助金の額の確定については、知事が、実績報告書の審査及び補助事業の実施結果が補助金の交付目的と適合すると認めた場合に、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとされている（要綱第9条）。

補助対象経費につき、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、スポーツの振興等に関する経費とし、別表1に定める旨規定されている（要綱第3条）。

運営に係る経費の定め、以下の表のとおりである。

①群馬県スポーツ協会運営費補助金

区分	事業	補助対象経費
(3)スポーツ団体運営費助成に関する事業	群馬県スポーツ協会運営費補助	人件費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金・その他の経費については、別途協議する

②競技力向上に関する事業補助金

区分	事業	補助対象経費
(2)競技力向上に関する事業	競技力向上対策費補助	報償費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、保険

		料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金、その他の経費については、別途協議する
--	--	--

③ 国民体育大会派遣費補助金

区分	事業	補助対象経費
(1) スポーツの振興に関する事業	㉑ 国民体育大会関東ブロック大会開催負担事業	国民体育大会関東ブロック大会実施要項で定められた負担金
	㉒ 国民体育大会輸送事業	国民体育大会における馬術・セーリング・ボート競技の物品等の輸送にかかる輸送費
	㉓ 国民体育大会入場行進飾花作成事業	国民体育大会開会式入場行進における飾花作成に係る消耗品費
(4) スポーツ大会開催・派遣に関する事業	㉔ 国民体育大会派遣事業	旅費、衣服代
	㉕ 国民体育大会関東ブロック大会派遣事業	旅費

④ 体育大会等開催費補助金

区分	事業	補助対象経費
(4) スポーツ大会開催・派遣に関する事業	㉖ 体育大会開催事業	諸謝金及び賃金、旅費、褒賞費、食糧費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金 その他の経費については、別途協議
	㉗ 全国大会派遣事業 ※平成19年度から廃止	旅費、衣服代 その他の経費については、別途協議

対象経費に対する補助割合につき、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

群馬県スポーツ協会運営費補助金・競技力向上に関する事業補助金・国民体育大会派遣費補助金の支出先は、公益財団法人群馬県スポーツ協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により公益財団法人群馬県スポーツ協会に限定されている。

体育大会等開催費補助金の支出先は、公益財団法人群馬県スポーツ協会加盟競技団体であり、同団体から大会を主催する競技団体、海外国際大会に出場する選手に交付される。支出先への県有施設の貸与はない。大会開催補助、派遣補助については、毎年4月に行われる県内スポーツ団体の協議会において、各団体に通知、説明している。

各交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

群馬県スポーツ協会運営費補助金では、要綱で明記される補助対象経費の内、人件費及び運営費に対象を絞っている。人件費に関しては、プロパー職員、嘱託職員に関するもののみを補助対象としており、その他職員は指定管理者における管理料で賄われている。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

競技力向上に関する事業補助金については、要綱・要領上、上限額等は明記されていない。長年にわたり2億円の補助が続いている。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

国民体育大会派遣費補助金については、要領に従い算出されている。財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

体育大会等開催費補助金については、要綱・要領の定めに従い画一的に算定される。大会開催については、申請段階で事業計画書、収支予算書のほか大会開催要項の提出も求めており、また派遣についても、派遣報告書、中央競技団体からの派遣通知書、開催要項等の提出を求めており、遂行能力判断に問題はない。

いずれの補助金も、財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

群馬県スポーツ協会運営費補助金は平成24年度に開始され、4年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	109,063	108,195
平成25年度	106,252	105,281
平成26年度	110,576	110,166
平成27年度	112,816	112,548

競技力向上に関する事業補助金は昭和53年度に開始され、37年継続して

いる。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	200,000	198,721
平成24年度	200,000	200,000
平成25年度	200,000	200,000
平成26年度	200,000	198,742
平成27年度	200,000	199,476

国民体育大会派遣費補助金は昭和50年度に開始され、40年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	65,652	52,755
平成24年度	59,217	53,222
平成25年度	52,320	46,211
平成26年度	67,161	60,434
平成27年度	74,644	53,213

体育大会等開催費補助金は昭和50年度に開始され、40年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	1,750	1,260
平成24年度	2,044	1,915
平成25年度	1,264	970
平成26年度	2,160	2,000
平成27年度	1,610	720

(キ) 本件補助金の区分・態様

群馬県スポーツ協会運営費補助金は、運営費補助であり、定額補助である。

競技力向上に関する事業補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

国民体育大会派遣費補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

体育大会等開催費補助金は運営費補助であり、定額補助である。関東大会開催が3～5万円、全国大会開催が5～10万円。派遣についてはオリンピックが5万円、世界選手権大会・アジア大会が2万円、その他国際大会が1万円である。

※その他国際大会への派遣補助は平成28年度から廃止

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、群馬県スポーツ協会運営費補助

金延べ0.1人程度、競技力向上に関する事業補助金延べ0.7人程度、国民体育大会派遣費補助金延べ0.3人程度、体育大会等開催費補助金延べ0.3人程度であり、いずれも交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後1か月以内の実績報告書を提出するものとされている(要綱第8条)。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

いずれの補助金についても、実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。特に、体育大会等開催費補助金の大会開催費については、補助金額を超える支出があったことの証明として領収証を、派遣についても出場したことの証明として大会結果書を、それぞれ提出させている。

群馬県スポーツ協会運営費補助金により期待される効果は、協会の良好な運営を確保し、各種スポーツ団体への支援が十分に行える環境を整え、選手の結果に繋げる点にある。

競技力向上に関する事業補助金により期待される効果は、競技力が向上することによる県内のスポーツ振興活性化という点にある。

国民体育大会派遣費補助金により期待される効果は、大会が支障なく開催され、大会に参加する選手が結果を残すことである。

体育大会等開催費補助金により期待される効果として、県内での大規模大会や海外大会の出場等は県内外においても取り上げられ、県内のスポーツ振興に寄与している。海外派遣では入賞者も多く、今後の活躍により群馬県に与えるプラスの影響は大きい。海外派遣の際には、知事への表敬訪問も行われ、新聞で取り上げられることによりスポーツへの関心も高まる。

特段の評価は実施されていない。

体育大会等開催費補助金の予算の算定に当たっては、前年度の段階で来年度の大会への派遣に備えて一定程度の予算を確保している。

(2) 全日本実業団対抗駅伝競走大会競技関係費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載が欠けていること(指摘事項21) 第4の第2項参照。

(イ) 領収証が混在していること(意見29)

結論: 領収証の名宛人が統一されていない

説明: 実績報告書と共に提出された本事業に関する領収証につき、日本実業団陸上競技連合を名宛人とするものと、群馬陸上競技協会を名宛人とするものが混在していた。後者は前者を構成する組織であるが、本件補助金が後者を事業主体とするものである以上、領収証の名宛人についても統一されなければならない。

(ウ) 補助金の効果測定を充実させるべきこと（意見 30）

結論：補助金の効果測定を充実させるべきである。

説明：本件補助金は、ニューイヤー駅伝の開催に伴い補助事業者に対しその費用の一部を補助するものであるところ、過去5年間にわたり550万円の定額補助が続いており、具体的に当該額の補助金がどの程度実を挙げ、どのような効果をもたらしているのかについて、必ずしも把握できていない状況といえる。

一定の成果指標を設けて効果測定を行うなど、多岐に及ぶ本件補助金をもたらす効果を整理して提示できるようにしておくべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、全日本実業団対抗駅伝競走大会（以下「ニューイヤー駅伝」という。）の競技実施に係る経費に対して、補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。本件補助金の補助対象事業は、①ニューイヤー駅伝の競技実施に係る事業、②その他知事が特に必要と認める事業である（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、全日本実業団対抗駅伝競走大会競技関係費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額につき、要綱第4条は、「予算の範囲内において補助するものとする」旨規定しており、具体的算定方法・上限額に関する規定はない。

補助対象経費につき、要綱第3条は、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ニューイヤー駅伝の競技運営に関する経費（補助対象事業遂行上必要な経費）とすると規定する。

対象経費に対する補助割合につき、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

（一財）群馬陸上競技協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により（一財）群馬陸上競技協会に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱・要領上は明記されていない。長年にわたり事業費全額の補助として550万円の予算が続いている。財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成14年度に開始され、13年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	5,500	5,500
平成24年度	5,500	5,500

平成25年度	5,500	5,500
平成26年度	5,500	5,500
平成27年度	5,500	5,500

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

年度末までに実績報告書が提出される（要綱第9条）。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われている。

本件補助金により期待される効果は、全国的駅伝大会の開催に伴う群馬のスポーツ振興、活性化、イメージアップであり、視聴率のほか、観客動員数も測定されているが、特段の評価は実施されていない。

第8 こども未来部の補助金について

1. こども未来部子育て・青少年課の補助金

(1) ぐんま地域活動連絡協議会運営費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の施行区分（指摘事項22）

第4の第2項参照。

(イ) 交付要綱上の暴力団等排除規定の不存在（指摘事項23）

誓約書の提出を求めていること及び要綱に規定がないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 実績報告書の提出期限（意見31）

事業実績報告書の提出期限に関して「補助事業が完了した場合、すみやかに」と定められていることにつき（要綱第6条）、第4の第6項参照。

(エ) 補助事業の支出の証憑の確認（意見32）

結論：支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。

説明：実績報告書には、補助対象事業の歳入歳出決算書が添付されており、同決算書中の支出管理表には、支出の項目やその大まかな内容（母親クラブフェスティバル、親子の集い、啓蒙活動などの事業ごとの印刷費、編集通信費、消耗品費等の経費）は記載されているものの、その支出の内訳や詳細については何ら記載されていない。実績報告書の確認について、支出と領収書等との突合は補助金受領団体に委ねており、県としての確認は行っていない。しかし、領収書等の証憑の確認が行われなければ、補助対象事業にかかる支出の正確性や妥当性の確認、補助対象事業の正確な実態把握は困難であると考えられる。そして、正確な実態把握が困難となれば、補助対象経費をもとに補助金額の算定を行うことが不可能となってしまうかねない。そこで、今後は、支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。

(オ) 補助対象団体の範囲について（意見33）

結論：交付要綱において、補助対象団体を限定するよりも、補助の要件を定めて、要件を充たす団体に交付するようにすることが望ましい。

説明：本件補助金の対象事業は、「ぐんま地域活動連絡協議会」が実施する事業に限定されている（要綱第2条）。同協議会は、国の団体の要請によってできた県組織であり、その設立年度は昭和30年3月まで遡る。その後、同協議会は、県単位での子育て支援を行っているが、そのような県単位の組織は、同協議会以外には群馬県内に存在していないものと認識されている。当協議会の活動は、60年以上に及んでおり、多くの実績があることは確かである。しかし、同協議会が「県単位で活動を行っている」といっても、同協議会の加盟団体2

4 団体のうちの 1 4 団体、割合にして 5 8 . 3 % は、東毛地域、しかも太田市と邑楽郡大泉町の 2 つの市町（1 0 団体が太田市、4 団体が大泉町）を拠点としている。しかし、群馬県内の児童総数（1 0 万 3 9 9 0 人：平成 2 8 年 5 月 1 日時点）に占める太田市及び大泉町の児童数の割合は、太田市 1 2 . 9 %（1 万 3 4 1 8 人）、大泉町 1 . 9 %（1 9 6 4 人）である。このような数値からすれば、同協議会の構成も県内の各地域にまんべんなく広がっているわけではなく、要件該当性なしに「県単位で活動を行っている」団体といえるかどうかについても異なる見方もできないわけではない。交付要綱上、本件補助金の対象団体を同協議会に限定するのではなく、交付要件を定めて同団体が要件に該当することを確認する方法に変えることが望ましい。

イ. 本件補助金に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

群馬県内の各地域の児童館などを拠点に活動する「母親クラブ」が集まる、「ぐんま地域活動連絡協議会」が実施する児童の健全な育成と福祉の向上を目的とする事業に対し、補助を行うことが、本件補助金の趣旨・目的である。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんま地域活動連絡協議会運営補助金交付要綱

（ウ）本件補助金の決定過程の概要

補助金額は、「毎年度予算の範囲内で知事が定めることとし、補助限度額は、補助対象事業に要した経費と当該年度予算で決定した補助額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。」と定められている（要綱第 3 条）。明確な算定方法や上限額は定められていない。補助の対象となる範囲は、事業は、「協議会が行う①指導者研修会、②レクリエーション事業、③施設慰問等奉仕活動、④単位クラブの事業活動に対する援助協力、⑤その他地域活動の発展および児童の健全育成と福祉に必要な事業」と定められているが、「経費」の範囲は特に定められていない。

（エ）本件補助金の支出先

支出先は、ぐんま地域活動連絡協議会であり、県有施設の貸与はない。同協議会の所在地は群馬県庁内となっているが、同協議会の専従職員が県庁内にいるわけではない。

本件補助金は、同協議会が行う事業に対して補助するものであり、他の支出先は想定していない。今後、同協議会の他に、県単位で活動をする団体ができた場合には、その際に、補助金を交付するか否かにつき、判断を行うことになるが、現状では特にそのような動きはない。補助事業の遂行能力については、昭和 3 0 年から、子育て支援事業を実施してきたという実績に基づいて、検討している。

（オ）本件補助金の算定方法・財源等

交付金額は「予算の範囲内」で定められており、算定根拠などは定められていない。特定財源のうち、地域福祉基金の利子収入を充てている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和55年度に開始され、36年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	250	250
平成24年度	250	250
平成25年度	250	250
平成26年度	250	250
平成27年度	250	250

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業実績報告書は、事業完了後、すみやかに、提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書添付の収支決算書を確認する方法により、目的外使用がないことの確認を行っている。会計報告が行われる同協議会の総会には、担当部署の職員が出席している。

成果指標等は設けていないため、具体的な効果について評価は行っていないが、補助金受領団体がどのような事業を実施しているのかについては確認を行っている。補助金受領団体は、運動会や発表会、ワークショップなどを開いているが、そのような事業の実施によって、地域の子どもたちの健全育成、母親クラブ相互間の交流が図られることが、本件補助金の交付により期待される効果であると考えている。

(2) 群馬県認可外保育施設支援補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分(指摘事項24)

第4の第2項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限(意見34)

事業実績報告書の提出期限に関して「事業完了後1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき(要綱第11条)、第4の第6項参照。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

目的は入所児童の処遇向上を図ることである。事業等の内容は、認可外保育施設における保育士配置の充実、入所児童の健康診断の実施及び施設・設備の改修事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県認可外保育施設支援補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

算定方法は、事業ごとに、基準額、補助率、対象経費が定められており（要綱第7条）、①基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額を選定し、②①により選定された額に補助率を乗じて得られた額と市町村が補助した額に2分の1を乗じて得た額のいずれか少ない方の額を交付額とすることとされている。

(エ) 本件補助金の支出先

- ① 直接の支出先：該当市町村（平成27年度は伊勢崎市、太田市、藤岡市、みどり市の4市）
- ② 間接補助事業者：認可外保育施設設置事業者（伊勢崎市2者、太田市1者、藤岡市1者、みどり市1者）

支出先ないし間接補助事業者への県有施設の貸与はない。

本件補助金の受領主体は、認可外保育施設設置事業者ではなく、認可外保育施設が所在している市町村である。これは、保育の実施主体は市町村であり、本件補助金は市町村の補助を前提としており、市町村が補助すると判断した認可外保育施設に対してのみ、補助金を交付するためである（なお、中核市（前橋市及び高崎市）については、中核市が認可外保育施設に対する指導監督権限を有しているため、中核市内にある認可外保育施設に県は補助金を交付していない。）。市町村が補助するとして申請があった認可外保育施設については、全て補助金が交付されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。本件補助金は、事業費補助であり、その事業が当初の予定どおりに実施されることを、補助金の支出の効果として検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成13年度に開始され、15年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	18,122	13,313
平成24年度	15,084	11,085
平成25年度	12,950	11,190
平成26年度	12,553	11,831
平成27年度	8,444	3,590

平成27年度に補助金額が激減した理由は、国による新たな子ども子育て支

援制度が開始されたためである。

国の新たな制度に基づき、平成27年度から認定こども園となった施設が3施設あるが、それらの施設に対しては、本件補助金とは別に公的な給付がなされることになったため、本件補助金の支出は行っていない。また、平成27年度から、地域型保育給付を受けることのできるようになった施設も1施設ある。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助及び設備・施設整備の補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先及び間接補助事業者への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

市町村から提出される実績報告書により、目的外使用の有無を調査・確認している。また、本件補助金の間接補助事業者である認可外保育施設に対しては、毎年現地調査を行っている。期待される効果は、補助金の交付によって保育士配置の充実が図られること、入所児童に対する健康診断が実施されること及び施設・設備の改修事業がなされることである。具体的な成果指標は定めていない。

(3) 群馬県保育士養成所費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項25）

第4の第2項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限（意見35）

事業実績報告書の提出期限に関して「事業完了後1か月以内又は翌年度4月8日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき（要綱第9条）、第4の第6項参照。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱に「児童福祉施設等における保育士の職種の重要性にかんがみ、資質の高い保育士を養成確保するために、保育士養成施設の事業費等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。」と定められている。補助金の交付の対象となる事業は、児童福祉法に規定する社会福祉法人が設置する保育士養成施設の運営事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県保育士養成所費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

交付要綱第3条によれば、補助金の交付額は、下表の「第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額から当該事業に係る収入額（ただし、授業料収入を除く。）を控除した額を比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額」と定められている。

1 基準額	2 対象経費
1 及び 2 の合算額 1 1 か所あたり年額 15,650,000円×箇所数 2 生徒1人あたり年額 11,810円×生徒数 （生徒数は、当該年度当初における 学生定員又は現員のいずれか少ない 方とする。）	保育士養成事業に必要な給料、職員 手当等、共済費、公務災害補償費、 謝金、報償費、旅費、需用費（消耗 品費、印刷製本費、燃料費、光熱水 費、食糧費、修繕費）、役務費（通 信運搬費）、使用料及び賃借料、原 材料費、備品購入費

補助金受領団体では、保育士の資格のみならず、幼稚園教諭免許（第2種）の取得も可能であるが、幼稚園教諭の養成事業は、本件補助金の対象外であり、幼稚園教諭養成にかかる経費は対象外となっている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は社会福祉法人三吉であり、県有施設の貸与はない。

本件補助金は、社会福祉法人が設置する保育士養成施設に対する補助金であり、群馬県内には社会福祉法人が設置する保育士養成のための専門学校は、社会福祉法人三吉の設置する大泉保育福祉専門学校以外には存在しない。また、学校法人が設置する保育士養成のための専門学校には、本件補助金とは別に、私立学校教育振興費補助金が交付されている（担当部署は総務部学事法制課）。補助事業者は、昭和49年4月から、40年以上専門学校の運営事業を行い、多数の卒業生を輩出している。このような過去の実績からして、補助事業の遂行能力は十分にあると考えている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和52年度に開始され、39年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	9,313	8,905
平成24年度	9,331	8,870
平成25年度	9,207	8,994
平成26年度	9,207	8,988
平成27年度	9,071	8,881

学生数が年々減少しているため、補助金交付額も減る傾向にある。現在、補助金受領団体には、夜間に通学する二部が設けられているが、平成29年3月をもって廃止される予定であるため、平成29年度以降の補助金交付額は更に減少する見込みである。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1か月以内、又は翌年度4月8日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている（要綱第9条）。

(サ) 本件補助金の事後点検

担当部署の職員が補助金受領団体に出向き、対象経費の確認や学生の在籍簿の確認等を行い、目的外使用のないことを調査・確認している。具体的な成果指標は設けられていないが、補助金の交付により期待される効果は、補助金受領団体に通学する生徒が支払う学費が、私立学校教育振興費補助金を受けている私立の専門学校と同程度となることである。

(4) 青少年保護育成対策推進事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 実績報告書の提出期限（意見36）

事業実績報告書の提出期限に関して「翌年度4月30日まで」と定められていることにつき（要綱第9条）、第4の第6項参照。

(イ) 成果目標による補助金の有効性・必要性の検証（意見37）

結論：具体的な成果指標を設けて効果の測定を行い、補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

説明：本件補助金交付の目的・趣旨は、補助金の交付によって青少年の保護育成に関わる啓発、非行少年の援助活動が行われることである。しかし、実際に本件補助金によって行われているのは、同団体の会報の発行であり、会報が県内外に配布されることによって、青少年の保護育成に関わる啓発や非行少年の援助活動との関係で、どのような効果が生み出されているのかは不明である。今後は、具体的な成果指標を設けて効果の測定を行い、補助金の有効性・必要性を検証すべきである

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱に「群馬県更生保護女性連盟の行う青少年保護育成推進事業に対し、

補助金を交付している。交付の目的・趣旨は、補助金の交付によって青少年の保護育成に関わる啓発、非行少年の援助活動が行われることである。」と定められている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、青少年保護育成推進事業補助金交付要綱、群馬県青少年健全育成条例

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

算定方法や上限額は定められていない。補助対象経費は、「①青少年の保護育成に係わる啓発及び指導、②非行少年の補導及び援助活動、③社会環境の浄化活動」の3つの事業にかかる「報償費、旅費、需用費、役務費」と定められている（要綱第3条）。補助の割合は定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、群馬県更生保護女性連盟であり、県有施設の貸与はない。

本件補助金は、青少年保護育成推進事業に対するものであるが、その補助金の受領主体は、同連盟に限定されている（要綱第1条）。同連盟は、少年の非行防止や非行少年の立ち直りのための活動等を、県内各地域や少年鑑別所等にて実施している。その活動は無償で、同団体の会員のボランティアにより行われているが、同様の活動をする団体は、群馬県内には存在しない。補助金受領団体は、60年近く活動を行っており、補助事業の遂行能力は十分にあると考えている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。特に成果指標等の設定はしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和42年度に開始され、49年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	100	100
平成24年度	100	100
平成25年度	100	100
平成26年度	100	100
平成27年度	100	100

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年度4月30日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこと

とされている。実績報告書に添付して提出される会計決算書及び領収書の写しを確認することにより、正確性につき検証している。

(サ) 事後点検

本件補助金は、補助金受領団体の会報の印刷費を補助するために交付している。団体の会員は、「地域の母親」という立場で、県内の小中学校を訪問し、非行防止や薬物乱用防止の啓発活動などを行っているが、会報は、その毎年の取組を県内外に知らせる目的で発行されている。会報が毎年発行されていることが、効果であると考えており、実際に発行された会報の内容及び会報の印刷費用を確認することにより、目的外使用のないことを確認している。具体的な成果指標等は設けていない。

(5) 青少年育成総合推進事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 暴力団でないことの誓約書（指摘事項26）

誓約書の提出を求めていることと要綱に規定がないことにつき、第4の第1項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限（意見38）

事業実績報告書の提出期限に関して「事業完了後1か月以内又は翌年度4月15日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき（要綱第11条）、第4の第6項参照。

(ウ) 成果指標を設定した事業評価（意見39）

結論：具体的な成果指標を設定して事業評価を行い、その評価を今後の補助基準額の見直しの際に役立てるべきである。

説明：本件補助金に関しては、具体的な成果指標は特に設けられていない。本件補助金の目的は、青少年の健全育成を目的とする青少年育成総合推進事業の展開を図り、地域の実情を踏まえた取組を総合的に推進することであり、取組の推進がどの程度図られたかを具体的に測定することが、困難であることは否定し得ない。

しかし、補助対象事業を担う青少年育成推進員は、県知事及び市町村長の委嘱を受けて、青少年の健全育成のために、各地域において、日々活動を行っている。活動状況は様々であり、年数回のパトロール等しか実施していない市町村もあれば、子どもたちを対象としたキャンプや料理教室、お祭りを企画・実施している市町村もある。このような事業実施の実情を踏まえれば、現状における実施事業への参加人数、青少年育成推進員の具体的な活動状況、青少年育成推進員1人あたりの平均活動日数や平均活動実費などを把握し、それらの数値をもとに具体的な成果指標を設定していくことは十分に可能である。

県として、速やかに実態の把握に務め、具体的な成果指標を設定して事業評価を行い、その評価を今後の補助基準額の見直しの際に役立てるべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

目的は、当該事業の展開を図り、地域の実情を踏まえた取組を総合的に推進することであり、事業等の内容は、青少年の健全育成を目的とする青少年育成総合推進事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、青少年育成総合推進事業補助金交付要綱、群馬県青少年健全育成条例

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助対象事業は、青少年育成推進員活動と青少年補導センター補導員会連絡協議会運営事業である。補助金の算定方法は、基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た範囲内の額を交付すると定められている（要綱第4条）。基準額は、青少年育成推進員活動については青少年育成推進員1人あたり年1600円、青少年補導センター補導員会連絡協議会については1協議会あたり年10万円と定められている。

補助金の交付対象者は、申請に先立ち、まず、事業実施協議書を作成して子育て・青少年課長と協議を行うこととされており（要綱第5条）、子育て・青少年課長は、協議内容を審査してその結果を対象者に対して通知することとされている（要綱第6条）。そして、協議結果に基づき、補助金交付申請を知事に対してすることができるとされている（要綱第7条）。

(エ) 本件補助金の支出先

直接の支出先は、市町村、群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会であり、その先の間接受領者は、青少年育成推進員、青少年補導員である。交付先等への県有施設の貸与はない。

本件補助金の交付対象となる補助事業者は、要綱第2条により、①市町村、②公益法人、③特定非営利活動法人、④上記に準ずるもので、地域の実情に応じ、適切に補助事業を実施できると認められる団体等とされている。現在補助対象事業を実施している団体は、市町村のほかには群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会しかない。そして、現在補助対象事業を実施しているそれらの団体に対しては、すべて補助金を支出している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

群馬県知事による青少年育成に関する推進員の委嘱は、昭和40年から行われており、本件補助金と同様の補助金は昭和40年から存在していた。当時は、青少年育成推進員ではなく、「青少年育成補導推進員」として委嘱されており、青少年の健全育成のための活動だけではなく、青少年の補導活動も行っていった。平成17年4月1日に、「青少年育成推進員」と「青少年補導員」が別途委嘱されることになったため、平成17年度から、新たに、青少年育成推進員の活動を補助する本件補助金が開始され、11年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	6,200	6,130
平成24年度	6,162	6,039
平成25年度	4,950	4,879
平成26年度	4,950	4,721
平成27年度	4,896	4,865

補助基準額は、平成25年度から、1人あたり年2000円から1人あたり年1600円に引下げられている。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。青少年育成推進員は、県知事だけでなく、各市町村長からの委嘱も受けて、地域の実情に応じて青少年の健全育成のための活動を実施しているが、無給である。そして、推進員の活動にかかる経費も、基本的には推進員自らの負担によっているが、その負担の軽減のため、県では推進員に対して1人あたり年1600円の補助金を交付している。しかし、その金額で1年間の活動費を賄うことができないため、各市町村からも、補助金の支給をして、推進員らの負担軽減を図っている。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.3人程度である。

(コ) 実績報告書

事業完了後1か月以内又は翌年度4月15日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

各市町村から提出される事業実績報告書の内容を確認し、目的外使用のないことを確認している。報告書は市町村から提出されており、報告書の内容を確認する以上の調査・確認は行っていない。具体的な成果指標は定められていない。毎年、各市町村において、地域の実情に即した事業が実施されていることが、効果であると考えている。

(6) 群馬県青少年育成県民運動推進事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 交付要綱上の暴力団等排除規程の不存在 (指摘事項27)

第4の第1項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限 (意見40)

事業実績報告書の提出期限に関して「翌会計年度の4月20日まで」と定められていることにつき (要綱第7条)、第4の第6項参照。

(ウ) 成果指標を設定した事業評価 (意見41)

結論：具体的な成果指標を設定して事業評価を行い、その評価を今後の補助金額の見直しの際に役立てるべきである。

説明：本件補助金に関しては、具体的な成果指標は特に設けられていない。しかし、担当部署においては、補助金受領団体である群馬県青少年育成推進会議が普及啓発活動を行っている標語「おぜのかみさま」の認知率や、同推進会議が主催する「少年の主張群馬大会」への参加者数・県内の中学生全体に占める参加率等を把握していた。また、同推進会議は、その他にも、研修会を年に数回（平成27年度においては2回）実施するなどしているが、その参加人数等については、担当部署が事務局となっているため把握しているが、同推進会議から提出された事業実績報告書には記載されていなかった。「青少年の健全な育成」という最終命題との関係で、補助金の効果を測定するのは困難であると考えられるが、すでに担当部署において把握している標語の認知率、少年の主張群馬大会への参加者数・参加率や、その他、研修会への参加者数等を具体的な成果指標として設定し、事業評価を行うことは十分に可能であると考えられる。本件補助金は、補助金受領団体の活動に変化がないにもかかわらず、県の財政の影響を受けて、平成23年度から平成26年度にかけて、段階的に合計101万8000円引下げられている。今後も、活動状況とは無関係に、補助金額の引下げが行われれば、これまで十分に成果を挙げている活動さえも実施が困難となる事態が生じかねない。そのような事態が生ずることを避けるため、今後は、担当部署において、具体的な成果指標を設定して事業評価を行い、その評価を今後の補助金額の見直しの際に役立てるべきである。

イ．本件補助金に関する調査項目

（ア）本件補助金の目的・趣旨

交付の目的は、青少年育成県民運動の推進を図ることであり、事業等の内容は、群馬県青少年育成推進会議が行う青少年育成県民運動推進事業である。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県青少年育成県民運動推進事業補助金交付要綱、群馬県青少年健全育成条例。

（ウ）本件補助金の決定過程の概要

補助額は、「推進会議が行う青少年育成県民運動推進事業に要する経費」に対し、「予算の範囲内において」補助金を交付すると定められているのみで（要綱第2条）、算定方法や上限額は定められていない。要綱上、対象となる事業は「群馬県青少年育成推進会議が行う青少年の健全育成に必要な諸事業」と定められているだけで、経費の範囲については定められていない。

（エ）本件補助金の支出先

直接の交付先は群馬県青少年育成県民運動推進会議であり、間接受領者は青少年育成推進員である。

交付先への県有施設の貸与があり、賃貸借である。

本件補助金の受領主体は、同推進会議に限定されている（要綱第1条）。そ

のため、同様の支出の対象となり得る相手先等は存在し得ない。また、同推進会議は、県内の各地区の青少年育成推進員連絡協議会の会長が集まり、県域全体としての青少年育成活動を担う団体である。県知事及び各市町村の委嘱を受けた県内約3000人の青少年育成推進員は、全員が各地区の青少年育成推進員連絡協議会に所属しており、同様の事業を行う団体は、実質的にも同推進会議以外には存在していない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。これまでの実績に基づいて、交付決定前にも、支出の効果につき、検討している。青少年がインターネットを安全かつ安心して利用するための標語「おぜのかみさま」は、県の担当部署がリーフレットを作成し、群馬県青少年育成推進会議が中心となって普及を進めてきた標語であり、徐々に認知率が向上している。現在では、群馬県警とも協力して、「おぜのかみさま」の標語の普及活動を行うまでに至っている。また、同推進会議は、「少年の主張群馬県大会」を毎年主催しており、平成27年度は、県内の中学校全体の91.1%にあたる173校から、約5万人（参加率84.9%）の生徒が参加している。これは、他の都道府県と比較して、非常に高い参加率である。これまでの実績からして、以上のような効果が出ていることを踏まえて、交付決定を行っている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和56年度に開始され、35年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	3,318	3,318
平成24年度	3,000	3,000
平成25年度	2,700	2,700
平成26年度	2,300	2,300
平成27年度	2,300	2,300

平成23年度から平成24年度にかけて31万8000円、平成24年度から平成25年度にかけて30万円、平成25年度から平成26年度にかけて40万円と、3年で合計101万8000円の段階的な引下げを実施した。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費の定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。本件補助金は、県域全体において活動を行う団体に対する補助金であり、市町村には同じ目的の補助金は存在していない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌会計年度の4月20日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

補助金受領団体に対して抜き打ちで監査を行い、補助金の目的外使用のないことを調査・確認している。補助金受領団体の事務局長は、担当部署であることも未来部子育て・青少年課長であるが、支出に関しては、県と同様のチェックを行っている。旅費に関しても、県の規程と同様の方法で算定するよう求めており、そのように算定・支出されていることを確認している。具体的な成果指標は定められていない。

(7) 群馬県青少年団体補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 交付要綱上の暴力団等排除規定の不存在（指摘事項28）

誓約書の提出を求めていること及び要綱に規定がないことにつき、第4の第1項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限（意見42）

事業実績報告書の提出期限に関して「翌年度の4月10日まで」と定められていることにつき（要綱第10条）、第4の第6項参照。

(ウ) 補助金交付の相手先の明確化（意見43）

結論：「知事が認める青少年団体」とは、いかなる団体を指すのか、要綱上明確にした上で、本件補助金の情報を、県内に幅広く告知するべきである。

説明：本件補助金の相手先は、「知事が認める青少年団体」に限定されている（要綱第1条）。しかし、いかなる団体が「知事が認める青少年団体」に該当するののかに関する定めは、要綱には存在しない。要綱外にも定めはなく、現在、補助対象事業を実施する「知事が認める青少年団体」は、本件補助金の交付を受けている群馬県青少年団体連絡協議会（以下「協議会」という。）及び群馬青友会（以下「青友会」という。）である。それらの団体に対しては、交付申請前に内示をしており、その後、それらの団体から正式に申請を受けることにより、「知事が認める青少年団体」と認定されている。しかし、このような運用方法では、要綱上は相手先が協議会及び青友会の2団体に限定されているわけではないにもかかわらず、限定されていると受け取られかねないので、「知事が認める青少年団体」とは、いかなる団体を指すのか、要綱上できるだけ明確にした上で、本件補助金の情報に県民がアクセスできるよう工夫することが望ましい。

(エ) 補助対象事業の明確化（意見44）

結論：要綱第2条の柱書を、「補助対象事業は、次のいずれの要件も満たすものとする。」などの表現に改め、補助対象事業の明確化を図るべきである。

説明：本件補助金の対象事業は、要綱第2条に、以下のとおり定められている。

(補助金対象事業)

第2条 補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 全県的または広域的にわたるものであること。

(2) 青少年の健全育成上成果が期待できるものであること。

この定めからだけでは、(1) 又は (2) のいずれかに該当すれば補助金対象事業となるのか、それとも (1) 及び (2) のいずれの要件も満たさなければ補助金対象事業とはならないのか、判然としない。実際には、補助対象事業となるには、(1) 及び (2) のいずれの要件も満たす必要があるが、現在の定め方では、そのような内容は必ずしも明らかでない。そこで、要綱第2条の柱書を、「補助対象事業は、次のいずれの要件も満たすものとする。」などの表現に改め、できるだけ補助対象事業の明確化を図るべきである。

(オ) 類似する補助金の相互関係の整理 (意見45)

結論：青少年の教育・健全育成に関する2つの補助金の相互関係を整理し、より明確な形で相互の役割を設定すべきである。

説明：群馬県においては、「青少年」に関連する団体に対する補助金として、県教育委員会所管のものとして子ども未来部所管のものが存在している。元々、「青少年」行政はすべて教育委員会の所管であったところ、平成12年に「青少年こども課」が新たに設立され、「青少年健全育成」に関する分野については教育委員会の所管から切り離され、知事部局となり、健康福祉部青少年こども課(現こども未来部子育て・青少年課)が担当することになったという経緯がある。そして、その際、「社会教育」に関連する補助金は、教育委員会の所管として残され、(一社)ガールスカウト群馬県連盟、日本ボーイスカウト群馬県連盟及び(公社)群馬県子ども会育成連合会に対して交付されてきた。ここで、両補助金につき検討するに、教育委員会所管の補助金の名称は「社会教育(青少年教育)関係団体事業費補助」、子ども未来部所管の補助金の名称は「群馬県青少年団体補助」であるところ、そのそれぞれの補助金の対象者及び対象事業は、下表のとおり、若干、異なっている。

	補助対象者	補助対象事業
社会教育(青少年教育)関係団体事業費補助	(1) 社会教育法第10条の規定による社会教育(青少年教育)関係団体(青少年とは概ね30歳未満の者を指す) (2) その他、県教育委員会教育長が認める団体	(1) 全県的又は、広域にわたるものであること。 (2) 社会教育(青少年教育)上の成果が期待できるものであること。
群馬県青少年団体補助	知事が認める青少年団体	(1) 全県的または広域的にわたるものであること。 (2) 青少年の健全育成上成果が期待できるものであること

いずれの補助金も、「青少年」を対象としたものであり、異なっているのは、補助対象事業の（２）である。教育委員会所管の補助金は「社会教育（青少年教育）上」の成果が、こども未来部所管の補助金は「青少年の健全育成上」の成果が期待できるものとされている。しかし、「社会教育（青少年教育）上」の成果と、「青少年健全育成上」の成果を、明確に区別することは難しい。その一例として、こども未来部所管の補助金を受領している群馬県青少年団体連絡協議会には、教育委員会所管の補助金を受領している（一社）ガールスカウト群馬県連盟、日本ボーイスカウト群馬県連盟及び（公社）群馬県子ども会育成連合会が加入していることが挙げられる。現在は、どの青少年関係団体が、どちらの部局から補助金の交付を受けているか、担当の部局において把握できている。しかし、今後、群馬県内において、新たな青少年関係団体が組織された場合に、どちらの補助金の交付を求めることができるのか、そもそも交付を求められるのか、分かりにくくなってしまう虞もある。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第12号では、教育委員会の職務権限として「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。」と規定されており、「青少年教育」を教育委員会が所管することには根拠がある。その一方で、結婚から出産、子育て、青少年施策を教育委員会に比して制度上の制約が少なく機動的に施策を行うことができる知事部局において切れ目無く支援するためには、「青少年健全育成施策」を、知事部局の一部門である、こども未来部で所管する実務上の必要性があることも理解できる。

しかし、両者の境界は明確に設定しておかないと、青少年の教育や育成に関して、知事部局から独立性の高い教育委員会を設け、公権力による社会教育への介入に制限を設けている我が国の教育委員会制度の趣旨潜脱に繋がる虞もないとも言い切れない。

そこで、上記2つの補助金については、それぞれに異なる役割をより一層明確に設定し、利用者に分かりやすく、教育委員会制度の趣旨を損なわないものであることが外部からも容易に把握できるように整理されることが望ましい。

イ. 本件補助金に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

知事が認める青少年団体の行う活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている。交付の目的は青少年の健全育成を図ることである。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県青少年団体補助金交付要綱

（ウ）本件補助金の決定過程の概要

補助額は、「知事が認める青少年団体の行う活動」に対し、「予算の範囲内で、知事が定める額」と定められているのみで（要綱第1条、第4条）、算定方法や上限額は定められていない。補助対象事業は「全県的または広域的にわたるものであること」、「青少年の健全育成上成果が期待できるものであるこ

と」とされており（要綱第2条）、補助対象経費はそれらの事業の実施に要する経費のうち、「報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料」と定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県青少年団体連絡協議会と群馬青友会であり、県有施設である群馬県青少年会館が貸与されている。群馬県青少年会館を運営しているのは(公財)群馬県青少年育成事業団であるが、補助金受領団体である2団体は、いずれも、青少年育成事業団に出資している。協議会には、群馬県青少年会館を拠点として活動する14の青少年団体が加盟しており、それらの各団体の活性化のため、各団体が互いに連絡を取り合うことのできる場を提供している。また、青友会は、協議会に加盟する団体の1つであるが、同団体は、内閣府が主催する青少年の国際交流事業に日本の代表として参加した青少年が所属し、交流の内容を地元フィードバックすることをその主な活動としている。

本件補助金の受領主体は「知事が認める青少年団体」とされており、特に限定されていないため、他の団体でも、本件補助金の支出の相手先となり得る。しかし、「知事が認める」ための要件は特に定められていない。なお、当該2団体のほかに、全県的に青少年の健全育成を図るための活動をしている団体としては、日本ボーイスカウト群馬県連盟、(一社)ガールスカウト群馬県連盟及び(公社)群馬県子ども会育成連合会があるが、それらの団体に対する補助金は、教育委員会が所管している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成12年度に開始され(協議会及び青友会に対しては、昭和42年度から補助金を交付しており、平成12年度に現在の要綱となった)、16年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	250	250
平成24年度	250	250
平成25年度	250	250
平成26年度	250	250
平成27年度	250	250

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度である。

(コ) 実績報告書

翌年度4月10日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている（要綱第10条）。実績報告書とともに、領収書の原本の提出を受け、実績報告書添付の領収書の写しと突合することにより、正確性につき検証している。

(サ) 事後点検

具体的な成果指標は定められていない。しかし、本件補助金の交付により、同協議会の活動が活発になり、ひいては同協議会に加盟する各団体の活性化につながるという効果がある。また、青友会に対する補助金の支出は、青少年が国際交流事業に参加した体験を地元フィードバックすると共に、そうした活動を通じて、群馬県における優秀な人材確保という効果が期待できるものと考えられている。

2. こども未来部児童福祉課の補助金

(1) 群馬県児童養護施設連絡協議会事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項29）

第4の第2項参照。

(イ) 実績報告書の受領時期（指摘事項30）

結論：本件補助金にかかる補助事業の完了日を正確に把握した上で、完了した日から1か月以内に、事業実績報告書の提出を受けるようにすべきである。

説明：本件補助金の事業実績報告書は、「補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内またはその翌年度4月10日のいずれか早い日まで」に提出することとされている（要綱第6条）。平成27年度の実績報告書は、平成28年4月8日に提出されているが、本件補助金の対象事業である研修事業及び球技大会は平成28年3月2日には完了している。事業が完了した平成28年3月2日から1か月以内に実績報告書を提出するよう求めるべきであると考えられるが、補助金の対象事業の実施日が毎年変動するため、年度末である3月31日を「補助事業が完了したとき」と捉え、翌年度の4月10日までに事業実績報告書の提出を受けている状況である。

そこで、今後は、本件補助金にかかる補助事業の完了日を正確に把握した上で、完了した日から1か月以内に、事業実績報告書の提出を受けるようにすべきである。また、事業が完了した日から1か月以内に事業実績報告書の提出を受けることが困難な事情があるのであれば、要綱を改正し、事業完了の日から起算して事業実績報告書の提出期限を設けることをやめ、提出期限を一律に「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の4月10日」とするのが望ましい。

(ウ) 実績報告書の提出期限（意見46）

事業実績報告書の提出期限に関して「補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内またはその翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき（要綱第6条）、第4の第6項参照。

(エ) 補助金対象事業の支出に関する証憑の確認（意見47）

結論：支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。

説明：補助金対象団体から提出される実績報告書には、本件補助金の対象事業の決算書が添付されており、同決算書には支出の項目やその大まかな内容（研修会弁当代、研修会場・運動場利用料、茶菓子代等）は記載されているものの、その支出の内訳や詳細については何ら記載されていない。現状においては、どのような費目にいくら支出したのかについて担当部署が口頭にて説明を求めているのみで、領収書等の証憑の確認は行っていない。しかし、領収書等の証憑の確認が行わなければ、補助対象事業にかかる支出の正確性や妥当性の確認、補助対象事業の正確な実態把握は困難であり、今後、対象事業にかかる経費をもとに補助金の額の算定を行うことが不可能となってしまうかねない。そこで、今後は、支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付の目的は、児童養護施設等職員の処遇技術の向上等、県内児童養護施設・児童自立支援施設入所児童の体力づくりや相互の交流であり、事業等の内容は、群馬県児童養護施設連絡協議会（以下「協議会」という。）が実施する児童養護施設当職員の研修事業及び県内児童養護施設・児童自立支援施設入所児童の球技大会の事業とされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県児童養護施設連絡協議会事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、「協議会が行う研修事業及び球技大会に要した費用」に対し、「予算の範囲内において、知事が定めた額」と定められているのみで、算定方法や上限額は定められていない。対象事業は「協議会が行う研修事業及び球技大会」と定められているが、その経費の範囲は定められていない（要綱第2条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県児童養護施設連絡協議会であり、県有施設の貸与はない。本件補助金の受領主体は、協議会に限定されている（要綱第1条）。県内には、児童養護施設が8施設、乳児院が3施設、情緒障害児短期治療施設が1施設、児童自立支援施設が1施設、自立援助ホームが1施設あるが、そのすべての施設が協議会に加盟している。そのため、県内には、同協議会以外に同様の団体は存在しない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。これまで継続して実施されてきた実績に基づき、交付決定前にも、支出の効果を検討している。児童養護施設等職員の処遇技術の向上や、入所児童の体力づくり・相互の交流に役立っていると考えている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成6年度に開始され、22年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	200	200
平成24年度	200	200
平成25年度	200	200
平成26年度	200	200
平成27年度	200	200

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度である。

(コ) 実績報告書

実績報告書は、「補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日まで」に、知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び同報告書に添付された書類の内容を確認し、目的外使用のないこと等を確認している。また、球技大会には県の担当者が必ず参加し、児童養護施設等職員の研修にも可能な範囲で県の担当者が参加して実施状況の確認が行われている。

事業の性質上、目に見える効果が期待できるものではないため、特に事後的な評価は行っていない。

(2) 群馬県里親の会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分 (指摘事項31)

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等排除措置について (指摘事項32)

誓約書の提出を求めていることと要綱上規定がないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 実績報告書の提出期限 (意見48)

事業実績報告書の提出期限に関して「補助事業が完了したときは、その日か

ら1ヶ月以内またはその翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき（要綱第6条）、第4の第6項参照。

（エ）補助金対象事業の支出に関する証憑の確認（意見49）

結論：支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。

説明：補助金対象団体から提出される実績報告書には、本件補助金の対象事業の歳入歳出決算書が添付されており、同決算書中の支出管理表には、支出の項目やその大まかな内容（弁当代、飲み物代、茶菓子代、交通費、里子里親相互交流研修事業宿泊費等）は記載されているものの、その支出の内訳や詳細については何ら記載されていない。現状においては、内容が不明な点に関して担当部署が説明を求めるなどしているのみで、領収書等の証憑の確認は行っていない。しかし、領収書等の証憑の確認が行われなければ、補助対象事業にかかる支出の正確性や妥当性の確認、補助対象事業の正確な実態把握は困難であり、今後、対象事業にかかる経費をもとに補助金の額の算定を行うことが不可能となってしまいかねない。そこで、今後は、支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。

（オ）支出項目の確認について（意見50）

結論：支出の項目に関し、不明なものは確認をした上で、確認内容は事後的に把握できるよう書面に残しておくべきである。

説明：実績報告書には、補助対象事業の歳入歳出決算書が添付されており、同決算書中の支出管理表には、支出の項目やその大まかな内容が記載されている。その中には、「カウンター兼パフォーマンスチャージ費」という支出や、「SBIリーダー研修」という、「里親」の内容が不明確な研修費も計上されているが、担当部署ではどのような費目にいくら支出したのかについて口頭にて説明を求めているのみで、領収書等の証憑の確認は行っていない。対象事業の経費について、正確に把握しておかなければ、今後の補助金額の見直し等を行うことが困難となってしまう。そこで、今後、対象事業の支出に関しては、不明なものについてはその都度確認し、確認した内容は事後的に把握できるよう、聴取内容を書面に残すなどしておくべきである。

イ．本件補助金に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

交付の目的は、群馬県里親の会の健全な育成を図ることであり、事業等の内容は、群馬県里親の会（以下「里親の会」という。）が行う事業とされている。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県里親の会補助金交付要綱

（ウ）本件補助金の決定過程の概要

補助額は、「会が行う事業に要した経費」に対し、「予算の範囲内で、知事が定める額」と定められているのみで（要綱第2条）、算定方法や上限額は定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は里親の会であり、県有施設の貸与はない。本件補助金の受領主体は、交付要綱上、里親の会に限定されている。また、現在、群馬県内では、135組が里親として登録しているところ、96組が里親の会に加盟している。加盟していない39組は、親族里親や、すでに特別養子縁組が成立しているためであり、他の団体を立ち上げているなどの事情はない。そのため、同様の支出の対象となり得る相手先は群馬県内に存在していない。

(オ) 補助金・交付金の金額

補助金の額は、「予算の範囲内」で、知事が定めることとされている（要綱第2条）。具体的な算定根拠はない。財源は特定財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和43年度に開始され、48年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,000	1,000
平成24年度	1,000	1,000
平成25年度	1,000	1,000
平成26年度	1,000	1,000
平成27年度	1,000	1,000

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている（要綱第6条）。

(サ) 事後点検

実績報告書及び同報告書に添付された書類の内容を確認し、目的外使用のないこと等を確認している。具体的な効果は定めていないが、会に補助金を支出することにより、里親相互間の交流や、里子の支援に役立っている。成果指標等は設けていないため、具体的な効果についての評価はしていないが、補助金受領団体が実施した事業の内容は必ず確認を行っている。

第9 健康福祉部の補助金について

1. 健康福祉部健康福祉課の補助金

(1) 民生委員協議会運営費県費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項33）

第4の第2項参照。

(イ) 成果指標を設定して事業評価を行うべきであること（意見51）

結論：本件補助金の効果について、具体的な成果指標を設定して事業評価を行うべきである。客観的な指標を設けることが困難であっても、アンケートの活用など、主観的なものであっても、指標を設ける工夫をすることが望ましい。

説明：民生委員は都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱することとされ（民生委員法第5条）、また、民生委員は児童委員に充てられたものとされる（児童福祉法第16条）。

民生委員・児童委員は、その職務に関して都道府県知事の指揮監督を受けているが（民生委員法第17条、児童福祉法第7条）、無給である。すなわち、民生委員・児童委員の制度は、市民のボランティア精神によって支えられている制度である。

さらに、委員の活動経費も、基本的には委員自らの負担によっているが、その負担を軽減するため、群馬県は、国の地方交付税の交付単価を参考に、群馬県民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）に対し、民生委員・児童委員の活動費を補助金として交付している。

平成27年度においては、国の交付単価は委員1人あたり年5万8200円であったところ、群馬県では1人あたり年5万8400円の補助金を交付しており、国の交付単価を200円上回るものであり、他地域と比べて大幅に低い額でも高い額でもない。

しかし、現在、県内における民生委員・児童委員の担い手は減少傾向にあり、地域によっては若干の定員割れが生じている。さらに、群馬県における民生委員・児童委員の平均年齢は65歳と、民生委員・児童委員の高齢化も進んでいる。そのような状況の中で、高齢者の増加に伴い、平成28年度には県内の民生委員・児童委員の定員が30人増員されたとのことであるが、今後も民生委員・児童委員の増員が必要となる一方で、担い手が見つからないという事態が生じかねない。

担い手不足は全国的な傾向であり、その要因には様々なものがあると考えられる。民生委員・児童委員が活動しやすいような研修制度の充実や金銭的な負担の軽減など、課題は多いと考えられ、本件補助金が設定した目的に対してどの程度有効に活用されたのか、評価する必要性は高い。現状では、本件補助金に関する具体的な成果指標は設けられていないが、これは客観的な指標を設けることが困難であるという事情もある。しかし、本件補助金が目的とするあるべき状態をある程度具体的に

設定し、その到達度合いをいくつかの項目を設けた5段階評価方式のアンケートなどを活用することで、何らかの指標を設けることは可能と考えられる。これには主観的要素が混入するという批判もあるかもしれないが、質問項目の設定の工夫を工夫し、継続的に取り組むことで、不具合を少なくし、有効かつ適切な事業評価に繋げる方法もあるはずなので、検討されたい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付の目的は、群馬県民生委員児童委員協議会の運営の強化及び民生委員・児童委員活動の一層の推進を図ることであり、民生委員法及び児童福祉法により、民生委員・児童委員として厚生労働大臣から委嘱を受けている者が組織している群馬県民生委員児童委員協議会に対し、補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

民生委員法、児童福祉法、規則、群馬県児童養護施設連絡協議会事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金額は、「民生委員法第4条の規定に基づいて定められた民生委員・児童委員定数等を基にして、予算の範囲内において知事が定めた額」と定められており（要綱第2条）、具体的な算定方法や上限額は定められていない。

対象事業は、①群馬県の協議会及び各市町村に組織されている協議会（民生委員法第20条）が民生委員24条の任務を遂行するために必要な事業、②民生委員・児童委員が民生委員法14条及び児童福祉法第17条の職務を遂行するために必要な事業と定められている（要綱第2条）。経費の範囲や対象経費に対する補助の割合は定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県の協議会であり、同協議会から桐生市民生委員児童委員協議会ほか32者に補助している。群馬県社会福祉協議会（以下「社福」という。）が協議会の事務局を務めており、社福は県有施設である群馬県社会福祉総合センターを借りているが、協議会は県有施設を借りていない。

本件補助金の支出先は協議会に限定されている（要綱第1条）。協議会は、民生委員法や児童福祉法に基づいて組織された団体であり、そのような団体は群馬県内に他に存在しない。

協議会の補助事業の遂行能力については、過去の実績に基づいて検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

補助金額は、地方交付税の交付単価を基準として、予算の範囲内で、知事が定めている。民生委員児童委員活動費の平成17年度における交付単価は、委員1人につき年5万8400円であったが、国は、平成18年度に交付単価を年5万8200円に引き下げた。しかし、群馬県としては、民生委員児童委員の活動の重要性を考慮し、同年度以降も引き下げることなく、1人あたりの活動費を年5万8400

円としている。財源は一般財源である。交付決定以前に行う、支出の効果の検討は、これまでの実績に基づいて行っている。ただし、具体的な成果指標等は定めていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和43年に開始され、48年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	181,500	181,500
平成24年度	181,500	181,500
平成25年度	182,000	182,000
平成26年度	182,878	182,878
平成27年度	182,878	182,878

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

市町村によっては、活動費を民生委員児童委員が自己負担していることを考慮し、負担を少しでも軽くするために、上乘せして補助金を交付している。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に知事に提出される。

(サ) 事後点検

実績報告書が提出された後、補助金受領者の事務所に出向いて書類の確認をすることにより、目的外使用のないことの調査・確認がなされている。具体的な成果指標は定めていない。

2. 健康福祉部医務課の補助金

(1) 群馬県医学会事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分(指摘事項34)

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等でないことの誓約書(指摘事項35)

要綱には、補助対象者は、暴力団等の反社会的勢力に該当するものであってはならない旨定められているものの(要綱第3条)、誓約書等の提出を受けていなかったことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 実績報告書の提出を受ける時期（指摘事項36）

結論：本件補助金にかかる補助事業の完了日を正確に把握した上で、完了した日から2ヶ月以内に、実績報告書の提出を受けるようにすべきである。

説明：実績報告書は、平成28年4月7日に提出されているが、本件補助金の対象事業である群馬県医学会は、平成27年12月12日には終了している。医学会終了後、医学会の内容を「群馬医学」という雑誌に掲載し、群馬県医師会の会員及び関係者等に配布する事業も実施されているが、印刷及び発送作業は平成27年10月には終了している。その他、実績報告書に添付された対象事業に要した必要経費の証憑を精査しても、医学会のプログラム印刷費を支払った平成27年12月25日以降、平成28年3月31日までに支出された経費は存在しない。すなわち、対象事業は、遅くとも、平成27年12月末には完了したものと考えられる。

年度末である3月31日を「補助事業が完了したとき」と捉え、翌年度の4月20日までに実績報告書の提出を受けているとのことであった。しかし、実際には3月31日を待たずに補助対象事業が完了していると考えられる。

そこで、今後は、本件補助金にかかる補助事業の完了日を正確に把握した上で、完了した日から2ヶ月以内に、実績報告書の提出を受けるようにすべきである。また、事業が完了した日から2ヶ月以内に実績報告書の提出を受けることが困難な事情があるのであれば、要綱を改正し、提出期限を一律に「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の4月20日」とするのが望ましい。

(エ) 実績報告書の提出期限（意見52）

事業実績報告書の提出期限が「事業完了後2カ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき（要綱第6条）、第4の第6項参照。

(オ) 講師謝金の妥当性の検討について（意見53）

以下の検出事項については、第4の第5項参照。

実績報告書添付の平成27年度群馬県医学会事業収支清算書によれば、同事業の経費として、報酬44万5482円が支出されている。これは、対象事業である春季及び秋季の群馬県医学会の講師1人ずつにそれぞれ支払われたものであり、1人に対して支払った金額は22万2741円である。この内訳は、それぞれ、執筆料が5万5685円、当日講演料が16万7056円とのことである。そして、講師の講演時間は1時間30分程度であり、講師料の単価は、1時間あたり11万円以上であることになる。その当否はさておき、県が予算要求の際の目安として設定している予算標準単価の1.4倍近くとなる。

(カ) 旅費の妥当性の検討について（意見54）

以下の問題につき、第4の第4項参照。

補助事業者が各人に対して旅費を支払ったことを証する資料は実績報告書に添付されていたが、その旅費をどのように算定したかに関する根拠資料は一切存在しなかった。旅費としては、タクシー代や電車代の実費が計上されているものもある

が、それ以外のものは、特に算定根拠等は示されずに、1回あたり5000円から9000円の金額が支給されていた。

(キ) 補助金の効果の測定について（意見55）

結論：補助金の効果の測定方法を検討し、本件補助金の存在意義について数値的な根拠を持って説明できるようにするべきである。

説明：本件補助金は、平成6年度から、公益社団法人群馬県医師会が群馬県医学会事業を実施するに当たって交付されているものである。

群馬県医学会事業は、医師がその業務の性質上、身につけるべき知識や技量を習得するために行われているものであるから、医師の加入団体である群馬県医師会の自己資金で費用を賄うことのできる可能性がある。実際のところ、平成27年度の群馬県医学会事業の収支清算書によれば、本件補助金が同事業の収入総額に占める金額は、455万7975円のうちの25万円、割合にすると5.48%と僅かである。補助金から支出されている25万円についても、群馬県医師会の自己資金により十分に賄うことが可能であると推測される。

本件補助金を支出する理由について、過去の経緯や地域の医療水準の確保などの公益目的に資するであろうことといった事情を勘案しても、本件補助金が何故必要なのか、その効果を具体的な指標を伴って提示されなければ、判断できない。

そこで、本件補助金の効果測定の方法を検討し、本件補助金の存在意義をある程度客観的な根拠を持って説明できるようにする必要があると考える。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱では「群馬県医学会事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付すること。」と定められている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県医学会事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額は、①基準額（25万円）と対象経費（群馬県医学会事業の運営に要する経費）の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定し、②①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額を交付額とすると定められている（要綱第4条）。

対象経費は「群馬県医学会事業の運営に要する経費」と定められているが、対象となる具体的な経費は定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金は、平成6年度から群馬県医師会に対して交付されている。現状では、群馬県医師会以外に「群馬県医学会事業」を実施している団体は存在しないため、支出の対象となり得る相手先等は群馬県内には存在していない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。具体的な成果指標等は定めていないため、交付決定以前

に支出の効果を検討してはいない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成6年度に開始され、12年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	250	250
平成24年度	250	250
平成25年度	250	250
平成26年度	250	250
平成27年度	250	250

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後2ヶ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書の内容を審査する方法により、使途の確認を行っている。成果指標としての数値的な効果は特に定めていないが、群馬県医師会が主催する医学会の開催とその実施内容については確認している。

(2) 医師確保対策調査研究活動に対する補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分(指摘事項37)

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等でないことの誓約書(指摘事項38)

補助対象者が暴力団等の反社会的勢力に該当するものであってはならない旨定められているものの(要綱第3条)、誓約書の提出が求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 実績報告書の提出期限(意見56)

交付要綱第6条で「事業完了後2カ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日まで」とされていることにつき、第4の第6項参照。

(エ) 補助金交付の目的(意見57)

結論：補助金交付の目的を明確に定めるべきである。

説明：本件補助金は、「医師確保対策調査研究活動」に対して交付されるものであるとしか定められていないが（要綱第1条）、昭和60年から30年以上「群馬大学大学院医学系研究科環境病態制御系社会環境医療学公衆衛生学分野」の研究室に対して定額で交付されている。公衆衛生に係わる医師の不足を解消するために、本件補助金を交付しているとのことである。

しかし、要綱からはそのような具体性のある目的を読み取ることはできない。今後も公衆衛生に係わる医師の確保を目的として本件補助金の交付を行うのであれば、その旨、要綱に明確に記載すべきである。

(オ) 事業成果の把握（意見58）

結論：補助対象事業に関する具体的な効果指標を設け、事業成果の把握に努めるべきである。

説明：本件補助金の対象となる経費は、「医師確保対策調査研究活動」に要する経費と定められている（要綱第2条）。本件補助金の交付を受けた者が実施している活動は、医学部の学生に地域保健関連施設の見学・実習や、公衆衛生医師の説明会の開催である。すなわち、本件補助金は、どのような活動を行えば医師の確保が可能かを調査・研究する活動に対する補助というよりも、医学部の学生に公衆衛生分野に興味を持ってもらうための活動に対する補助である。公衆衛生医師を目指して医師を志すものはあまり多くないと考えられるところ、医学部の学生に公衆衛生分野に興味を持ってもらうことは、非常に重要であると考えられる。

しかし、本件補助金は30年以上も継続して交付されているが、実際に公衆衛生に係わる医師の確保につながっているのか否かといった具体的な効果の測定は行われていない。そのような状況からすれば、県の事業成果の把握は不十分であると言わざるを得ない。例えば、本件補助金の支出により、県内の公衆衛生医師の減少に歯止めがかかったのか、対象事業への参加を機に公衆衛生医師を目指すようになった人がいるのかなど、県内の公衆衛生医師数の把握や、新たに公衆衛生医師として地方公共団体に採用された医師を対象としたアンケートを実施するなどして、効果の測定を行うべきである。

(カ) 補助対象経費の内容の検討（意見59）

結論：補助対象経費の内容の妥当性を検討すべきである。

説明：本件補助金にかかる補助事業に要した費用は、総額で10万146円であるところ、補助金額は10万円である。すなわち、補助事業に要した費用のうちの99.85%は、補助金で賄われている。

そして、実績報告書に添付された書類によれば、補助事業に要した費用総額10万146円のうちの8万1478円、81%は書籍費に充てられている。さらに、その書籍費の総額の半分以上にあたる4万2011円は、年度終了直前の平成28年3月に支出されたものであることから、事業執行の時期についても、妥当性を検討する必要がある。

また、そもそも、書籍の購入が公衆衛生医師の確保に、どのようにつながるのか

も不明確であるが、公衆衛生学の教室に書籍が増えることにより、教授や学生等が公衆衛生学に関する新たな知識を得て、学生が公衆衛生学に魅力を感じるようになるという効果が期待できなくもないと考えられる。しかし、それでは、本件補助金受領者の所属する公衆衛生学の教室の活動費のほぼ全てが補助対象となり得ることになってしまう。このように広く補助対象経費を解釈することは、補助事業の目的達成のために必要不可欠な経費を見誤るおそれがある。さらに、事業効果の測定、事業強化の正確性が達成できなくなるおそれがある。

そこで、今後、補助金受領団体から実績報告書が提出された際には、支出どおりの領収書の写しが添付されているかだけでなく、支出の内容の妥当性についても、検討すべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱には「医師確保対策調査研究活動に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。」とされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、医師確保対策調査研究活動に対する交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、要綱上、「予算の範囲内で知事が定める額」と定められているだけで（要綱第4条）、算定方法や上限額の定めはない。交付要綱上、対象となる経費は「医師確保対策調査研究活動に要する経費」と定められているが（要綱第2条）、その対象となる具体的な経費についての定めはない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬大学大学院医学系研究科の公衆衛生学分野の研究室である。本件補助金の支出先は、限定されていないため、同様の支出の対象となりうる相手先等は、交付要綱上は存在し得る。しかし、今のところ、同研究室以外の相手先は想定されていない。交付先の補助事業の遂行能力については、過去の実績に基づいて、検討されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定時の支出の効果の検討は、過去の実績からの検討に留まり、具体的な成果指標等による検討はなされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和60年度に開始され、31年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	100	19
平成24年度	100	100
平成25年度	100	74
平成26年度	100	100

平成27年度	100	100
--------	-----	-----

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、延べ0.1人程度であり、交付先に対する県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後2ヶ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

事業実績報告書に添付して提出される領収書等を確認し、本件補助金の使途を確認している。期待される効果について、特に成果指標等は定めていない。

(3) 群馬県高等歯科衛生士学院運営事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項39）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等でないことの誓約書（指摘事項40）

補助対象者は暴力団等の反社会的勢力に該当するものであってはならない旨定められているものの（要綱第4条）、誓約書の提出は求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 運営費補助から事業費補助への移行（意見60）

結論：本件補助金は、運営費補助としては効果に疑問があるので、事業費補助へ移行させるべきである。

説明：本件補助金は、昭和44年度より継続して群馬県高等歯科衛生士学院を運営する群馬県歯科医師会に対して交付されているが、同学院の平成27年度の収支清算書によれば、本件補助金が同学院の事業収入総額に占める割合は0.46%である。また、同学院の会計の平成27年度の当期収支差額は307万1434円と、補助金額の50万円を大きく超えている。このような状況からすれば、本件補助金がなければ同学院の運営が困難となるような状態ではないものと考えられる。

また、平成27年度における次期繰越収支差額は1億771万9476円と多額である。資産を保有することは自由であり、また、将来に備えて資産を保有することは、望ましいことであるといえる。しかし、多額の資産を保有している団体に対して補助金を交付することには疑問がある。

本件補助金の対象経費としては「群馬県高等歯科衛生士学院の運営に要する経費」としか定められておらず、多額の資産と収入を有する団体の運営に補助金を交付す

ることで、どのように政策目的実現に対する効果があるのか判然としない。

本件補助金を今後も存続させていくのであれば、運営費補助から事業費補助に移行させ、いかなる目的でいかなる事業のどのような経費を補助するのか明確にすることが求められる。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱では、「群馬県高等歯科衛生士学院における歯科衛生士の養成に資することを目的として、予算の範囲内において、補助金を交付する。」となっている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県高等歯科衛生士学院運営事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、要綱上、「予算の範囲内で知事が定める額」と定められているだけで（第5条）、算定方法や上限額の定めはない。対象となる経費は「群馬県高等歯科衛生士学院の運営に要する経費」と定められているが（第2条）、その対象となる具体的な経費の定めはない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、群馬県歯科医師会であり、本件補助金は、専修学校である「群馬県高等歯科衛生士学院」の運営に要する経費を補助するものであるため、要綱上、同学院を運営する群馬県歯科医師会以外の交付対象者は予定されていない。

なお、専修学校等各種学校は、群馬県高等歯科衛生士学院以外にも群馬県内に数多く存在するが、学校法人立の専修学校等各種学校に対しては、学事法制課が所管する補助金（私立学校教育振興費補助）が交付されている。過去の実績に基づいて、補助事業の遂行能力を検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前に行う支出の効果の検討は、過去の実績に基づいてしている。具体的な成果指標等は定めていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和44年度に開始され、47年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	500	500
平成24年度	500	500
平成25年度	500	500
平成26年度	500	500
平成27年度	500	500

(キ) 本件補助金の区分・態様

団体の運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1ヶ月以内に、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書の内容を確認し、使途を確認している。

具体的な成果指標は定めていないが、1学年約50名の学生のうちのほぼ全員が群馬県高等歯科衛生士学院を卒業していることが、本件補助金交付の効果である。

(4) はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項41）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等でないことの誓約書（指摘事項42）

補助対象者が暴力団等の反社会的勢力に該当するものであってはならない旨定められているものの（要綱第3条）、誓約書等の提出が求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 実績報告書の提出期限（意見61）

事業実績報告書の提出期限が「事業完了後2カ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき、第4の第6項参照。

(エ) 旅費の妥当性の検討について（意見62）

補助事業者が各人に対して旅費を支払ったことを証する資料は実績報告書に添付されていたものの、その旅費をどのように算定したかに関する根拠資料は存在しなかった。対象事業の実施にあたって自家用車を利用した際の旅費は1キロメートル30円として計算されていたが、それについて特に明文の規定はなかった。これらの問題につき、第4の第4項参照。

(オ) 補助金交付の目的・交付対象の明確化（意見63）

結論：補助金交付の目的を明確にし、本件補助金は「はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の国家資格を有する者が所属し、かつ、はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業を行う公益性を有する団体」に対して交付する旨、要綱に明記すべきである。

説明：本件補助金は、無資格者が行ったマッサージ等による健康被害が増加したことなどの事情を背景に、国家資格者を有する者が行うはり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発のために創設された。しかし、要綱上、本件補助金交付の相手方は全く限定されていない。無資格者の施術による県民の健康被害をなくすとい

う目的は、県の政策として非常に大切な目的であると考えられるので、その目的を要綱に記載するとともに、本件補助金は「はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の国家資格を有する者が所属し、かつ、はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業を行う公益性を有する団体」に対して交付する旨、要綱に明記すべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱に「はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。」とある。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、①基準額（25万円）と「はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業の運営に要する経費」の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、②①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とすると定められている（要綱第4条）。対象となる経費は「はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業の運営に要する経費」と定められているが（要綱第2条）、その対象となる具体的な経費については定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、群馬県鍼灸マッサージ師会であり、同会に対しては、県有施設が賃貸されている。はり・きゅう・マッサージ師の職能団体は、群馬県内には同会以外には存在していないため、支出の対象となり得る相手方は他に存在しない。補助事業の遂行能力は、過去の実績に基づいて、検討されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定時の支出の効果の検討は、過去の実績に基づいて行っている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成6年度に開始され、12年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	250	250
平成24年度	250	250
平成25年度	250	250
平成26年度	250	250
平成27年度	250	250

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後2ヶ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。提出された実績報告書の内容を確認し、正確性について検証している。

(サ) 事後点検

本件補助金の目的外使用がないことは、事業実績報告書の内容を確認する方法により、確認している。

具体的な成果指標などは特に定められていない。対象事業として実施されているセミナーや鍼マッサージ無料体験の参加者数、無資格者によるマッサージ等による健康被害の件数の増減などから、補助金支出の効果を検討している。

3. 健康福祉部介護高齢課の補助金

(1) 群馬県認知症高齢者介護家族等研修事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項43）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等排除措置について（指摘事項44）

補助対象者が暴力団等の反社会的勢力に該当するものであってはならない旨要綱に定められていないこと、誓約書等の提出は求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 講師謝金の妥当性の検討について（意見64）

以下の検出事項につき、第4の第5項参照。

同事業の経費として、講師謝礼37万円が支出されている。これは、対象事業として実施された認知症介護家族支援講座、認知症サポーター養成講座及び世界アルツハイマーデー記念講演会の講師に対して支払われたものである。講演1回につき、講師に対して支払われた金額は、以下のとおりである。

○認知症介護家族支援講座

- ・医師 3万円
- ・その他（補助金受領団体代表、世話人等） 1万円

○認知症サポーター養成講座

- ・補助金受領団体代表 1万円

○世界アルツハイマーデー記念講演会（群馬県との共催）

・医師

5万円

そして、いずれにおいても、講師の講演時間は1時間～2時間程度であるところ、講師料の単価は、1時間あたり5000円～2万5000円であるといえる。県が予算要求の際の目安として設定している予算標準単価と同程度～3倍程度の額である。

本件補助事業において招いている講師は、医師を除けば、そのほとんどが、外部講師ではなく補助金受領団体の代表や世話人等、団体内部の者であり、外部講師を招聘しなければならないということが当てはまりにくいという特徴があった。

(エ) 講師料の支出先の確認について（意見65）

結論：実績報告書の提出を受けた時点で、チラシ等に記載された講師氏名と領収書等に記載された講師氏名を確認し、両者が一致していない場合には、補助金対象団体に対して説明を求めるべきである。

説明：補助金受領団体は、補助対象事業として、認知症介護家族支援講座を計5回実施している。そして、実績報告書添付のチラシには、各回の講師の氏名が記載されている。同講座の講師に対する講師料の領収書の写しも、実績報告書に添付されている。チラシに記載された講師の氏名と、講師料の領収書を確認したところ、領収書発行者の氏名と、チラシに記載された講師名の氏名が一致していなかった。例えば、講座のチラシによれば、平成27年7月11日に実施された講座の講師は、T代表、W医師、S世話人の3人であったが、同日の領収書にはS氏発行の領収書はなく、その代わりにF氏発行の領収書が存在した。また、それ以外の日に実施された講座でも、同様の事態が発生していた。チラシ作成時に予定していた講師により研修会等の実施ができなくなってしまうことは、避けることのできないことではある。しかし、当初予定されていた講師以外の者が講師料を受領することが通常の見直しとなることは、好ましいことではない。そこで、今後は、実績報告書の提出を受けた時点で、チラシに記載された講師の氏名と領収書に記載された講師の氏名を確認し、両者が一致していない場合には、必ず、補助金対象団体に対して説明を求めるべきである。

(オ) 旅費の算定方法について（意見66）

補助事業者が各人に対して旅費を支払ったことを証する資料は実績報告書に添付されていたが、その旅費をどのように算定したかに関する根拠資料や算定根拠等は示されずに、1回あたり500円から1万5000円の金額が支給されていたことにつき、第4の第4項参照。

(カ) 概算払の必要性について（意見67）

結論：概算払を行う場合には、その必要性について、確認を行うべきである。

説明：本件補助金は、平成27年8月3日に50万円、同年12月11日に40万円が概算払され、その全額が支払われている。これは、補助金受領団体から概算払請求書の提出がなされたことを受け、担当部署において検討した結果、行われたものである。しかし、同団体から提出された「概算払請求書」には、概算払を求め

る理由として、「当会は自主財源に乏しく」などと記載されていたが、同団体の資金計画等の会計資料等は概算払請求書とともに提出されておらず、概算払請求書に添付された同事業月別資金計画書の内容から概算払の必要性を判断しており、同団体の資金計画書等の確認は行っていないとのことであった。補助金はあくまでも、確定後に支払われるのが原則であり、概算払は「相当の理由があるとき」に例外的に認められるものである（規則第7条2項）。また、補助金の交付申請をする際には、「申請者の資産及び負債」を記載した書類の添付が原則として求められている（規則第4条第2項第2号）。そこで、今後は、概算払を行う際には、その都度、補助金受領団体から資金計画等の会計資料の提出を受けるなどし、例外的に概算払を実施する必要があるか否か、概算払いがないとすれば事業の実施が困難か等につき検討を行い、概算払の必要性について確認を行うべきである。

(キ) 補助対象団体の範囲（意見68）

結論：交付要綱において、補助対象団体を限定しないことが望ましい。

説明：本件補助金の対象事業は、「社団法人認知症の人と家族の会群馬県支部」が実施する事業に限定されている（要綱第2条）。同団体は「公益社団法人認知症の人と家族の会」という全国組織の下部組織として全県的な活動を行っている団体であるところ、全県的に活動をする同様の団体は、他に存在しないとのことであった。ただし、群馬県内には、若年性認知症の団体はあるが、任意団体であること、群馬県こころの健康センターが運営を支援していること、活動が小規模であること等から補助金を交付していないとのことであった。

しかし、補助金には、自主財源に乏しいことなどを理由に十分な活動ができていない団体に対して、活動が軌道に乗るまでの間、援助を行うことも、その役割として求められていることではなかろうか。補助金受領団体が、全国組織の下部組織として、積極的に活動を行い、実績を作ってきたことを否定するわけではないが、県内において、「認知症」に関する他の団体の存在が確認されている以上、補助金の交付を特定の団体に限定することは望ましいとはいえない。そこで、要綱においては、補助金の対象事業を「社団法人認知症の人と家族の会群馬県支部」が実施する事業に限定する規定を削除することが望ましい。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、認知症高齢者をテーマとした各種研修会を通して、認知症高齢者への正しい理解や処遇技術の向上を図り、もって介護家族の支援と認知症高齢者の生活の質の向上に資するために、認知症高齢者介護家族等研修事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県認知症高齢者介護家族等研修事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、要綱第3条により、「毎年度、予算で定める額の範囲内」とされている。

るだけで、算定方法、上限額や対象となる経費の範囲は定められていない。

補助対象事業は、社団法人認知症の人と家族の会群馬県支部が、在宅で認知症高齢者を介護している家族や一般県民等を対象に実施する、認知症高齢者をテーマとした各種研修（講演会、シンポジウム等）事業である（要綱第2条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は公益社団法人認知症の人と家族の会群馬県支部であり、同支部に対する県有施設の貸与はない。

本件補助金の対象者は、要綱上、同支部に限定されており、群馬県内に同様の支出の対象となり得る相手先等は存在し得ない。同支部の補助事業の遂行能力は、過去の実績に基づき、検討されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前、支出の効果については、数値目標を定めての評価は行っていないため、これまでの実績に基づいて、検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成14年度に開始され、14年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	900	900
平成24年度	900	900
平成25年度	900	900
平成26年度	900	900
平成27年度	900	900

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

交付要綱第7条によれば、事業完了後1ヶ月以内に、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書添付の領収書等の写しを確認することにより、支出内容及び金額の正確性につき、検証している。具体的な成果指標は定めていないが、補助金受領団体が実施する研修会や講演会への参加人数は把握している。世界アルツハイマーデー記念講演会には、県の担当部署の職員も数名が参加し、その実施状況を確認している。具体的な評価までは実施していない。

(2) 群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項45）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等排除措置について（意見69）

補助対象者が暴力団等反社会的勢力に該当する者であってはならない旨要綱に定められていないことにつき、第4の第1項参照。ただし、本件補助金については、支出先から誓約書の提出を受けていたので、指摘ではなく意見とした。

(ウ) 実績報告書の提出期限（意見70）

事業実績報告書の提出期限が「事業完了後1ヶ月以内又は翌年度5月10日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき（要綱第7条）、第4の第6項参照。

(エ) 実態に合わせた要綱の改正（意見71）

結論：実態に合わせた要綱の改正を行うべきである。

説明：本件補助金の要綱第2条には、「群馬県老人福祉施設機能創造・研究事業費補助金の交付対象事業については、この補助金の交付対象としない。」との記載があった。「群馬県老人福祉施設機能創造・研究事業費補助金」は、すでに存在しない補助金のため、同部分を要綱から削除するなど、実態に合わせた要綱の改正を行うべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、施設等福祉対策の積極的な推進を図り、入所者ニーズの高度化・多様化に対応していくため、群馬県老人福祉施設協議会が行う研修事業に対して、補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金交付額は、予算の範囲内において知事が定める額とされている（要綱第3条）。算定方法や上限額は、定められていない。対象となる経費の範囲は、「群馬県老人福祉施設協議会が老人福祉施設の施設長及び職員を対象に行う研修事業に係る経費のうち、会場費（会場借料費、看板代、生花代等）、筆耕代、講師代（謝礼、旅費、食糧費）、通信費、印刷製本費、備品購入費、消耗品費及び委託費」と定められている（要綱第2条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県老人福祉施設協議会であり、県有施設の貸与はないが、群馬県社会福祉協議会の一部を借りている。

本件補助金の対象者は、要綱上、同協議会に限定されている（要綱第2条）。同

協議会は、老人福祉施設等を運営する社会福祉法人が加盟する団体であるが、同協議会には、群馬県内411施設（特別養護老人ホーム152施設、軽費老人ホーム60施設、養護老人ホーム17施設、デイサービス施設182施設。）を運営する社会福祉法人のうちの99%が、加入している。そのため、群馬県内には、同規模の同様の団体は存在せず、同様の相手先等は存在しない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前には、支出の効果について具体的な検討はされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成7年度に開始され、21年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,200	1,200
平成24年度	1,200	1,200
平成25年度	1,200	1,200
平成26年度	1,200	1,200
平成27年度	1,200	1,200

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1ヶ月以内又は翌年度5月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。実績報告書の提出を受けた後、同団体の事務所に担当部署の職員が出向き、資料関係一式を確認調査することにより、正確性につき検証している。

(サ) 事後点検

成果指標は特に定めておらず、特段の評価は実施していないが、現地で研修の実施状況を確認して評価している。

(シ) その他～講師謝金の補助額算定に予算作成時の標準積算単価を活用できる事例

実績報告書添付の平成27年度群馬県老人福祉施設協議会事業実施報告書によれば、同事業の経費として、講師謝礼74万1668円が支出されている。これは、対象事業である養護職員合同研修会、人材育成研修会、経費研修会、パソコン研修会等の講師に対して支払われているものである。

講師謝金の単価は、研修会ごとに異なっており、例えば、パソコン研修会におけ

る講師謝金の単価は1時間4000円である。また、養護職員合同研修会の講師に対しては、講演時間が3時間50分であるのに対して20万円を支払っているところ、その単価は1時間あたり5万円以上である。経費研修会の講師に対しても同様に、1時間あたり5万円近くの謝金を支払っている。このように、1時間あたり4000円から5万円以上と幅があるが、1時間あたり5万円以上という金額は、その当否は別として、県が予算要求の際の目安として設定している予算標準単価の6.25倍ということになるが、下記の標準単価で算定した講師謝金相当額を補助対象経費とするという取り組みがなされていた。

県では、予算要求の際に、目安となる予算標準単価を設定しているが、講師手当は、次のとおりである。

講師手当

○大学教授級 1時間あたり 8000円以内

○その他 1時間あたり 4200円以内

ただし、長期（1週間程度以上のもの）の場合は、上記単価の6割の額

この予算標準単価は、予算編成時に講師や講師謝金が定まっていない研修等の予算要求を行う際の目安とするためのものである。講師謝金は、事業内容に基づきどのような講師がふさわしいかを踏まえて、講師の知名度や専門性、事前準備を含めた研修等の内容等によって決定されるものであり、県では、予算標準単価に沿った支出を求めているものではない。

しかし、現状では、基準らしきものは、この積算基準しかないのも、また事実である。各部の実情に合わせた体系的な講師謝金の基準を設けていないことにも問題はあつたものの、現状で客観的な基準に依拠して講師謝金を算定しようとする取り組みとして、上記の積算基準に拠つた金額で算定する取り扱いは評価できる。

(3) 群馬県ホームヘルパー協議会研修事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項46）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等でないことの誓約書（指摘事項47）

補助対象者は暴力団等の反社会的勢力に該当するものであつてはならない旨定められているものの（要綱第3条）、誓約書の提出は求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 回議用紙の修正方法（意見72）

結論：回議用紙への修正テープの使用は控えるべきである。

説明：補助金交付決定書及び同通知書は、県がどのような決定を行い、どのように通知したのかを示す重要な書類であるが、それらの書面に関しては、原則として、決裁を受ける際の回議用紙が保存されているのみである。そのため、同回議用紙は、補助金の交付決定日及び施行日を示す重要な書類であると考えられるが、本件補助

金の交付決定に関する回議用紙には、修正テープによる修正が施されていた。

修正が行われていたのは、公印押印、施行年月日の2箇所の日付であり、確認したところ、公印押印及び施行年月日は、修正前は平成27年4月21日と記載されていたものが、修正後の日付は平成27年4月16日となっていた。修正後に、5日遡った日付が記載されていれば、何らかの不都合があつて事後的に日付を変更されたのかなどとあらぬ疑いを持たれかねない。今後、修正を行う場合には、修正テープは使用せず、修正箇所に二重線を引いて訂正印を押すなどの対応を行うべきである。

(エ) 実績報告書の提出期限（意見73）

事業実績報告書の提出期限が「事業完了後1カ月以内、又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていること（要綱第6条）につき、第4の第6項参照。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付の目的は、在宅対策の積極的な推進を図り、介護ニーズの高度化・多様化に応えていくためであり、事業等の内容は群馬県ホームヘルパー協議会が行う研修事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県ホームヘルパー協議会研修事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、要綱第3条により、「予算の範囲内」において知事が定める額とされているだけで、算定方法や上限額は定められていない。対象となる経費の範囲は、「群馬県ホームヘルパー協議会が行う研修事業に係る経費のうち、報酬費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、使用料及び賃借料、及び委託料」と定められている（要綱第2条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県ホームヘルパー協議会であり、県有施設の貸与はないが、群馬県社会福祉協議会内に事務局がある。本件補助金の対象者は、交付要綱上、同協議会に限定されている。同協議会はホームヘルパーの任意登録団体であるが、県内のホームヘルパー5624人（うち、常勤の者は2129人）（平成26年時点）のうち、平成28年時点で234人が加入している団体で、県内には他に同様の団体は存在しないとのことである。補助事業の遂行能力は、過去の実績に基づいて、検討されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は特定財源である（地域福祉基金利子）。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和52年度に開始され、39年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,864	1,864
平成24年度	1,864	1,864
平成25年度	1,864	1,864
平成26年度	1,864	1,864
平成27年度	1,864	1,864

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1ヶ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書の記載内容及び同報告書に添付された領収書等の写しの内容を精査することにより、内容の正確性につき検証している。具体的な成果指標は定めていないが、補助事業である研修に参加した人数を確認するなどの方法により事後評価を行っている。

(シ) その他～講師料の算定に予算要求の際の予算標準単価を活用した事例

本件補助金は、研修事業に対する補助金であるが、実績報告書によれば、同事業の経費308万7955円のうち、127万7500円が研修の講師謝金であり、そのうち補助対象経費とされている講師謝金は77万4000円である。

これは、対象事業である全体研修会、フォローアップ研修会、テーマ別技術向上研修、介護技術トレーナ現任研修等の講師謝金である。講師に対する謝金の単価は、研修会ごとに異なっており、例えば、テーマ別技術向上研修では1時間8000円である。また、全体研修会では16万2000円を支払っているが、講演開始時刻が午後2時ころからであることからすれば、講演時間は2～3時間であると考えられるところ、その単価は1時間あたり5～8万円であるといえる。また、フォローアップ研修や介護技術トレーナ現任研修の講師に対しては、1時間あたり2万円の講師謝金を支払っている。

本件補助金においては、この全額を対象経費とはせず、全体研修に係る講師謝金以外は、県の予算要求の際の予算標準単価と同じ1時間当たり8000円で計算した金額を対象経費としていた。

講師謝金は、事業内容に基づきどのような講師がふさわしいかを踏まえて、講師の知名度や専門性、事前準備を含めた研修等の内容等によって決定されるものであ

り、統一的な基準を設定することが困難であるが、補助金の対象事業として事業を実施している場合に、その事業に要する経費の妥当性を判断するのに何らかの基準があることが望ましいところ、本件は、補助対象金額を県が予算要求の際の目安として設定している予算標準単価を用いて算定した事例である。

4. 健康福祉部保健予防課の補助金

(1) 小児糖尿病夏季治療講習会（サマーキャンプ）補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項48）

第4の第2項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限（意見74）

事業実績報告書の提出期限が「事業の完了した日から起算して1か月を経過した日または当該年度の3月末日のいずれか早い日まで」と定められていること（要綱第6条）につき、第4の第6項参照。

(ウ) 旅費の妥当性の検討について（意見75）

以下の検出事項につき、第4の第4項参照。

補助事業者が各人に対して旅費を支払ったことを証する資料は実績報告書に添付されていた。例えば、「交通手段：自家用車、行程：吉岡→妙義」に対して、1230円の旅費が支給されているが、その算定根拠を示す資料はなかった。

(エ) 領収書の金額の事後修正（意見76）

結論：領収書の金額が事後的に修正されている場合には、説明を求めるべきである。

説明：実績報告書に添付されている領収書の中に、事後的に金額を手書きで修正したと思われる領収書が存在した（「¥2,000」との印字を一重線で消し、横に手書きで「1,500」と記載したもの）。購入した物の一部を経費として計上しなかったものと考えられるが、領収書を手書きで修正することは好ましいことではない。今後、手書きで修正された領収書が提出された場合には、その趣旨の説明を求めるべきである。また、説明を受けた場合には、事後的にその説明内容の確認が可能となるように、聴取書を作成するなどしておくことが望ましい。

(オ) 補助対象団体の範囲（意見77）

結論：交付要綱において、補助対象団体を限定しないことが望ましい。

説明：本件補助金の対象事業は、「群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）」が実施する事業に限定されている（要綱第2条）。現在難病指定されている疾患は306疾患、県内で難病指定を受けている者は約1万4000人いるところ、当該団体以外にも、県内には患者団体が存在しているとのことである。当該団体は、30年以上にわたって事業を実施してきているという実績があるとはいえ、県内には多くの難病患者がおり、当該団体以外にも患者団体が存在していることからすれば、補助金

の交付を特定の団体に限定することは好ましいとはいえない。そこで、要綱においては、補助金の対象事業を「群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）」が実施する「小児糖尿病夏季治療講習会」に限定する規定を削除し、新たに交付要件に関する規定を追加することが望ましい。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）が行う小児糖尿病夏季治療講習会（サマーキャンプ）事業に対して補助金を交付する。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、小児糖尿病夏季治療講習会（サマーキャンプ）補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、①「予算の範囲内で知事が定める額」と②群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）が行う小児糖尿病夏季治療講習会（サマーキャンプ）事業に要する経費の実支出額（ただし、対象となる経費は共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、医薬材料費、会議費）、食糧費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、負担金）のうち、いずれか少ない方の額と定められている（要綱第3条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）であり、県有施設の貸与はない。本件補助金の対象者は、要綱上、「群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）」（以下「ひまわり会」という。）に限定されている（要綱第2条）。なお、ひまわりの会同様に、群馬県内に難病の子どもたちを対象とした事業を実施する患者団体がある。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。これまでの実績に基づいて事前に支出の効果を検討しているが、成果指標等を定めるなどの検討はしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和59年に開始され、32年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	200	200
平成24年度	200	200
平成25年度	200	200
平成26年度	200	200
平成27年度	200	200

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件交付の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.013人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受けている。提出された実績報告書に添付された領収書の金額を確認するなどし、正確性につき検証している。

(サ) 事後点検

具体的な成果指標などは定めていないが、効果の事後的な評価を実施している。

(2) 群馬小児アレルギー親の会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項49）

第4の第2項参照。

(イ) 支出の適切性の確認（指摘事項50）

結論：事業に要した経費を確認するにあたっては、提出された収支決算書の金額と領収書との金額が一致しているかどうかを確認するだけでなく、支出の適切性に関しても確認し、事業に要する経費として計上すべきでない費用が計上されている場合には、修正を求めるべきである。

説明：本件補助金の対象団体が提出した実績報告書によれば、事業実施のための会議の茶菓代（飲み物代、パンなどの軽食代）とあわせて、「打ち上げ」に要した費用が需用費として計上されている。事業を実施するための会議の茶菓代は需用費に該当するが、事業実施後の「打ち上げ」に要する費用は事業実施のための会議の茶菓代とは性質を異にするものであり、需用費には該当しないものと考えられる。そこで、今後は、提出された収支決算書と領収書の金額が一致しているか否かを確認するだけでなく、需用費には該当しないと考えられるものが需用費として計上されていないかなど、支出の適切性に関しても確認し、事業に要する経費として計上すべきでない費用が計上されている場合には、修正を求めるべきである。

(ウ) 実績報告書の提出期限（意見78）

事業実績報告書の提出期限が「事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日または当該年度の3月末日のいずれか早い日まで」と定められていること（要綱第6条）につき、第4の第6項参照。

(エ) 旅費の妥当性の検討について（意見79）

以下の検出事項につき、第4の第4項参照。

補助事業者が旅費を支払ったことを証する領収書は実績報告書に添付されており、2000円や3000円の旅費が支給されていたが、その算定根拠を示す資料はなかった。

(オ) 補助対象団体の範囲（意見80）

結論：交付要綱において、補助対象団体を限定しないことが望ましい。

説明：本件補助金の対象事業は、「群馬小児アレルギー親の会」が実施する事業に限定されている（要綱第2条）。同会は、30年以上、群馬大学医学部附属病院とも連携を取り続けており、多くの実績があることは確かであるが、県内には、当該団体以外にも患者団体が存在していることから、補助金の交付を特定の団体に限定することは望ましいとはいえない。そこで、要綱においては、補助金の対象事業を「群馬小児アレルギー親の会」が行う事業に限定する規定を削除し、新たに交付要件に関する規定を追加することが望ましい。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県小児アレルギー親の会が行う、小児アレルギーについて理解を深めるための事業に対して補助金を交付する。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬小児アレルギー親の会補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、①「予算の範囲内で知事が定める額」と②群馬小児アレルギー親の会が行う小児アレルギーについて理解を深めるための事業に要する経費の実支出額（ただし、対象となる経費は共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、医薬材料費、会議費）、食糧費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、負担金）のうち、いずれか少ない方の額と定められている（要綱第3条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬小児アレルギー親の会であり、県有施設の貸与はない。本件補助金の対象者は、交付要綱上、「群馬小児アレルギー親の会」に限定されている（交付要綱第2条）。補助事業の遂行能力については、事業実績報告書の内容を確認することにより、検討している。

(オ) 補助金・交付金の金額

財源は一般財源である。交付決定以前に支出の効果について、これまでの実績に基づいて検討しているが、成果指標等を定めるなどしての検討はしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和58年度に開始され、33年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	270	270
平成24年度	270	270
平成25年度	270	270
平成26年度	270	270
平成27年度	270	270

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.004人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日まで、実績報告書の提出を受けている。

(サ) 事後点検

事業実績報告書を確認する方法により、目的外使用がないことの調査・確認や効果の評価を行っているが、具体的な成果指標などは定めていない。

5. 健康福祉部障害政策課の補助金

(1) 群馬県精神障害者社会適応訓練事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 暴力団等でないことの誓約書（指摘事項51）

要綱に補助対象者が暴力団に該当する者であってはならない旨の規定がなく、誓約書の提出を求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(イ) 状況報告書の提出期限遵守（指摘事項52）

結論：精神保健福祉協力事業所指導状況報告書は、交付要綱に定める期限どおりに提出するよう、協力事業所に求めるべきである。

説明：補助金の交付決定を受けた協力事業所は、前月分の指導状況を記載した精神保健福祉協力事業所指導状況報告書を、翌月10日までに提出しなければならないことと定められている（要綱第6条）。しかし、前月分の報告書が翌月10日までに提出されていたのは、事業を実施した6カ月中2カ月だけであった。しかも、平成27年6月の指導状況が記載された報告書が提出されたのは同年8月17日であり、提出期限を1カ月以上も徒過している。今後事業を実施する事業所に対しては、事業開始時に報告書の提出期限につき教示した上、要綱に定める期限どおりに報告書を提出するよう求めるべきである。

(ウ) 補助事業の周知（意見81）

結論：県内に存在する全ての作業所や精神科・心療内科を診療科目に掲げる医療機関に対し、精神障害者適応訓練事業の周知を図るべきである。

説明：精神障害者適応訓練事業については、県のホームページに掲載して広報は行っているものの、それ以外の広報は特段行っていない。精神障害者適応訓練は、はじめから通常の事業所に通うことが困難な精神障害者や、障害者の求人が少ない地域の精神障害者が、社会復帰を果たす過程において有効な事業である。働けるよ

うになりたいと考えながらも、精神疾患の影響から、通常の事業所での勤務を開始してもすぐに退職に至ってしまう精神障害者も県内に多くいると考えられるところ、平成27年度において、1人の対象者に対してしか、同事業が実施されていない。同事業の利用件数が少ない要因には、様々なことが影響しているものと考えられるが、同事業の存在を知らない対象者や対象者の通院先医療機関、作業所の存在が、1つの要因となっているのではないかと思われる。そこで、今後、県内に存在する全ての作業所や精神科・心療内科を診療科目に掲げる医療機関に対し、精神障害者適応訓練事業の周知を図るべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱の定めるところにより、協力事業者が対象者を受け入れ、指導を行ったときに、協力事業所に対して補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱、群馬県精神障害者社会適応訓練事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金額は、協力事業所が群馬県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱に基づく知事の決定・登録を受けた訓練事業者を受け入れ、指導を実施した日1日につき2000円と定められている（要綱第2条）。補助の対象となる経費の範囲は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は社会福祉法人にしあがつま福祉会であり、県有施設の貸与はない。精神障害者社会適応事業を実施する事業所は、実施要綱の定めるところにより、協力事業所としての登録を事前に行う必要がある。現在、群馬県内では、152の事業所が協力事業所として登録しており、それらの事業所において訓練対象者に対する指導が行われた場合に、補助金を交付している。補助事業の遂行能力については、事業所の状況を確認するなどして、検討している。

(オ) 補助金の算定方法・財源等

交付金額は、訓練対象者を受け入れ、指導を実施した日1日につき2000円と定められている（要綱第2条）。財源は一般財源であるが、一部、地域福祉基金を活用している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和52年度に開始され、39年継続している。補助金の交付額は、毎年の事業実施事業所の数により変動する。平成26年度及び平成27年度においては、1事業所のみでしか事業が実施されなかったが、平成25年度には6事業所で実施されている。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	5,760	2,860
平成24年度	5,280	2,760
平成25年度	4,398	1,936
平成26年度	961	480
平成27年度	1,921	240

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、指導実施実績に基づき交付される。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。精神障害者適応訓練事業は、改正前精神保健福祉法において、都道府県が行う事業とされていたため、市町村に同様の補助金はないと認識している。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

指導を終了した翌月の20日までに、実績報告書を保健福祉事務所長等に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

本件補助金は、訓練対象者を受け入れて指導を行った協力事業所に対して交付されるもので、用途について特に制限は設けていないため、交付した補助金の用途の調査・確認は実施していない。事業実施中に定期的に行われる支援会議に、担当部署の職員も参加し、随時実施状況を確認する方法により、実績報告書の正確性につき検証されている。

(2) 群馬県心身障害児者関係団体補助金 I

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 回議用紙の公印押印及び施行年月日（指摘事項53）

第4の第2項参照。

(イ) 交付申請書の記載（指摘事項54）

結論：交付申請書には、「補助事業の目的」を必ず記載するよう、相手先に対して指導を行うべきである。

説明：交付申請書には、補助事業の目的を記載することとされている（要綱第3条）。しかし、群馬県肢体不自由児者父母の会連合会から提出された交付申請書には、「補助事業の目的」を記載する欄はあるものの、空欄であり、目的は全く記載されていなかった。同団体が、長年にわたって同様の事業を実施し、20年以上にわたって県からの補助金を受領している団体であるとしても、記載内容に不備のある交付申請書をそのまま受け付けて交付決定を行われたことには、手続上の不備がある

と言わざるをえない。今後は、交付申請書には「補助事業の目的」を必ず記載するよう、相手先に対して指導を行うべきである。

(ウ) 団体の住所の確認頻度（意見 8 2）

結論：団体の住所は、書類が提出される都度、確認することが望ましい。

説明：交付申請書や実績報告書等を確認したところ、群馬県肢体不自由児者父母の会連合会の交付申請書および実績報告書には、団体の住所として高崎市箕郷町の住所が記載されていた。しかし、交付申請書の添付書類として提出された同団体の規約には、団体の住所として前橋市池端の住所が記載されていた。交付申請時に提出された規約は改正前のものであり、平成 27 年度時点における団体の住所は高崎市箕郷町で間違いのないことであった。同団体が開催するイベントに担当部署の職員が出席するなど、同団体と担当部署は比較的密に連絡を取り合っているため、誤って別の団体に補助金を交付してしまう可能性は乏しいと考えられるが、何らかのミスに繋がりがねないので、今後は、書類が提出される都度、団体の住所を確認することが望ましい。

(エ) 補助事業者の支払先の確認（意見 8 3）

結論：補助金の目的外使用の有無を確認するにあたっては、単に領収書や伝票の金額を確認するだけでなく、支払先についても確認すべきである。

説明：群馬県肢体不自由児者父母の会連合会から提出された実績報告書には、支払先が何ら記載されていない出金伝票が 20 枚近くあった。支払先がわからなければ、補助金の目的外使用の有無につき、確認ができないものと考えられる。そこで、今後、補助金の目的外使用の有無を確認するにあたっては、単に領収書や伝票の金額を確認するだけでなく、支払先についても確認すべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金・交付金の目的・趣旨

群馬県肢体不自由児協会、群馬県肢体不自由児父母の会連合会、一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、群馬県重症心身障害児（者）を守る会、特定非営利活動法人群馬盲ろう者つるの会の各団体の健全な育成を図るため、県が補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県心身障害児者関係団体補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金額は、前記各団体が行う事業に要する経費に対し、「予算の範囲内」で交付するとしか定められていない（要綱第 2 条）。補助の対象となる経費の範囲は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、群馬県手をつなぐ育成会、群馬県肢体不自由児者父母の会連合会、群馬県肢体不自由児協会、特定非営利活動法人群馬盲ろう者つるの会である。

群馬県手をつなぐ育成会と群馬県肢体不自由児協会の 2 団体には、県有施設を貸

している。使用貸借である。

本件補助金の対象者は、群馬県肢体不自由児協会、群馬県肢体不自由児父母の会連合会、一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、群馬県重症心身障害児（者）を守る会、特定非営利活動法人群馬盲ろう者つるの会に限定されている。その他、聴覚障害の団体には、別途、補助金を支出している。各支出先の補助事業の遂行能力については、過去の実績に基づいて、検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は特定財源である。交付決定以前にも、過去の実績に基づいて、支出の効果を検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は、団体ごとに補助金要綱を定めていたが、要綱が一本化された平成7年度から21年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	2,170	2,170
平成24年度	2,170	2,170
平成25年度	2,170	2,170
平成26年度	2,170	2,170
平成27年度	2,170	2,146

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。本件補助金は、全県的な活動をしている団体に対する補助であり、市町村には同じ目的の補助金はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業を完了した日から30日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書の提出を受けた後、領収書等の支出を証明する書類との突合及び補助金受領団体に対する聞き取りにより、目的外使用がないことを調査・確認している。具体的な成果指標は特に定めていないが、各団体が開催するイベントには担当者が出席している。

(3) 群馬県心身障害児者関係団体補助金Ⅱ

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 実績報告書の提出を受ける時期（指摘事項55）

結論：要綱の定める期限までに実績報告書の提出を受けるよう、補助金対象団体に対する指導を行うべきである。

説明：実績報告書は、「補助事業を完了した日から30日を経過した日または補助事業を完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで」に提出することと定められている（要綱第6条）。群馬県重症心身障害児（者）を守る会の同年度の補助事業は、平成27年3月31日に終了しているため、実績報告書は、平成28年4月20日までに提出されなければならない。しかし、提出された平成27年度の事業実績報告書の作成日は、平成28年5月9日であった。これは、平成28年4月20日までに実績報告書が提出されたが、不備等があったため、返却して修正の上での再提出を求めたため、日付が平成28年5月9日になったものである。実績報告書に誤りや不備等があった場合に修正等を求めるのは望ましいことであるが、それにより、提出期限を徒過するのは本末転倒である。修正等が必要な場合でも、提出期限までに提出されるよう、対象団体に対する指導・助言を行うべきである。また、期限直前に実績報告書の提出がなされた場合には、不備等があってもいったん返却をするのではなく、提出された実績報告書を受け付けた上で、別途「訂正書」などの提出を求めることが望ましい。

(イ) 回議用紙の修正方法（意見84）

結論：回議用紙への修正テープの使用は控えるべきである。

説明：補助金交付額確定書及び同通知書は、県がどのような決定を行い、どのように通知したのかを示す重要な書類であるが、それらの書面に関しては、原則として、決裁を受ける際の回議用紙が保存されているのみである。そのため、同回議用紙は、補助金の確定日及び施行日を示す重要な書類であると考えられるが、本件補助金の回議用紙には、修正テープによる修正が施されていた。修正が行われていたのは、決裁年月日、公印押印、施行年月日の3箇所である。年度の記載に関し、「28」と記載すべきところを「27」と記載してしまったために、修正テープで修正を行ったものと考えられるが、同書面の重要性からすれば、後に容易に改竄が可能な修正テープを利用して修正を行うことは、望ましいこととは言えない。今後、修正を行う場合には、修正テープは使用せず、修正箇所に二重線を引いて訂正印を押すなどの対応を行うべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県肢体不自由児協会、群馬県肢体不自由児父母の会連合会、一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、群馬県重症心身障害児（者）を守る会、特定非営利活動法人群馬盲ろう者つるの会の健全な育成を図るため、県が補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等
規則、群馬県心身障害児者関係団体補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、前記各団体が行う事業に要する経費に対し、「予算の範囲内」で交付するとしか定められていない（要綱第2条）。補助の対象となる経費の範囲は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県重症心身障害者（児）を守る会であり、交付先に対する県有施設の貸与はない。本件補助金の対象者は、群馬県重症心身障害児（者）を守る会に限定されている。また、重症心身障害児（者）の関係でいえば、県内に「群馬県重症心身障害児（者）を守る会」以外の団体が存在する可能性もあるが、補助対象団体は、全国規模の上部団体があり、全県を網羅している団体であるところ、同規模の団体の存在は確認されていない。補助事業の遂行能力については、各補助事業者のこれまでの実績を踏まえ、検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は、全額、特定財源（地域福祉基金）である。成果指標等は定めていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成7年に開始され、21年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	200	200
平成24年度	200	200
平成25年度	200	200
平成26年度	200	200
平成27年度	200	200

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業を完了した日から30日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

補助金受領団体から提出される事業実績報告書を確認する方法により、目的外使

用がないことの調査・確認を行っている。成果指標は特に設けていないが、本件補助金の交付により期待される効果は、重症心身障害児（者）の団体が活動しやすくなることである。実績報告書により、効果について、事後的にも、評価を実施している。

(シ) その他～団体の繰越金について

補助金対象団体である群馬県重症心身障害児（者）を守る会が提出した実績報告書によれば、平成27年度の当該団体の収入は389万5279円であるのに対し、支出は285万5137円であり、104万142円の繰越金が生じていた。平成26年度から平成27年度への繰越金は87万9426円であるから、平成27年度には16万716円の余剰が生じていたこととなる。平成27年度の補助金交付額は、20万円であるところ、補助金交付額の4分の3以上の金額が、平成27年度には使用されず、翌年度への繰越金になったことになる。

平成27年度において余剰金が生じた理由は、平成26年度まで当該団体が実施していた「交流キャンプ」の事業が平成27年度から実施されなくなったことなどの影響もあると考えられる。「交流キャンプ」の事業では、参加者が限られてしまうなどの弊害があるため、平成28年度においては、当該団体は、音楽療法の事業などの実施を検討している。

団体の健全育成を目的に掲げているが、重度障害者のためのレクリエーションなどは県として実施して欲しい事業であり、団体に繰越金が増加したことが直ちに補助の必要性を否定する要因にはならない。ただし、繰越金が増加した団体への補助は、補助金支出の効果が薄れる懸念も惹起するので、補助金支出の効果が十分に検討されることが必要ともいえる。この点について、繰越金の点が意識されたか否かは別として、支出の効果の検討自体は十分になされていたと認められるので、意見とはしないこととした。

(4) 群馬県心身障害児者関係団体補助金Ⅲ

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項56）

第4の第2項参照。

(イ) 回議用紙の公印押印の記載（指摘事項57）

結論：公印押印は、必ず記載すべきである。

説明：補助金交付決定の通知書は、担当部局内で決裁を受ける際に回覧した文案は保存されているが、実際に補助事業者に発出した通知書の控えは保存されていない。担当部局内での決裁用紙（回議用紙）は保管されており、同用紙には決裁年月日、公印押印日及び施行年月日が記載されているが、監査対象とした平成27年度の本件補助金の交付決定に関する決裁用紙（回議用紙）を確認したところ、同用紙の公印押印は、未記入のままとなっていた。公印押印の記載を怠れば、公印押印や施行について、事後的に確認をすることが困難となってしまう。公印押印は、确实

に記載するようにすべきである。今後、同様のミスを防ぐためには、公印押印の記載を担当者限りに任せる体制を改め、担当者が記載した後に、記載内容に誤りがないかを担当者以外の者がチェックするような体制をととのえることが望ましい。

(ウ) 実績報告書の提出を受ける時期（指摘事項58）

結論：要綱の定める期限までに実績報告書を提出するよう、補助金対象団体に対する指導を行うべきである。

説明：本件補助金に関する実績報告書は、「補助事業を完了した日から30日を経過した日または補助事業を完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで」に提出することと定められている（要綱第6条）。公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会の補助事業は、平成27年3月31日に終了しているため、要綱によれば、当該団体からの実績報告書は、平成28年4月20日までに提出されなければならない。しかし、提出された実績報告書は、作成日は平成28年4月14日であるものの、その受付日は同月25日であった。これは、平成28年4月14日に実績報告書の提出を受けたが、提出されるべき書類が揃ったのが同月25日であったため、その日を受付日としたとのことであった。実績報告書に不備等があった場合に修正等を求めるのは望ましいことであるが、それにより、提出期限を徒過するのは本末転倒である。追加等が必要な場合でも、実績報告書の受付が要綱の提出期限までに提出されるよう、対象団体に対する指導・助言を行うべきである。また、期限直前に実績報告書の提出がなされた場合には、提出されたときに実績報告書を受け付けた上で、別途「訂正書」などの提出を求めることが望ましい。

(エ) 正味財産が増加している団体への補助金の目的について（意見85）

結論：団体の健全な育成を図るとする目的を踏まえて、補助金の必要性につき、検討を行うべきである。また、検討の結果、目的の追加を行って補助金の支給を継続する場合には、補助金受領団体に対し、補助金を有効に利用することのできる事業を実施するよう求めるべきである。

説明：補助事業の収入決算額は、2921万3610円と、県の補助金80万円を除いても2841万3610円ある。これに対し、同年度の補助事業支出決算額は2741万8258円であり、補助事業の収支は、県からの補助金80万円がなくとも、99万5352円の黒字であった。補助金受領団体の平成27年度の正味財産は2423万1541円と、前年度の2243万6189円から約180万円増加している。本件補助金の目的は、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会等の補助金対象団体の「健全な育成を図る」ことにあるが（要綱第1条）、このような状況からすると、団体の健全な育成を図ることができているものと考えられる。公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会は、知的障害者の福祉向上に寄与することを目的とする法人で、その目的を達成するために群馬県内において知的障害に関する啓発、調査、研修等の公益目的事業を行っている。そして、同法人の収入は、会員からの会費の他、寄付金、委託費等により賄われているところ、そのような状況を作り出すまでの同団体の努力は評価すべきである。しかし、県からの補助金収入が

なくとも成り立つ事業や団体に対し、補助金の交付を継続することには、補助金交付の有効性に疑問が残る。そこで、同団体に対する補助金の交付については、要綱に定める団体の「健全な育成を図る」という目的との関係で、補助金の必要性につき、検討を行うべきである。また、本件補助金の目的を、団体の「健全な育成を図る」ことを超えて、「知的障害者の福祉の向上を図る」こととするのであれば、その旨、要綱に明記すべきである。また、目的の追加を行って補助金の支給を継続する場合には、補助金受領団体に対し、補助金を有効に利用することのできる事業を実施するよう求めるべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱には「…、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、…の各団体の健全な育成を図るため、県が補助金を交付する。」と規定されている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県心身障害児者関係団体補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、前記各団体が行う事業に要する経費に対し、「予算の範囲内」で交付するとしか定められていない（要綱第2条）。補助の対象となる経費の範囲は特に定められていない。

(エ) 本件補助金・交付金の支出先

支出先は公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会であり、県有施設が使用貸借で貸与されている。

本件補助金の対象者は同協会に限定されている。同協会は、県内で活動する社会福祉法人やNPOなど、45法人166団体が加盟する協会であるが、群馬県内に同様の団体はないため、群馬県内に同様の支出の対象となり得る他の団体は存在しない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前に支出の効果について具体的な検討は行っていない。しかし、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会は、県内で知的障害者関係の事業を行うほとんどの法人が加入している団体で、研修会を定期的実施するなど、知的障害者の福祉向上のための取組を行っており、補助金の支出による効果は出ているものとされている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成7年度に開始され、21年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	800	800
平成24年度	800	800
平成25年度	800	800

平成 26 年度	800	800
平成 27 年度	800	800

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が 100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ 0.1 人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業を完了した日から 30 日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

補助金受領団体から、実績報告書とともに領収書の提出を受け、その内容を確認する方法により、目的外使用がないことを確認している。具体的な成果指標の設定は難しいため、特に設けていない。補助金受領団体が実施する研修会やイベントには、担当部署の職員が参加し、実施状況を把握している。

(5) 群馬県精神障害者家族会連合会運営費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項 59）

第 4 の第 2 項参照。

(イ) 暴力団でないことの誓約書（指摘事項 60）

要綱に補助対象者が暴力団であってはならない旨の定めがなく、誓約書の提出が求められていないことにつき、第 4 の第 1 項参照。

(ウ) 補助事業と非補助事業の区分（指摘事項 61）

結論：補助事業の経費として計上されているものについては補助事業ではない研修会や交流会の収支は、補助事業収支決算書から除外するか、補助事業の収支とは区分した補助事業収支決算書が作成・提出されるべきである。

説明：実績報告書添付の平成 27 年度補助事業収支決算書によれば、補助事業の経費として、研修会と交流会に要した費用 5 万 5 1 0 2 円が支出されている。同研修会及び交流会は、1 泊 2 日で実施されているところ、この 5 万 5 1 0 2 円は、夜の宴会費用を含めてかかった費用 1 4 万 5 6 0 2 円のうちの一部を、補助事業の対象経費として補助金受領団体の会計から支出したものである。

上記研修会と交流会は補助事業ではなく、同研修会及び交流会の費用合計 1 4 万 5 6 0 2 円に対して本件補助金を支出すべきではなかったこととなる。

今回のケースでは、本件補助金を当該団体の補助事業に関する支出に全額充てた

としても、上記費用を当該団体の自主財源で賄える範囲なので、補助金返還等の措置を採る必要性までは認められなかった。しかし、補助事業ではない会合に関する支出が補助事業の収支に含めて報告されていることには問題があり、補助事業でない事業の収支は、補助事業収支決算書から除外するか、補助事業の収支とは区分して補助事業収支決算書が作成されるべきである。

(エ) 旅費の妥当性の検討について（意見 86）

以下の検出事項につき、第 4 の第 4 項参照。

補助事業者が各人に対して旅費を支払ったことを証する資料は実績報告書に添付されており、電車代や駐車場代などの実費が計上されているものもあったが、「理事会出席旅費」などの名目の旅費は、1000円から1万7000円の金額が支給されていたが、その算定根拠は示されていない。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県精神障害者家族会連合会「群馬つつじ会」の健全な育成を図るため、県が補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県精神障害者家族会連合会運営費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、群馬つつじ会が行う事業に要する経費に対し、「予算の範囲内」で交付するとしか定められていない（要綱第 2 条）。補助の対象となる経費の範囲は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県精神障害者家族会連合会であり、平成 27 年度までは、県有施設である群馬県社会福祉総合センターを借りている団体の部屋を間借りしていたが、平成 28 年度からは、同センターの部屋を県から直接借り受けることとなった。貸借の形態は、賃貸借である。

本件補助金の対象者は、要綱上、同連合会に限定されているため、同様の支出の対象となり得る相手先等は想定していない。また、同連合会は、県内に 16 の下部団体を持ち、全県的な活動を行っているところ、同じように全県的に活動を行う精神障害者の家族会は、群馬県内には他に存在しない。

補助事業の遂行能力については、過去の実績に基づいて、検討している。補助金受領団体は、これまで長年にわたって、毎月 1 回家族会を実施しているほか、講演会や研修会などを実施してきているため、遂行能力は十分にあると考えられる。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成 2 年に開始され、26 年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,200	1,200
平成24年度	1,200	1,200
平成25年度	1,200	1,200
平成26年度	1,200	1,200
平成27年度	1,200	1,200

(キ) 本件補助金の区分・態様

団体の運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。補助金受領団体は、全県的に活動をしている団体であるため、同団体に対する市町村の補助金はないと考えている。県内の地域ごとに組織している同団体の下部団体に対する補助金が、市町村にあるかどうかは、不明である。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業を完了した日から30日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

事業実績報告書に添付された領収書等の支出に関する証憑の写しを確認することにより、目的外使用がないことを確認している。また、補助金受領団体が主催する研修会などに担当部署の職員が参加し、実施状況の調査も行っている。

具体的な成果指標は特に定めていないが、補助金受領団体が開催する家族会や講演会、研修会などへの参加人数を把握するなどして、効果について検討している。

(6) 日本てんかん協会群馬県支部運営費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金交付先に対する領収書の宛名（意見87）

結論：領収書の宛名を、「公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部」とするよう求めるべきである。仮に正式名称の使用に支障があるとしても、「波の会」ではなく「波の会群馬県支部」などとするべきことを求めるべきである。

説明：本件補助金受領団体は、「公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部」であるが、補助事業の経費として提出された領収書の中には、その宛名が「波の会」であるものが散見された。しかし、「波の会」とは、「公益社団法人日本てんかん協会」の通称であり、群馬県支部の通称ではない「公益社団法人日本てんかん協会」の通称を使用している可能性があることが判った。領収書は写しで提出されている

ところ、1枚の領収書が、複数団体で使用されてしまう虞もないとは言い切れない。そのような虞をなくし、疑いを持たれないようにするためにも、今後は、「公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部」という宛名が記載された領収書を求めるべきである。また、仮に正式名称の使用に支障があるのであれば、領収書の宛名を、「波の会群馬県支部」などとして群馬県支部宛の領収書であることが判別できるようにすることを求めるべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

(公社)日本てんかん協会群馬県支部に対し、県が補助金を交付するとのみ定められている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、(公社)日本てんかん協会群馬県支部運営費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、群馬県支部の運営に要する経費に対し、「予算の範囲内」で交付するとしか定められていない(要綱第2条)。補助の対象となる経費の範囲は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は日本てんかん協会群馬県支部であり、県有施設の貸与はない。

本件補助金の対象者は、同支部に限定されているため、支出の対象となり得る相手先等は要綱上想定していない。また、同支部は、全国組織である公益社団法人日本てんかん協会の支部で、全県的な活動を行っているところ、全県的に同じような活動を行う団体は、群馬県内には他に存在しない。同支部における補助事業の遂行能力の有無については、過去の実績に基づき、検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

「予算の範囲内」で交付することとしており、算定根拠などは定められていない。

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成8年度に開始され、20年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	200	200
平成24年度	200	200
平成25年度	200	200
平成26年度	200	200
平成27年度	200	200

(キ) 本件補助金の区分・態様

団体の運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業を完了した日から30日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

補助金受領団体から提出された事業実績報告書に添付された領収書等の証憑を確認することにより、目的外使用がないことの確認を行っている。補助金受領団体は、てんかんの普及啓発等の活動を行っているが、どの程度、普及啓発が進んだかという効果を測定するのは困難であると考えている。そのため、同団体が開催するセミナーの参加人数を確認し、補助金の効果についての評価を実施している。

6. 健康福祉部薬務課の補助金

(1) 一般社団法人群馬県薬剤師会医薬品情報管理事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項62）

補助金交付決定書、同決定書の通知書、補助金交付額確定書、同確定書の通知書の公印区分及び施行区分につき、第4の第2項参照。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付の目的は、医薬品の有効性と安全性を確保し、県民の保健衛生向上に資するためであり、事業等の内容は、一般社団法人群馬県薬剤師会が行う医薬品情報管理事業である（要綱第1条）。具体的には、医薬品の情報を薬剤師・医師等の医療関係者に提供すること、医薬品に関する一般県民からの質問・照会に対応することなどである（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

薬事法、規則、一般社団法人群馬県薬剤師会医薬品情報管理事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、「その都度知事が定めた金額」と定められているのみで、算定方法や上限額は定められていない（要綱第2条）。補助対象経費は人件費、需用費、役務費、備品購入費に限定されている（要綱第2条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は一般社団法人群馬県薬剤師会であり、交付先に対する県有施設の貸与はない。本件補助金の対象者は、交付要綱上、同法人に限定されている。そのため、

要綱上、本件補助金の支出対象となり得る同様の相手先等は想定し得ない。なお、当該団体同様の事業を実施する団体としては、群馬県内には、前橋市薬剤師会、高崎市薬剤師会など、各市の薬剤師会が存在する。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前にも、支出の効果について、これまでの実績に基づいて検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和54年度に開始され、37年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	705	705
平成24年度	705	705
平成25年度	705	705
平成26年度	705	705
平成27年度	705	705

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業を完了した日から2ヶ月以内、又は補助金の交付決定に係る会計年度終了の日から1ヶ月以内に、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

補助金受領団体から提出される事業実績報告書及び当該団体の保管する帳簿や領収書等の書面を確認することにより、目的外使用がないことの調査・確認を行っている。成果指標は特に定めてはいないが、利用件数の推移などにより、効果を確認・評価している。

7. 健康福祉部国保援護課の補助金

(1) 群馬県遺族援護事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 暴力団等排除措置について（指摘事項63）

要綱に補助対象者が暴力団に該当する者であってはならない旨の定めがなく、誓

約書の提出が求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限（意見88）

事業実績報告書の提出期限が「当該年度の次の年度の4月30日まで」と定められていること（要綱第5条）につき、第4の第6項参照。

(ウ) 政党の懇談会への出席のための旅費を補助対象事業の対象経費とすることの是非（意見89）

結論：補助事業の経費に、政党の懇談会への出席のための旅費を含めることは、補助金の中立性を疑われる虞もあることから、懇談会の趣旨や出席に至る経緯によっては無理からぬこともあるとしても、補助事業の経費として適当か否か慎重に確認を行い、不適切と判断した経費については除外するようにすべきである。

説明：実績報告書によれば、補助金受領団体は、政党の懇談会出席の際に要した旅費交通費を、補助対象事業の経費として計上している。

補助金受領団体が、政党が主催する懇談会に出席することは自由であり、政党側から政策立案の参考とするために県内の諸団体を招いて意見を聴く会に出席した際の旅費であり、県としては、補助対象経費のうち「遺族援護事業運営費」または「その他知事が必要と認めた事業に要する費用」に該当すると判断したとのことであった。

その判断が誤りであるとする明確な根拠はないことから、上記の旅費を補助対象経費に含めることが違法ないし著しく不適切とまでは言い切れないが、当該懇談会に県内の諸団体の全てが招かれているわけではないとみられ、また、招かれた団体及び構成員にも政治的活動の自由があり、政党を支持することを制限できないのであるから、公的補助金の中立性を維持するためにも、政党の懇談会への出席のための旅費については補助対象経費から除外することが望ましいといえる。

(エ) 補助対象の範囲について（意見90）

結論：補助の目的が「県下の戦没者遺族の福祉の増進のため」とある事から、現時点に於いて補助対象者を特定の団体に限定する事は、目的達成のため最適とはいえず、適切な団体が補助の対象となるよう対象者の要件を定めた上で、要件を充たした団体が広く補助金による支援を受けることができるよう改善を図るべきである。

説明：本件補助金は、交付要綱により、「県下の戦没者遺族の福祉の増進のため、群馬県遺族の会の行う事業に対し」補助金を交付するとされている。

群馬県遺族の会は、設立にあたっての歴史的な背景もあり、先の大戦等における戦没者の遺族の多くが会員となり、戦後70余年にわたり戦没者遺族の活動の中心的存在として活動を続けてきた。現状で、県下において、群馬県遺族の会は戦没者の慰霊・英霊顕彰及び遺族の福祉の増進のため活動する無二の団体であり、その事業等に対し補助を行うことは、相応の効果が期待でき、群馬県遺族の会が存続する限り補助を続けることが全ての戦没者遺族の福祉の増進につながるといふ県の考えも、理解を得られる範囲にあると考えられる。

また、30年以上にわたり実績を重ねている群馬県遺族の会による海外戦跡慰霊巡拝事業などについて補助を続けることについても、相当の妥当性はあり、疑問を挟む余地はないという見方も十分に成り立ち得る。

しかし、本件補助金は、現状において、補助対象を群馬県遺族の会が実施する事業に限定しており、かつ、参加者も会員に限定されていることから、時代の変遷と社会情勢・価値観の変化とともに、群馬県遺族の会の理念や活動には賛同できないが、海外や沖縄での慰霊は行いたいと考える遺族は、同団体に加入しない限り、県からの支援を受けられないという状態にあり、「県下の戦没者遺族の福祉の増進」とする本件補助金の目的、公平性の観点を鑑みた場合、理想的な事業内容であるとは言い難く、改善の余地が見受けられる。

現状では、同規模の活動を行っている団体は県内に一つであり、補助金の交付先が群馬県遺族の会以外には想定し難いとしても、本件補助金の目的を達成させ、高い水準での施策効果を実現したいと考えるならば、開かれた補助金となるよう、改善を図るべきである。

なお、交付要綱については、適切な団体に対する適切な事業への補助を担保するため、新たに補助金の交付対象団体及び交付対象事業に係る要件の追加等を検討する必要がある。

(オ) 補助金額の計算根拠の明確化（意見91）

結論：補助金額の計算根拠を明確にすべきである。

説明：本件補助金は、群馬県遺族の会の行う事業に対する補助だけではなく、当該団体の運営費の補助も行うものである。そして、当該団体の運営費補助の金額は、260万円と、過去5年間において変更はない。

補助を開始する当初においては、補助金額について検討されたと思われるが、その後、過去の事業実績等を踏まえ、現在のような定額補助となっている。また、当該団体には2人の専従職員がいるが、これ以上の減額を行うと、団体の運営自体が危機的状況に陥る事態も容易に予見できることから、現段階での見直しは難しいとのことであった。

しかし、客観的な算出基準が不明確である現状のまま、特定の団体に少額とは言えない補助金の支出を継続することは、好ましい方法での補助金事務とは言い難く、対外的な説明という観点からも客観的な積算根拠を設けて明確化すべきである。

(カ) 補助対象事業の対象経費の明確化（意見92）

結論：要綱上、補助事業の対象経費の範囲を明確化し、補助対象経費の適切な把握に努めるべきである。

説明：実績報告書添付の補助金収支精算書によれば、補助金受領団体が海外戦没者の慰霊巡拝にかかる事業費として支出した金額は、655万8905円である。大半は旅行会社に支払われたものであるが、その内訳は海外渡航に係る費用の他、宿泊費、現地交通費、飲食費、慰霊行事経費などであった。

海外戦没者慰霊巡拝事業に関しては、事業に要する費用を3分割し、3分の1を

実際に巡拝に参加した本人、3分の1を市町村、3分の1を県が負担するという運用を行っているが、当該事業費のうち、どの部分が県の補助金により賄われ、どの部分が参加者の負担となっているのか明確になっていない。また、本件補助金は、要綱上、補助対象経費の範囲について特に規定はないため、費用全額が補助対象経費として計上されている。

そのため、本件補助金の目的達成と交付額の適正さを担保するためには、費用の詳細を明らかにした上で、海外での慰霊巡拝に必要な経費のみが計上されているか、社会通念に照らし合わせ、疑念を抱かれる可能性はないかといった観点での確認が必要であり、仮に常識の範囲とは言い難い費用が含まれていた場合などには、慎重に内容の確認を行い、不適切な経費であれば、補助対象経費から除外しなければならない。

(キ) 補助金のあり方について（意見93）

結論：新たな補助制度の創設も視野に、本件補助金については、目的の他、補助の対象事業や対象経費その他について再検討の必要があるものとする。

説明：本件補助金の目的は、県下の戦没者遺族の福祉の増進であり、広く戦争犠牲者の遺族を対象として、群馬県遺族の会が行う以下の事業に対して交付されているものである（要綱第2条）。

ア 遺族援護事業運営費

イ 遺族沖繩群馬の塔参拝事業費

ウ 沖繩群馬の塔維持管理費

エ その他知事が必要と認めた事業（昭和61年度から、海外戦跡慰霊巡拝事業が毎年実施されている。）

また、海外戦没者慰霊巡拝事業以外の事業に対する補助金は、昭和39年度から交付されており、毎年の交付金額は、過去の事業実績や見直し等を踏まえ減額傾向にあるものの、過去5年間においては、毎年500万円前後に上っている。戦後71年が経過し、遺族援護等のあり方についても、見直しが必要となる時が来るとも予見されるが、例えば、戦争の惨禍と平和の尊さを次世代へ継承する新たな事業などが、広くは遺族の福祉増進にも寄与していく可能性について検討を行うことも、意義あるものと考えられる。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県下の戦没者遺族の福祉の増進を図るため、群馬県遺族の会の行う事業に対して補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県遺族援護事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、「予算の範囲内」と定められている（要綱第2条）。補助対象経費は、（1）遺族援護事業運営費、（2）遺族沖繩群馬の塔参拝事業費、（3）沖

縄群馬の塔維持管理費、（４）その他知事が必要と認めた事業に要するとする経費と定められている（同条）。対象経費に対する補助の割合は交付要綱には定められていないが、対象事業のうちの遺族沖縄群馬の塔慰霊参拝事業及び海外戦没者慰霊巡拝事業（その他知事が必要と認めた事業として実施）に要する費用に関しては、経費を３分割し、３分の１を参拝・巡拝者本人、３分の１を市町村、３分の１を県が負担するという運用を行っている。

（エ）本件補助金の支出先

支出先は一般財団法人群馬県遺族の会であり、県有施設が使用貸借により貸与されている。

本件補助金の相手先は、交付要綱上、群馬県遺族の会に限定されているため、支出の対象となる得る他の相手先は想定し得ない。出征して戦死した方の遺族で県内にいる方の多くが群馬県遺族の会に所属しているため、同団体が存続する以上、同団体への補助をすることが最適と考えられ、また、現状で、同類の他団体は見受けられないとのことである。補助事業の遂行能力については、これまでの実績に基づいて、検討している。

（オ）本件補助金の算定方法・財源等

補助対象事業のうち、遺族援護事業運営、沖縄群馬の塔維持管理費及び沖縄群馬の塔慰霊祭挙行は定額補助であるが、遺族沖縄群馬の塔参拝事業費、及び海外戦没者慰霊巡拝事業費は定率補助である。運営費補助金は定額補助である。財源は一般財源である。交付決定以前にも、支出の効果について、過去の実績に基づき、検討している。

（カ）本件補助金の推移

本件補助金は昭和３９年度に開始され、５２年継続している。

①事業費補助 (単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成２３年度	2,498	2,498
平成２４年度	2,687	2,572
平成２５年度	2,810	2,256
平成２６年度	2,508	2,293
平成２７年度	2,508	2,508

②運営費補助 (単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成２３年度	2,600	2,600
平成２４年度	2,600	2,600
平成２５年度	2,600	2,600
平成２６年度	2,600	2,600
平成２７年度	2,600	2,600

（キ）本件補助金の区分・態様

事業費の補助及び団体の運営費の補助であり、事業費の補助については、定額補助（沖縄「群馬之塔」維持：34万1000円、沖縄「群馬之塔」慰霊祭挙行：21万6000円）と定率補助（海外慰霊、沖縄「群馬之塔」慰霊：3分の1）であり、運営費補助については、年260万円の定額補助である。

(ク) 交付の負担関係

本件補助金は、県が100%負担するものである。本件補助金の対象事業のうち、遺族沖縄群馬の塔慰霊参拝事業及び海外戦没者慰霊巡拝事業の2つに関しては、県内の多くの市町村において、同じ目的の補助金が設けられている。しかし、本件補助金は、事業に要する経費を3分割し、3分の1を実際に参拝・巡拝に行った本人、3分の1を市町村、3分の1を県が負担するという運用を行っているため、市町村に同目的の補助金があることを理由に補助金を不交付とする予定はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

当該年度の次の年度の4月30日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

事業実績報告書の内容を確認することにより、目的外使用のないことを調査・確認している。具体的な成果指標等は特に定めていない。特段、効果についての事後的評価は行っていないが、群馬県遺族の会が、例年どおり、事業を継続実施できることが、戦没者及び遺族に対する最大の効果であると考えられている。

(ス) その他～沖縄群馬の塔の維持管理状況の把握について

沖縄群馬の塔の維持管理は、本件補助金の対象事業の1つであるところ、補助金受領団体は沖縄群馬の塔の維持管理費として34万9920円を支出している。そして、同維持管理費の補助率は100%であり、全額が補助金により賄われている。

しかし、実際に沖縄群馬の塔の維持管理を行っているのは「沖縄平和祈念財団」であり、補助金受領団体は「沖縄平和祈念財団」と委託契約を締結して34万9920円を支払っている。

そこで、沖縄平和祈念財団がどのような維持管理を行っているのか確認したところ、沖縄群馬の塔の付近には、他県の塔も建立されており、沖縄平和祈念財団が一括して維持・管理を行っており、日常的な清掃や見回りの他、荒天後の被害状況の確認なども行われているとのことであった。上記財団から毎年、委託事業完了報告書が提出されており、そこには清掃の実施状況や施設の点検結果などが記載されていた。具体的に、どのような頻度で、どのような清掃や見回りがなされているのか、細部までは把握し難いものの、年1回、遺族の会による沖縄群馬の塔参拝の際には、遺族の会事務局職員の他、県職員も同行しており、沖縄群馬の塔の管理状況について現地確認を行い、これまで良好に管理が行われていることが確かめられていると

のことであった。

(2) 群馬満蒙拓魂之塔慰霊事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項64）

補助金交付決定書、同決定書の通知書、補助金交付額確定書、同確定書の通知書の公印区分及び施行区分につき、第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等排除措置について（指摘事項65）

要綱に補助対象者が暴力団に該当する者であってはならない旨の定めがなく、誓約書の提出も求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 事業実績報告書の提出期限遵守（指摘事項66）

結論：事業実績報告書は、要綱に定める期限どおりに提出するよう、補助金受領団体に求めるべきである。

説明：補助金受領団体は、事業実績報告書を、事業が完了した日から20日以内に提出しなければならないこととされている（要綱第4条）。

しかし、補助事業として実施された合祀慰霊法要が実施されたのは平成27年9月27日であるのに対し、事業実績報告書が提出されたのは平成28年4月15日と、事業完了から約7ヶ月もの期間が経過した後のことであった。すなわち、本件補助金の事業実績報告書は、要綱の提出期限を半年以上も徒過して提出されているのである。

今後は、交付決定時に事業実績報告書の提出期限を補助金受領団体に教示した上、要綱に定める期限どおりに報告書を提出するよう求めるべきである。

また、仮に、事業完了から20日以内に事業実績報告書の提出を求めることが困難な事情があるのであれば、その事情を踏まえて要綱に定める実績報告書の提出期限を変更すべきである。

(エ) 補助対象経費の妥当性（意見94）

結論：補助対象経費としての妥当性を検討すべきである。

説明：事業実績報告書添付の「第42回群馬満蒙拓魂之塔合祀慰霊祭歳入歳出決算書」によれば、平成27年度に補助事業に要した費用の総額は23万7273円であり、慰霊祭費はそのうちの11万9850円であって、残りの11万7423円のうちの2万8640円が会議費、7万1920円が諸経費・文具代等に充てられていた。

しかし、補助事業として実施されている「群馬満蒙拓魂之塔合祀慰霊祭」は、年に1回開催されているものであるところ、会議費3万円、諸経費・文具代等として7万円以上の費用が必要であったのかの確認は十分ではなかった。

そもそも、本件補助金は「群馬満蒙拓魂之塔合祀慰霊事業」に対する事業費補助であるところ、文具代等は、補助金受領団体における日常的な経費と思われるものである。補助対象とすることは、疑念なく適切とはいえず、補助金受領団体の支

出のほぼ全てが補助対象となり得ることとなってしまいます。そのため、本件補助金が運営費に対する補助金であるとすればともかく、事業費に対する補助金である以上、団体の日常的な費用を補助対象経費とすることは、妥当とは思われません。さらに、補助対象経費をこのように広く解釈しては、補助事業の目的達成のために必要不可欠な経費を見誤り、適切な補助金額の算定を困難とするおそれさえある。

そこで、今後、補助金受領団体から実績報告書の提出がなされた際には、決算書どおりの支出がされているかどうかだけではなく、補助対象経費としての妥当性についても、検討すべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助の目的・趣旨

交付要綱に「本県から送出された開拓団、義勇隊全物故者の慰霊のため、群馬満蒙拓魂之塔奉賛会の行う事業に対して補助金を交付する。」と定められている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県満蒙拓魂之塔慰霊事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、「予算の範囲内」としか定められていない（要綱第2条）。補助対象経費は、群馬満蒙拓魂之塔慰霊事業に要する経費と定められている（同条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬満蒙拓魂之塔奉賛会であり、県有施設の貸与はない。本件補助金の対象者は、要綱上、同会に限定されているため、同様の支出の対象となり得る他の相手先は想定し得ない。また、本件補助金は、本県から送出された開拓団、義勇隊全物故者の慰霊のための事業に支出されているところ、群馬県内に同様の事業を行う団体は存在していない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前にも、支出の効果について、過去の実績に基づき、検討しているが、具体的な成果指標等は特に設けていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和50年度に開始され、41年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	100	100
平成24年度	100	100
平成25年度	100	100
平成26年度	100	100
平成27年度	100	100

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業が完了した日から20日以内に、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書の提出を受けた後、担当部署の職員が補助金受領団体に出向き、目的外使用のないことを確認している。具体的な成果指標等は特に定められていないが、実績報告書の提出を受けた後、担当部署において、事後的な評価を行っている。効果が見えにくいものであるが、毎年、滞りなく合祀慰霊事業が実施されていることが、効果であると考えられている。

8. 健康福祉部食品・生活衛生課の補助金

(1) 一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項67）

第4の第2項参照。

(イ) 補助対象事業の対象経費とすることが不適切な支出（指摘事項68）

結論：補助事業の経費として計上されているものについては、具体的な説明を求めるとともに、補助事業の経費とすることが不適切な支出が経費として計上されている場合には、補助事業の経費から除くよう求めるべきである。

説明：実績報告書添付の補助金収支精算書によれば、補助金受領団体は、指導員研修会費として年90万1116円を支出しており、その全額が、38名の食品衛生指導員が参加した、1泊2日で千葉県内にある有限会社マルタケ及びサッポロビール株式会社千葉工場の視察研修のために支出された費用であった。バス代等として旅行会社に支払われた金額が82万6700円と高額であるが、どの部分を補助対象事業の経費として計上し、どの部分を参加者の負担としているのかの内訳は明確にはなっていない。

確かに、食品衛生指導員の研修事業は、要綱上、本件補助金の補助対象事業とされている。そして、補助金受領団体が、団体内の親睦を図る目的で、研修と同時に県外に宿泊して懇親会等を実施することは自由である。

しかし、補助対象事業である研修事業の経費として、社会通念上相当といえるのは、研修会実施のために使用する会場費や、研修会における茶菓や弁当代等に限られると考えられる。宿泊代や宿泊施設での飲食代等の費用は研修事業の経費として

相当ではない。

そもそも、本件補助金の交付額は、補助対象事業にかかる経費を参考に、予算の範囲内で決められているところ、補助対象事業とは無関係又は関連性の薄い経費を補助対象事業の経費とすることを認めてしまつては、今後、補助金の交付額を決定するにあたり、適切な支給額を見誤るおそれさえある。

そこで、今後は、経費として計上されたものについては、具体的な説明を求めるとともに、補助事業の経費とすることが不適切な支出が経費として計上されている場合には、補助事業の経費から除くよう求め、補助対象経費の適切な把握に努めるべきである。

(ウ) 実績報告書の提出期限（意見 9 5）

事業実績報告書の提出期限が「補助事業が終了したときは・・・翌年度の 4 月 30 日まで」と定められていること（要綱第 6 条）につき、第 4 の第 6 項参照。

(エ) 補助対象経費の明確化（意見 9 6）

結果：補助の対象となる経費の費目を、要綱に具体的に明記すべきである。

説明：本件補助金の交付額は、「補助対象事業にかかる経費の合計額について知事が認める額に 1 / 2 を乗じて得た額」と記載されているのみで、経費の範囲は具体的に定められていない。補助の対象となる経費の範囲を明確にしておかなければ、補助事業にかかる経費の額を見誤るおそれがある。

そこで、補助の対象となる経費の費目を、要綱に具体的に明記すべきである。

(オ) 講師謝金料の算定について（意見 9 7）

以下の検出事項につき、第 4 の第 5 項参照。

一般社団法人群馬県食品衛生協会は、食品衛生功労者および優秀施設の表彰事業に関する費用として、報償費 2 9 万 8 5 4 0 円を支出している。これは、食品衛生大会の司会者及び同大会で実施した講演の講師に対して支払われた謝金であるが、その内訳は、司会者に対する謝金が 3 万 5 0 0 0 円、講師に対する講演料が 2 6 万 3 5 4 0 円である。そして、同大会における講師の講演時間は、1 時間 3 0 分～2 時間程度であるところ、講師料の単価は、どれだけ少なく見積もっても、1 時間あたり 1 3 万円以上であるといえる。これは、その当否は別として、県が予算要求の際の目安として設定している予算標準単価の 1 6 倍以上の金額である。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱に「食品衛生の向上及び増進を図るため、一般社団法人群馬県食品衛生協会に対して補助金を交付する。」と定められている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

食品衛生法、規則、一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金額は、補助対象事業にかかる経費の合計額について知事が認める額に補助率の 2 分の 1 を乗じて得た額と定められている。（要綱第 3 条）

①食品衛生指導員の養成及び研修事業、②食品衛生知識の普及に関する事業、③食品衛生功労者及び優良施設の表彰事業、④製品の自主検査に関する事業であり、それらの事業にかかる経費の合計額につき、知事が認める額の2分の1とされている。

具体的な経費の範囲（費目）は特段定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金であり、県有施設の貸与がある。

本件補助金の対象者は、同協会に限定されている。中核市（群馬県内においては前橋市及び高崎市）は、都道府県と並んで食品衛生に関する正しい知識の普及等のために必要な措置を講じなければならないとされているところ（食品衛生法2条、地域保健法5条1項、地方自治法252条の22）、前橋市には前橋食品衛生協会、高崎市には高崎食品衛生協会があり、各市は各協会に対して補助金の支給等の施策を講じている。食品衛生に関しては、食品衛生法上、都道府県に必要な措置を講ずる義務があるため、中核市以外の地域には、県の機関として保健所を設置して必要な措置を講ずるとともに、一般社団法人群馬県食品衛生協会と協力しながら食品衛生の向上及び増進を図っている。本件補助金に関しては、県内に支出対象となり得る同様の相手先等は存在しないものと考えられる。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は特定財源である。効果の測定が難しい事業であるため、交付決定前に、支出の効果については検討していない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和61年度に開始され、30年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,600	1,600
平成24年度	1,600	1,600
平成25年度	1,600	1,600
平成26年度	1,600	1,600
平成27年度	1,600	1,600

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助金受領団体は、補助事業が終了したときは、翌年度の4月30日までに、実績報告書と収支精算書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

補助金受領団体から提出される事業実績報告書の審査、当該団体の帳簿及び保管している領収書等の確認をする方法により、目的外使用がないことの調査・確認を行っている。成果指標等は特に定めていないが、実績報告書により、効果についての事後的な評価も実施している。